令和５年度版

保証協会活用ハンドブック

長崎県信用保証協会は中小企業のサポーターです。

NAGASAKI GUARANTEE
長崎県信用保証協会

は　じ　め　に

本書は、金融機関担当者の皆様向けに、信用保証実務のポイント、主な保証制度の概要をまとめて、担当者の皆様がより簡潔に保証付融資に取り組めるよう作成したハンドブックです。

本書を携帯いただき、お客様との取引の円滑化にご利用いただければ幸いです。

なお、詳細につきましては「保証利用のご案内」「保証事務の手引き」等をご覧いただきますようお願いいたします。

目　　次

1．保証協会利用のメリット …… 2
2．信用保証をご利用いただけるお客様 …… 2
(1)　所在地 …… 2
(2)　企業規模 …… 2
(3)　許認可について …… 3
(4)　ご利用できない方 …… 6
3．保証の内容 …… 8
(1)　保証限度額 …… 8
(2)　連帯保証人 …… 8
(3)　経営者保証を不要とする保証の取り扱いについて …… 9
(4)　保証意思宣明公正証書の作成に関するご説明 …… 10
4．信用保証料 …… 11
5．新型コロナウイルス感染症対策関連資金保証制度について …… 13
制度一覧表
6．ケース別保証制度のご案内 …… 18
「借入枠で資金を確保しておきたい」 …… 18
・根カード　・わくわく７００　・わくわくミニ　・根当座　・根当座財務型
・エクセレント長崎
「まとまった資金を調達し資金繰りを安定させたい」 …… 26
・みらい　・マル優長期　・県経営安定　・県地域　・その他の主な振興資金
・セーフティネット保証
「設備資金を長期で借りたい」 …… 36
・みらい　・マル優長期　・県経営安定長期設備　・県地方創生
「売掛金や在庫を担保に借りたい」 …… 41
・ＡＢＬ保証
「社債を発行して資金調達を図りたい」 …… 43
・特定社債保証　・特定社債貢献
「創業保証制度の紹介」 …… 46
・地方公共団体創業資金制度概要
「小規模企業者向け保証制度」 …… 47
・県小口　・長小　・佐世保小口　・長与
「経営者保証が不要な保証制度」 …… 47
・財務型　・根当座財務型　・ＳＳＳ（創業）
「事業承継関連制度」 …… 51
事業承継関連制度一覧
・ＳＹＯＵＫＥＩ　・県事業承継　・佐世保承継　・承継特別
「その他の制度」 …… 58
・タンカツＧＯ　・ＴＡＧ
7．信用保証料率表 …… 61
8．保証申込必要書類チェックリスト …… 65
9．信用保証依頼書・信用保証委託申込書　記入例 …… 66
10．事前協議について …… 73
11．保証協会の経営支援 …… 74
12．事務担当窓口 …… 77

1．保証協会利用のメリット

保証付融資をご利用いただくことによって、信用保証協会が公的な「保証人」となるため借入れしやすくなり、金融機関のプロパー融資と保証付融資を併用することで、借入枠が拡大されます。

また、保証協会利用企業に対して、経営課題や経営状況に応じて中小企業診断士などの外部専門家を派遣し、経営改善・発展に向けた支援も行っています（一部例外を除き、専門家へ支払う報酬などは当協会が負担します）。

2．信用保証をご利用いただけるお客様

次の要件を満たす中小企業・小規模企業者であれば、ほとんどの方が保証付融資をご利用いただけます。

ただし、保証付融資の資金使途は、事業に必要な運転資金または設備資金に限られます。

⑴　所在地

個人の場合、長崎県内に住居または事業所のいずれかを有している方。

法人の場合、長崎県内に本店または事業所を有している法人。

⑵　企業規模

「資本金」または「常時使用する従業員の数」のいずれかが、次の条件を満たしていれば、保証の対象となります。

業種（主たる事業）		資本金	従業員
製造業・建設業・運輸業ほか		3億円以下	300人以下
	ゴム製品製造業(注)	3億円以下	900人以下
卸　売　業		1億円以下	100人以下
小　売　業		5,000万円以下	50人以下
サービス業		5,000万円以下	100人以下
	ソフトウェア業 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
	旅館業	5,000万円以下	200人以下
医業を主たる事業とする法人			300人以下

※飲食業は、小売業に含みます。

(注)ゴム製品製造業（自動車または航空機用タイヤおよびチューブ製造業ならびに工業用ベルト製造業を除く）を主たる事業とする会社及び個人は従業員900人以下となります。

【従業員】

常時使用する従業員は、次のとおり取り扱います。

①　臨時の従業員は含まれませんが、名目は臨時雇用であっても事業の経営上不可欠な人員は従業員に含まれます。

例えば、スーパーマーケットのパート（レジ係）、新聞販売店のアルバイト（配達員）など。

②　個人事業主の家族従業員は、有給であっても、事業主と生計を一にしている三親等内の親族であれば含まれません。

③　法人の役員は含まれません。

※　兼業者の従業員数は、主たる事業における従業員数でなく、企業全体で一定人員以下であることを要します。
※　ＮＰＯ法人は、常時使用する従業員の数が300人（小売業は50人、卸売・サービス業は100人）以下の法人が対象になります。

【小規模企業者】
①　常時使用する従業員の数が20人（商業・サービス業は５人）以下の会社および個人であって、特定事業を行うもの。
②　常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社および個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするもののうち、特定事業を行うもの。（宿泊業・娯楽業は20人以下の会社および個人）
③　事業協同小組合であって、特定事業を行うもの、またはその組合員の３分の２以上が特定事業を行う者であるもの。
④　特定事業を行う企業組合であって、その事業に従事する組合員の数が20人以下のもの。
⑤　特定事業を行う協業組合であって、常時使用する従業員の数が20人以下のもの。
⑥　医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が20人以下のもの（①～⑤に掲げるものを除く）。
⑦　特定事業を行うNPO法人であって、常時使用する従業員の数が20人（商業・サービス業は５人）以下のもの。

(3)　許認可について
後記一覧表の業種を営まれているお客様のお申込の際には、許認可等の写しにより確認をさせていただきます。（それ以外の業種についても、必要に応じ確認させていただく場合があります。）

業種		許認可等	根拠法	有効期限	処分権者
鉱業	採石業	登録	採石法（第32条）	—	県知事
	砂利採取業	登録	砂利採取法（第３条）	—	県知事
建設業	建設業	許可	建設業法（第３条）	５年	国土交通大臣（地方整備局長）または県知事【注①】
	電気工事業	登録	電気工事業の業務の適正化に関する法律（第３条）	５年	経済産業大臣（経済産業局長）または県知事【注①】
製造業	食料品製造業	許可	食品衛生法（第55条）	５年を下らない期間	県知事または市長【注②】
	酒類製造業	免許	酒税法（第７条）	—	税務署長
	酒母・もろみ製造業	免許	酒税法（第８条）	—	税務署長
	第１種高圧ガス製造業	許可	高圧ガス保安法（第５条）	—	県知事
	医薬品（体外診断用医薬品を除く。）・医薬部外品・化粧品製造業（製造工程のうち保管のみを行う場合を除く。）	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（第13条）	５年または６年【注③】	厚生労働大臣または県知事【注④】
	医薬品（体外診断用医薬品を除く。）・医薬部外品・化粧品製造業（製造工程のうち保管のみを行う場合に限る。）	登録	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（第13条の２の２）	５年	厚生労働大臣
	医療機器・体外診断用医薬品製造業	登録	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(第23条の２の３)	５年	厚生労働大臣

業種		許認可等	根拠法	有効期限	処分権者
製造業	再生医療等製品製造業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（第23条の22）	５年	厚生労働大臣
	揮発油特定加工業	登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律（第12条の２）	—	経済産業大臣（経済産業局長）
	軽油特定加工業	登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律（第12条の９）	—	経済産業大臣（経済産業局長）
運輸業	一般旅客自動車運送事業（一般貸切旅客自動車運送事業を除く。）	許可	道路運送法（第４条）	—	国土交通大臣（地方運輸局長）
	一般旅客自動車運送事業（一般貸切旅客自動車運送事業に限る。）	許可	道路運送法（第４条、第８条）	５年	国土交通大臣（地方運輸局長）
	特定旅客自動車運送事業	許可	道路運送法（第43条）	—	国土交通大臣（地方運輸局長）
	自家用有償旅客運送事業	登録	道路運送法（第79条）	2年または5年 更新時2年、3年、5年【注⑩】	国土交通大臣（地方運輸局長）
	一般貨物自動車運送事業	許可	貨物自動車運送事業法（第３条）	—	国土交通大臣（地方運輸局長）
	特定貨物自動車運送事業	許可	貨物自動車運送事業法（第35条）	—	国土交通大臣（地方運輸局長）
卸売・小売業	食料品販売業	許可	食品衛生法（第55条）	５年を下らない期間	県知事または市長【注②】
	酒類販売業	免許	酒税法（第９条）	—	税務署長
	医薬品（体外診断用医薬品を除く。）・医薬部外品・化粧品製造販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（第12条）	５年または６年【注③】	厚生労働大臣または県知事【注④】
	医療機器・体外診断用医薬品製造販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（第23条の２）	５年	厚生労働大臣または県知事【注④】
	再生医療等製品製造販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（第23条の20）	５年	厚生労働大臣または県知事【注④】
	再生医療等製品販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（第40条の５）	６年	県知事
	医薬品販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（第24条）	６年	県知事または市長【注⑤】
	薬局	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（第４条）	６年	県知事
	高度管理医療機器・特定保守管理医療機器販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（第39条）	６年	県知事
	液化石油ガス販売業	登録	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（第３条）	—	経済産業大臣（経済産業局長）または県知事【注①】
	揮発油販売業	登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律（第３条）	—	経済産業大臣（経済産業局長）
	家畜商	免許	家畜商法（第３条）	—	県知事
	古物営業【注⑩】	許可	古物営業法（第３条）	—	県公安委員会
不動産業	宅地建物取引業	免許	宅地建物取引業法（第３条）	５年	国土交通大臣（地方整備局長）または県知事【注①】
飲食店・宿泊業	飲食店	許可	食品衛生法（第55条）	５年を下らない期間	県知事または市長【注②】
	（上記のうち風俗営業店）	許可	風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（第３条）	—	県公安委員会

業　　種		許認可等	根　拠　法	有効期限	処分権者
飲食店・宿泊業	旅館業	許可	旅館業法（第３条）	—	県知事または市長【注②】
	住宅宿泊事業	届出	住宅宿泊事業法（第３条）	—	県知事
医療・福祉	病院・診療所・助産所	許可	医療法（第７条）	—	県知事または市長【注⑥】
サービス業	まあじゃん屋、パチンコ屋、ゲームセンター等娯楽業	許可	風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（第３条）	—	県公安委員会
	建築士事務所	登録	建築士法（第23条）	５年	県知事
	測量業	登録	測量法（第55条）	５年	国土交通大臣（地方整備局長）
	浴場業	許可	公衆浴場法（第２条）	—	県知事または市長【注②】
	興行場	許可	興行場法（第２条）	—	県知事または市長【注②】
	一般廃棄物処理業	許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第７条）	２年	市町長
	産業廃棄物処理業	許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第14条）	５年または７年【注⑦】	県知事または市長【注②】
	特別管理産業廃棄物処理業	許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第14条の４）	５年または７年【注⑦】	県知事または市長【注②】
	浄化槽清掃業	許可	浄化槽法（第35条）	期限を付することができる(概ね2年)	市町長
	自動車特定整備事業【注⑨】	認証	道路運送車両法（第78条）	—	地方運輸局長
	医療機器修理業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(第40条の2)	５年	厚生労働大臣または県知事【注④】
	高度管理医療機器・特定保守管理医療機器賃貸業【注⑧】	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（第39条）	６年	県知事
	有料職業紹介事業	許可	職業安定法（第30条）	３年(更新時５年)	厚生労働大臣
	労働者派遣事業	許可	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(第5条)	３年(更新時５年)	厚生労働大臣

【注①】　二以上の都道府県の区域内に営業所を設ける場合は大臣（一局の管轄区域内は局長)、県内のみは県知事。

【注②】　長崎市および佐世保市は市長、その他は県知事。

【注③】　薬局製造販売医薬品の製造および製造販売は６年、その他は５年。

【注④】　薬局製造販売医薬品の製造および製造販売、ならびに人に使用する医薬品等の製造、製造販売および修理等は県知事、その他は厚生労働大臣。

【注⑤】　店舗販売業について、長崎市および佐世保市は市長、その他は県知事。配置販売業、卸売販売業については、すべて県知事。

【注⑥】　病院は県知事。診療所および助産所については、長崎市および佐世保市は市長、その他は県知事。

　ただし、臨床研修等終了医師または臨床研修等終了歯科医師が診療所を開設する場合、および助産師が助産所を開設する場合は許可不要（届出)。

【注⑦】　産業廃棄物処理業または特別管理産業廃棄物処理業の更新に際し、事業の実施に関し優れた能力および実績を有する者として環境省令で定める基準に適合するものに係る更新期間は７年。

【注⑧】 高度管理医療機器・特定保守管理医療機器賃貸業とは、「医薬品、医療機器等の品質、有効性および安全性の確保等に関する法律」第 39 条に規定する「高度管理医療機器・特定保守管理医療機器貸与業」のうち、対価を得て貸与を行うものをいう。

【注⑨】 自動車分解整備事業について、道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第 14 号）により分解整備の範囲が拡大され電子制御装置整備が追加（特定整備と定義）。これに伴い「自動車分解整備事業」が「自動車特定整備事業」となり、旧法における自動車分解整備事業の認証は新法の自動車特定整備事業の認証とみなされる。特定整備にかかる事業を行っている事業所は令和６年３月 31 日までに新法における自動車特定整備の認証が必要。

【注⑩】 従来、営業所等が所在する都道府県ごとに古物営業の許可を受けることが必要であったが、令和２年４月１日以降は主たる営業所等の所在地を管轄する公安委員会の許可を受ければその他の都道府県に営業所等を設ける場合は届け出で足ることへ変更。法改正前の許可を有す場合は主たる営業所を管轄する公安委員会への届出が必要。

【注⑪】 自家用有償旅客運送事業のうち、自動車の運行管理の体制の整備等について一般旅客自動車運送事業者の協力を得て行う運送（事業者協力型自家用有償旅客運送）に係る登録の有効期間および当該登録の更新に際し是正措置の命令を受けていないこと等道路運送法で定める事項に該当する場合の有効期間は５年である。

※ご利用いただく方と許認可等の名義人が異なる場合

イ．申込人が個人事業者であって、許認可等の名義人が異なる場合は、申込人名義で許認可等を取り直す必要があります。ただし、次のような場合は許認可等の名義人が異なっていても差し支えありません。

① 生活衛生関係の事業（食料品製造業、食料品販売業、飲食店営業、興行場営業、旅館業および浴場業に限る。）ならびに酒類販売業および酒類製造業であって、許認可等の名義人が申込人と親子、夫婦、兄弟等、三親等内の親族である場合。

② 上記①以外の事業であっても、許認可等の名義人が申込人と親子、夫婦、兄弟等、三親等内の親族であり、かつ、宣誓書の提出がある場合若しくは当該許認可等の名義人を連帯保証人とする場合。

ただし、連帯保証人とする場合は保証意思宣明公正証書の作成が必要となります。

ロ．法人成り企業において、許認可等の名義が個人名義のままである場合は、法人名義で許認可等を取り直す必要があります。ただし、上記イ①記載の事業である場合は、許認可等の名義が法人成り前の経営者個人（三親等内の親族を含む。）のままであっても差し支えありません。この場合、法人成後の最初の許可更新時において、法人名義での許可更新をお願いします。

ハ．第三者が許認可等を受けていることにより、改めて許認可等を受けなくても差し支えないものとされている場合（例えば、百貨店内に出店している飲食業者のように許可の前提となる施設の賃貸を受けている場合）は、当該第三者名義の許認可等の確認が必要となります。

⑷ ご利用できない方

① 公益社団（財団）法人、一般社団（財団）法人、学校法人、宗教法人、社会福

祉法人、有限責任事業組合（LLP）。
［一般社団（財団）法人等で一部の保険特例措置において「中小企業者」とみなされ、保証の対象となる場合があります。］

② 休眠会社（最後の登記後 12 年以上経過した株式会社で、会社法により休眠会社として解散したものとみなされるもの）および休眠組合（中小企業等協同組合法により休眠組合の適用を受けるもの）。

③ 農業、林業（素材生産業および素材生産サービス業を除く。）、漁業、金融・保険業（保険媒介代理業および保険サービス業を除く。）、一部のサービス業など。
［ただし、農林漁業において製造加工設備を有し製造行為を行っている場合など、以上の業種であっても、業態によっては保証の対象となりますので、詳しくは当協会までご照会ください。また、令和２年５月 15 日以降の保証申込受付分より、中小企業保険法における中小企業者の判定等について変更があり、パチンコホールや場外車券場･馬券場､易断所なども保証対象先に含まれるようになりました。］

④ 許認可等を必要とする事業の場合は、その許認可等を受けていない方。

⑤ 「風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律」（以下「風営法」といいます。）第２条第１項の適用を受ける風俗営業（まあじゃん屋、ゲームセンター、スロットマシン場、ダーツバーを除く）で、公序良俗に反するなど社会的に批判を受けるおそれがある方。

⑥ 風営法第２条第５項に規定する性風俗関連特殊営業。

⑦ 手形、小切手、電子記録債権について、不渡後（電子記録債権においては支払不能後）６カ月経過していない方（６カ月経過しても不渡手形の買戻しをしていない方を含みます。）および銀行取引停止処分を受け２カ年経過していない方。

⑧ 破産手続開始、民事再生手続開始、会社整理開始等の法的手続中（申立中を含みます。）の方および差押、仮差押等の法的措置を受けている方、または私的整理中であって事業継続の見通しが立たない方。（ただし、事業再生保証の対象となる方を除きます。）

⑨ 保証協会（当協会以外の保証協会を含みます。以下同じ。）の代位弁済を受け、求償債務が残っている方およびその事業承継者、相続人、債務引受人、割引手形の振出人。

⑩ 原則として、保証協会の代位弁済を受け、求償債務が残っている方の連帯保証人およびその事業承継者、相続人、債務引受人。

⑪ 保証協会の保証付融資または金融機関固有の融資（プロパー融資）について、延滞等の債務不履行がある方。

⑫ 次に該当し、改善の見通しがない方。
- 粉飾決算を行っている場合。
- 融通手形操作を行っている場合。
- 高利債を利用している場合。
- 税金や社会保険料を滞納している場合。

⑬ 保証協会が反社会的勢力であると判断した方。

⑭ 業態・事業内容が非合法関連、賭博性・投機性の高いものおよびマルチ商法的なものと保証協会が判断した方。

⑮ 既存の保証付融資を、合理的理由なく使途目的以外に流用している方。

⑯　保証申込について、金融斡旋屋、反社会的な団体など第三者が介入している方。
⑰　その他、保証協会が不適当であると判断した方。
※上記⑦～⑬に該当する方が代表者または実質経営者である法人や関連企業も本人と同様にご利用できません。

3．保証の内容

(1)　保証限度額

一中小企業者である法人・個人にご利用いただける保証限度額は次のとおりです。なお、(　　)内金額は組合の場合です。

		一般保証枠(個人･法人)	別枠（経営安定関連等）	更に別枠（危機関連）
保証限度額	普通保証	2億円 (4億円)	2億円 (4億円)	2億円 (4億円)
	無担保保証	8,000万円 (8,000万円)	8,000万円 (8,000万円)	8,000万円 (8,000万円)
	計	2億8,000万円 (4億8,000万円)	2億8,000万円 (4億8,000万円)	2億8,000万円 (4億8,000万円)

①　国の施策による特別の資金を対象とした保証では、上記の一般保証枠とは別枠で各制度ごとに保証限度額が定められています。
②　関連企業（代表者または実質経営者が同一である、会社の役員構成・資本構成が重複しているなど）がある場合は、原則として、関連企業の保証債務残高を含め、上記保証限度額の範囲で取り扱います。
③　他の保証協会のご利用がある場合は、その保証債務残高を含め、上記保証限度額の範囲で取り扱います。
④　部分保証の場合は、80％保証のため、貸付限度額は保証限度額の1.25倍の金額となりますが、県市町制度においては部分保証の場合であっても、貸付限度額は保証限度額と同額と定められています。

(2)　連帯保証人

①　法人代表者は連帯保証が必要となる場合があります。(連帯保証を不要とする保証については後記「経営者保証を不要とする保証の取り扱いについて」をご覧ください)

法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。

なお、次のような特別な事情がある場合は、法人代表者以外であっても連帯保証人になっていただくことがあります。

- 実質的な経営権を有している方が連帯保証人となる場合。
- 営業許可名義人または経営者本人の配偶者（当該経営者本人と共に当該事業に従事する配偶者に限る。）が連帯保証人となる場合。
- 経営者本人の健康上の理由のため、事業承継予定者が連帯保証人となる場合。
- 財務内容その他の経営状況を総合的に判断して、通常考えられる保証のリスク許容額を超える保証依頼がある場合であって、当該事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申し出があった場合（この場合、原則として保証協会が協力者や支援者と直接面談のうえ､支援姿勢を証する書面をご提出いただきます)。

② 組合について

必要となる場合は、原則として、代表理事のみを連帯保証人としますが、個々の実情に応じ他の理事を連帯保証人とすることが出来ます。なお、転貸資金については、代表理事のほか、転貸先組合員（法人の場合はその代表者）を連帯保証人とします。

③ 担保提供者について

申込人、連帯保証人（法人代表者など）以外の方から担保を提供いただく場合の担保提供者については、連帯保証人になっていただく必要はございません。

(3) 経営者保証を不要とする保証の取り扱いについて

① 保証時の取り扱い

金融機関から融資を受ける際、経営者が会社の連帯保証人となることを経営者保証といいます。

「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、当協会では、下記の３つのいずれかに該当する法人の場合、経営者保証を不要とする保証の取り扱いをすることができます。

<table>
<tr><th>通　称</th><th>要　　件</th></tr>
<tr><td>金融機関連携型</td><td>下記の全てを満たす場合。なお、申込にあたっては「『金融機関との連携により経営者保証を不要とする取扱い』確認書」の提出が必要となります。
• 取扱金融機関において、経営者保証を不要とし、かつ担保による保全が図られていないプロパー融資(※)の残高があること。(もしくは、同様のプロパー融資を保証付融資と同時に実行すること。)
• 財務要件（「直近決算期において債務超過でないこと」かつ「直近２期の決算期において減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと」）を満たしていること。
• 法人と経営者の一体性解消が図られていることを取扱金融機関が確認していること。
※プロパー融資とは、金融機関固有の融資であって、信用保証協会の保証を付さない融資のことを指します。</td></tr>
<tr><td>財務要件型</td><td>• 直近決算期において、次の財務要件の基準（１）～（３）のいずれかを満たす場合。
※「財務要件型無保証人保証制度」または「財務要件型無担保・当座貸越根保証制度」でのご利用となります。
<table>
<tr><th></th><th>基準（１）</th><th>基準（２）</th><th>基準（３）</th><th>充足要件</th></tr>
<tr><td>①純資産</td><td>５千万円以上
３億円未満</td><td>３億円以上
５億円未満</td><td>５億円以上</td><td>必須要件</td></tr>
<tr><td>②自己資本比率</td><td>20%以上</td><td>20%以上</td><td>15%以上</td><td>②または③のいずれか１つ以上</td></tr>
<tr><td>③純資産倍率</td><td>2.0 倍以上</td><td>1.5 倍以上</td><td>1.5 倍以上</td><td>②または③のいずれか１つ以上</td></tr>
<tr><td>④使用総資本事業利益率</td><td>10%以上</td><td>10%以上</td><td>５%以上</td><td>④または⑤のいずれか１つ以上</td></tr>
<tr><td>⑤インタレスト・カバレッジ・レーシオ</td><td>2.0 倍以上</td><td>1.5 倍以上</td><td>1.0 倍以上</td><td>④または⑤のいずれか１つ以上</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>担保充足型</td><td>• 法人または代表者本人が所有する不動産の担保提供があり、十分な保全が図られている場合。
※１　当協会の担保評価により、100%以上の保全が図られていることが必要となります。
※２　担保物件は、原則として申込された法人もしくは代表者本人の所有物件としますが、第三者（実質経営者を含む）が担保提供者であっても取り扱いは可能です。
※３　担保提供者が申込された法人以外の場合には、物上保証人になっていただく必要があります。</td></tr>
</table>

② 期中時の取り扱い

上記の保証時のみではなく、経営者保証が付された既存の保証付き融資につい

て、経営者保証の解除要請があった場合には、以下の取り扱いとなります。

手　法	経営者保証の取り扱い	金融機関連携型	財務要件型	担保充足型
借　換（新規融資）	保証時の取り扱いの「金融機関連携型」、「財務要件型」、「担保充足型」のいずれかに該当する場合は、新規の保証付融資で借り換えをすることにより経営者保証を解除することができます。	○	○	○
条件変更	保証時の取り扱いの「金融機関連携型」に該当する場合は、条件変更により経営者保証を解除することができます。	○	×	×

③　事業承継時の取り扱い

代表者の交代により事業承継する場合、経営者保証が付された既存の保証付き融資については、以下の取り扱いとなります。

	経営者保証の取り扱い
原　則	旧代表者が引き続き保証参加する場合は、後継者（新代表者）の保証追加は行いません。
例　外	ただし、旧代表者の保証解除の要請があり、既存の保証付融資の返済が正常で、新代表者の保証を追加する場合には、基本的に旧代表者の保証を解除します。

※１　事業承継時においても「期中時の取り扱い」に該当する場合は、後継者（新代表者）の保証を追加することなく前代表者の保証を解除することができます。

※２　金融機関で事業承継について把握された時には、申込前に当協会までご連絡ください。

④　その他

- 「保証時の取り扱い」の金融機関連携型の要件により保証付融資について経営者保証を不要とした後、プロパー融資について経営者保証を追加する場合、保証付融資においても経営者保証を追加することについて当協会と協議する必要があります。
- 経営者保証を不要とする取り扱いに該当する場合も、申込書類には「個人情報の取扱いに関する同意書」が必要となります。
- １～３の他、個別の事案において経営者保証を不要として取り扱うことが適切かつ合理的であると認められる場合には、経営者保証を不要とすることが可能となりますので、事前に当協会までご相談ください。

⑷　保証意思宣明公正証書の作成に関するご説明

①　保証意思宣明公正証書について

＜対象者＞

民法の規定により、信用保証委託契約の連帯保証人になろうとする個人の方（以下「保証予定者」といいます。）は、その保証契約を締結する前に、公証役場において公証人による保証意思の確認を受けたうえで、その保証意思が公証された保証意思宣明公正証書（以下「公正証書」という。）を作成してもらう必要があります。なお、この公正証書の作成は、保証予定者が以下に掲げる方にあたる場合には不要とされています。

イ．委託者が法人の場合

- 委託者の理事、取締役、執行役又はこれらに準ずる者
- 委託者の議決権の過半数を直接的・間接的に有する株主等

ロ．委託者が個人の場合

- 委託者と共同して事業を行う者

・委託者が行う事業に現に従事している委託者の配偶者

※公証人は、判事や検事などを長く努めた法律実務経験者の中から法務大臣により任命されます。公証人がその権限において作成する公文書のことを「公正証書」といいます。

② 公正証書の作成場所

公正証書を作成してもらうためには、信用保証委託契約の保証予定者本人（代理人は不可）に、公証役場を訪問していただく必要があります。

近隣の公証役場（長崎公証人合同役場、諫早公証人役場、島原公証人役場、佐世保公証人役場）

※公証役場の一覧は、日本公証人連合会のウェブサイトでご確認いただけます。

※公証役場を訪問することが著しく困難な場合には、例外的に、公証役場外（病院等）での手続が認められることもありますので、公証役場にご相談ください。

③ 公正証書の作成・交付に必要となる手数料

（令和５年４月１日現在。詳細は公証役場にご確認ください。）

公正証書の作成には、保証契約１件につき１万1,000円の作成手数料がかかります（そのため、信用保証をご利用いただく際は、信用保証委託契約と貸付契約それぞれの連帯保証人として、手数料が合計２万2,000円かかります）。また、公正証書（正本又は謄本）の交付には、１枚あたり250円の交付手数料がかかります。これらの手数料は、保証予定者が公証役場でお支払いいただくことになりますので、あらかじめ、委託者と保証予定者の間で手数料の負担方法等についてご相談ください（手数料に消費税はかかりません）。

④ 公正証書の有効期間

公正証書は、保証契約の締結日前１カ月以内に作成されたものである必要があります。この期間より前に作成された公正証書では、保証契約を締結することができません。なお、信用保証委託契約の場合、お客様による信用保証の申込（信用保証委託申込書等の申込に際して必要な書類の提出）及び、信用保証協会による保証審査を経た後、基本的に金融機関の借入時点をもって、保証予定者は信用保証協会と保証契約を締結することになります。

※なお、保証契約の締結にあたり公正証書が正しい内容で作成されたことを確認する必要があるため、交付を受けた公正証書の正本又は謄本を、信用保証協会にご提出いただきますので、ご了承ください。公正証書の内容の誤り等により、信用保証協会が保証契約を締結することができないと判断した際は、公正証書の再作成をお願いする場合があります。

４．信用保証料

信用保証料（以下「保証料」といいます。）は、保証協会と中小企業者との信用保証委託取引に基づく対価であり、日本公庫への保険料、諸経費など、保証協会の業務運営に必要な費用に充てられるものです。

ご利用いただく信用保証の金額、期間、返済方法、保証料率などにより、一定の方法で計算し、貸付が実行されるときに納入していただきます。（保証料のほかは、調査料、相談料など一切いただきません。）

【保証料率】

① 保証料率は、中小企業者の財務内容により基準料率を決定し、さらに定性要因（非財務内容）による割引により、実際にご負担いただく適用料率を決定します。

② 責任共有制度の対象となる保証は、「責任共有保証料率」が適用され、対象外の保証は「責任共有外保証料率」が適用されます。

③ 経営安定関連保証（セーフティネット保証）など一部の保証では所定（一律）の保証料率が適用されます。

【基準料率】

基準料率は原則として、下記の９区分のいずれかが適用されます。（リスク考慮型基準料率といいます。）

なお、特殊保証とは、手形・電子記録債権割引根保証、当座貸越根保証（貸付専用型）および事業者カードローン当座貸越根保証等を指します。

（貸付金額に対する年率、単位：％）

	第１区分	第２区分	第３区分	第４区分	第５区分	第６区分	第７区分	第８区分	第９区分
責任共有保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
（特殊保証）	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39
責任共有外保証料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
（特殊保証）	1.87	1.70	1.53	1.36	1.15	0.94	0.77	0.60	0.43

【地方公共団体による信用保証料の補助】

ほぼ全ての県制度及び市町制度は、地方公共団体が保証料の補助を行っており、その分、中小企業者が負担する保証料は軽減されています。ただし、補助の対象となる制度の利用には、納税要件、貸付限度額など、制度ごとの定めがあります。

【適用料率の決定】

次の定性要因に該当する場合、基準料率から各0.1％（下記の⑴⑵の両方に該当すれば計0.2％）の割引を行い、最終的に適用料率を決定します。該当しない場合は基準料率が適用料率となります。

《割引の対象となる定性要因》

⑴ 物的担保の提供がある場合

ただし、次の保証においては、割引の適用はありません。

① 物的担保の提供自体が受けられない保証

※特別小口保証、流動資産担保融資保証、創業関連保証など

② 物的担保の提供があっても割引の適用がない保証

※経営安定関連保証（セーフティネット保証）、経営革新関連保証など

⑵ 会計参与を設置していることを登記により確認できた場合（一括支払契約保証を除く）

※適用対象は株式会社のみ

【保証料の返戻】

保証料は、違算過収の場合を除いて原則として返戻しませんが、最終期限前に繰上完済された場合は、協会所定の方法により返戻します。

保証期間を貸付日から１年毎に区分し、完済日の属する１年は 90％、それ以後の期間は全額を返戻します。ただし、計算した金額が 1,000 円以下の場合は返戻しません。

5．新型コロナウイルス感染症対策関連資金保証制度について

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の皆さまへの支援策について

現在、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業の皆さまは、セーフティネット保証の認定書等を利用した保証制度をご利用いただけます。

認定書	要件	認定基準	貸付限度額
セーフティネット４号（保険法第２条第５項第４号）	区域要件 ＊今回のコロナの影響に起因する区域は日本全国47都道府県において指定されています	1．指定地域において１年間以上継続して事業を行っていること 2．当該災害等の影響を受けた後、原則として最近の１カ月間の売上高又は販売数量が前年同月に比して20％以上減少しており、かつ、その後の２カ月間を含む３カ月間の売上高等が**前年同月期に比して20％以上減少することが見込まれること**	■無担保保証 80,000千円 ■普通保証 200,000千円 ＊経営安定関連枠を利用
セーフティネット５号（保険法第２条第５項第５号）	指定業種	1．指定業種を行う中小企業者であって、最近３カ月間の平均売上高又は平均販売数量が**前年同月期の月平均売上高等に比して５％以上減少していること** 2．複数の事業を兼業している場合は、指定業種に属する事業を主たる事業として行っていること（この場合、主たる事業の売上高等と企業全体の売上高等の双方が**前年同月期の月平均売上高等に比して５％以上減少していること**）	

（注意事項）

認定書の認定権者は事業所の所在地を管轄する市町村長です。

認定書とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

認定を受けた後、認定書の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して保証申込を行うことが必要です。

創業後間もない方に対しても柔軟に対応できるようになっています。詳しくは、認定権者である事業所の所在地を管轄する市町又は保証協会へお問い合わせください。

セーフティネット４号・５号ともに定期的に指定（指定地域・指定業種）の見直しが行われていることから、今後対象が変更となる可能性があります。指定については中小企業庁ホームページに公表されています。

新型コロナウイルス感染症対策関連資金制度一覧

	協会制度					
制度名	経営安定関連保証		事業再生計画実施関連保証 （感染症対応型）	伴走支援型特別保証		
略称	経営安定		改善サポ感染	伴走特別		
利用認定書	SN４号	SN５号	―	確認書　※１	SN４号	SN５号
資金使途	運転・設備		運転・設備	運転・設備		
保証限度額	28,000万円		28,000万円	10,000万円		
貸付利率	金融機関所定		金融機関所定	金融機関所定		
保証料率	0.80%	0.75%	0.20%　※	0.20 ～ 1.15%　※２	0.20%　※３	
負担合計	所定＋0.80%	所定＋0.75%	所定＋0.20%　※	所定＋0.20 ～ 1.15% ※２	所定＋0.20%　※３	
融資期間 （据置）	10年 （１年以内）		15年 （５年以内）	10年 （５年以内）		
保証人	必要となる場合がある。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要					
担保	必要に応じ					
必要書類	• SN４号又は５号認定書 • その他保証協会が必要とする書類		• 保証の対象に掲げる計画書 • その他協会が必要とする書類	• SN４号又は５号認定書又は売上高減少要件等確認書 • 経営行動計画書 • 経営者保証免除対応確認書（経営者免除対応を適用する場合） • その他保証協会が必要とする書類		
その他・備考	• 一般枠とは別枠 • 経営安定関連等枠を利用		• 一般枠とは別枠 • 経営安定関連等枠に含まれる ※条件変更時に追加して生じる信用保証料については国の補助の対象外となり、責任共有対象の場合は保証料率0.80％、責任共有対象外の場合は保証料率1.00％となる（経営者保証免除対応を適用する場合、更に0.20％に相当する額が上乗せされる）	• 経営安定関連等枠又は一般枠を利用 • 利用可能額は「県（伴走特別）」と合算で10,000万円まで ※1 次の①～④いずれかに該当すること。 ①最近１カ月間の売上高が前年同月のそれと比較して５％以上減少していること ②最近１カ月間の売上高総利益率又は売上高営業利益率が前年同月のそれと比較して５％以上減少していること ③最近１カ月間の売上高総利益率又は売上高営業利益率が直近決算のそれと比較して５％以上減少していること ④直近決算の売上高総利益率又は売上高営業利益率が直近決算前期のそれと比較して５％以上減少していること ※２ 一般枠を利用し責任共有対象となる場合の信用保証料率は0.45 ～ 1.90％に対し0.25 ～ 0.75％が国の補助の対象 一般枠を利用し責任共有対象外となる場合の信用保証料率は0.50 ～ 2.20％に対し0.30 ～ 1.05％が国の補助の対象 ※３ 経営安定関連枠を利用する場合の信用保証料率0.85％に対し0.65％が国の補助対象 ただし、※２※３のいずれの場合においても、経営者保証免除対応を適用する場合は保証料率および国補助率ともにプラス0.20％に相当する額が上乗せされる。なお、条件変更時に追加して生じる条件変更保証料については国の補助の対象外 ☆保証割合および借換え特例については、下記の整理表のとおり		

「伴走特別」・「件伴走特別」における保証割合および借換え特例の整理表

既往借入金	借換え内容		本制度の資格要件		
			SN４号	SN５号	一般保証
責任共有対象	真水あり		×	○ 責任共有対象	○ 責任共有対象
	真水なし （同額以下）	危機指定期間中　※６ のSN５号以外	×	○ 責任共有対象	○ 責任共有対象
		危機指定期間中　※６ のSN５号	○　※５ 責任共有対象外		
責任共有対象外	真水あり		○ 責任共有対象外	○ 責任共有対象	○ 責任共有対象
	真水なし （同額以下）		○ 責任共有対象外	○　※４ 責任共有対象外	○　※４ 責任共有対象外

○……借換え可
×……借換え不可

（令和５年４月１日現在）

長崎県制度						市町制度			
長崎県緊急資金繰り支援資金（伴走支援）保証			長崎県緊急資金繰り支援資金保証			長崎市中小企業災害復旧等支援資金保証	佐世保市中小企業緊急経営対策資金保証		
県伴走特別			県支援・コロナ			長災害復旧（コロナ）	佐世保緊急（危機対策）	佐世保緊急（コロナ）	佐世保緊急（不況対策）
確認書　※１	SN４号	SN５号	確認書	SN４号	SN５号	SN ４号・５号	市長認定書	SN４号	SN５号
運転・設備			運転・設備			運転・設備	運転・設備		
10,000万円			10,000万円	10,000万円		2,000万円	3,000万円		
1.30%			1.30%			1.40%	1.20%（コロナは1.10%）		
0.00%　※２	0.00%　※３		0.05～0.90%　※１	0.05% ※２	0.00% ※３	0.00%	0.45～1.14%	0.48%	
1.30%　※２	1.30%　※３		1.35～2.20%　※１	1.35% ※２	1.30% ※３	1.40%	1.65～2.34%	1.68%	
10年 （５年以内）			10年 （２年以内）			運転７年 設備10年 （１年以内）	10年 （２年以内）		
必要となる場合がある。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要						必要となる場合がある。 ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要			
必要に応じ						必要に応じ			
• SN４号又は５号認定書又は売上高減少要件確認書 • 経営行動計画書 • 経営者保証免除対応確認書（経営者免除対応を適用する場合） • 県税の納税証明書 • その他保証協会が必要とする書類			• SN４号又は５号認定書又は緊急資金繰り支援資金に係る確認書 • 県税の納税証明書 • その他保証協会が必要とする書類			• 長災害復旧（コロナ）の申込受付通知書 • SN４号又は５号認定書 • 市税の納税証明書 • その他保証協会が必要とする書類	• 市長の認定を受けた認定書 • 市税の納税証明書 • その他保証協会が必要とする書類 ※危機関連保険特例は利用対象外	• SN4号認定書 • 市税の納税証明書 • その他保証協会が必要とする書類	• SN5号認定書 • 市税の納税証明書 • その他保証協会が必要とする書類
• 経営安定関連等枠又は一般枠を利用 • 利用可能額は「伴走特別」と合算で10,000万円まで ※１ 次の①～④いずれかに該当すること。 ①最近１カ月間の売上高が前年同月のそれと比較して５%以上減少していること ②最近１カ月間の売上高総利益率又は売上高営業利益率が前年同月のそれと比較して５%以上減少していること ③最近１カ月間の売上高総利益率又は売上高営業利益率が直近決算のそれと比較して５%以上減少していること ④直近決算の売上高総利益率又は売上高営業利益率が直近決算前期のそれと比較して５%以上減少していること ※２ 一般枠を利用し責任共有対象となる場合の信用保証料率は0.45～1.90%に対し0.25～0.75%が国の補助、0.20～1.15%が県の補助の対象 一般枠を利用し責任共有対象外となる場合の信用保証料率は0.50～2.20%に対し0.30～1.05%が国の補助、0.20～1.15%が県の補助の対象 ※３ 経営安定関連枠を利用する場合の信用保証料率0.85%に対し0.65%が国の補助、0.20%が県の補助の対象 ただし、※２※３のいずれの場合においても、経営者保証免除対応を適用する場合は保証料率および国補助率ともにプラス0.20%に相当する額が上乗せされる。なお、条件変更時に追加して生じる条件変更保証料については国の補助の対象外 ☆保証割合および借換え特例については、下記の整理表のとおり			• 一般枠を利用 • 経営安定関連等枠とは別枠で10,000万円の利用が可能 • 利用可能額は「県支援・原油」と合算で10,000万円まで ※１ 長崎県新型コロナウイルス感染症対応資金保証（略称：コロナ）等国からの保証料補助がある既保証の借換えを含む場合の保証料率は0.45～1.30%、負担合計は1.75～2.60%	• 一般枠とは別枠 • 経営安定関連等枠を利用 • 一般枠とは別枠で10,000万円の利用が可能 • 新上五島町、波佐見町においては独自の保証料と利息の直接補助制度あり • 利用可能額は「県支援・原油」と合算で10,000万円まで ※２ 長崎県新型コロナウイルス感染症対応資金保証（略称：コロナ）等国からの保証料補助がある既保証の借換えを含む場合の保証料率は0.45%、負担合計は1.75% ※３ 長崎県新型コロナウイルス感染症対応資金保証（略称：コロナ）等国からの保証料補助がある既保証の借換えを含む場合の保証料率は0.40%、負担合計は1.70%	• 一般枠とは別枠 • 経営安定関連等枠を利用 • 利用可能額は「佐危機関連（コロナ）」と合算で2,000万円まで	• 一般枠を利用 • 利用可能額は「佐危機関連（コロナ）」と合算で3,000万円まで	• 一般枠とは別枠 • 経営安定関連等枠を利用 • 利用可能額は「佐世保緊急（コロナ）」と「佐世保緊急（不況対策）」と合算で3,000万円まで • 「佐世保緊急（危機対策）」とは別枠で利用可能	

（左記整理表の補足説明）
新型コロナウイルス感染症や原油価格・物価高騰等の影響により、積み上がった債務の返済負担を借換えによって軽減させ資金繰りの円滑化を図るため以下の借換えの特例措置を行う。
例えば、既往借入金が①責任共有制度の対象除外である保証と②危機指定期間中に保証申込受付し、かつ貸付実行された責任共有制度の対象となるSN５号である場合、それらをSN４号を利用した「伴走特別」又は「県伴走特別」で一本に借換えることも可能（ただし、①と②を合計した既往借入金の範囲内の額を借換える場合に限る。）。
※４：100%保証の既往借入金を同SN５号又は一般保証で借換える場合については、責任共有対象外とする。
※５：危機指定期間中※６（延長後の期間も含む）に信用保証協会が保証申込を受け付けし、かつ貸付実行されたSN５号（責任共有対象）を本制度SN４号（責任共有対象外）で借換えることは可能。
※４、※５とも同額以下借換えの場合に限る
※６：危機指定期間は令和２年２月１日から令和３年12月31日

伴走支援型特別保証　（略称：伴走特別）

目的

新型コロナウイルス感染症等の影響により、積み上がった債務の返済負担に伴って増加することが見込まれる借換え需要並びに事業再構築等の事業好転の契機となり得るような前向きな取組みに対する資金需要等に応えることで、中小企業者の資金繰りの円滑化を図ると共に、金融機関が当該中小企業者に対して継続的な伴走型での支援を実施することにより、当該中小企業者の経営の安定や収益力改善を図ること

資格要件

次のいずれかに該当し、かつ経営行動に係る計画（以下「計画」という。）を策定した中小企業者
(1)中小企業信用保険法第２条第５項第４号（以下「セーフティネット保証４号」という）の規定による認定を受けていること（注1）
(2)中小企業信用保険法第２条第５項第５号（以下「セーフティネット保証５号」という）の規定による認定を受けていること（注1）
(3)次の①又は② i から vi いずれかに該当すること（注１）（注２）
①最近１か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して５％以上減少していること
② i 最近１か月間の売上高総利益率が前年同月の売上高総利益率と比較して５％以上減少していること
ii 最近１か月間の売上高総利益率が直近決算の売上高総利益率と比較して５％以上減少していること
iii 直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して５％以上減少していること
iv 最近１か月間の売上高営業利益率が前年同月の売上高営業利益率と比較して５％以上減少していること
v 最近１か月間の売上高営業利益率が直近決算の売上高営業利益率と比較して５％以上減少していること
vi 直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して５％以上減少していること
注1：保険法第３条の３の規程による特別小口保険にかかる保証を除く。
注2：普通保険、無担保保険（いずれも一般分）に限る。

対象資金

経営の安定に必要な事業資金とする

保証条件

保証限度額	10,000万円（ただし、「県伴走特別」と合算で10,000万円以内）
保証期間	一括返済の場合１年以内、分割返済の場合10年以内（据置期間は５年以内）
返済方法	一括返済　又は　分割返済
貸付形式	証書貸付、手形貸付
担保	必要に応じて徴求する
保証人	必要となる場合がある。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要 経営者保証免除対応を適用する場合は法人代表者の連帯保証を徴求しない
貸付利率	金融機関所定利率

保証料率

基準料率

資格要件の(1)及び(2)は借入金額に対し0.85％
資格要件の(3)は責任共有制度の対象・対象外の場合で各々、借入金額に対し次の表に定める料率を適用する
「経営者保証免除対応」適用の場合は該当する基準料率に0.20％を上乗せする。

区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率	対象	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
	対象外	2.20%	2.00%	1.80%	1.60%	1.35%	1.10%	0.90%	0.70%	0.50%

適用料率

物的担保の提供による有担保割引及び会計参与設置会社である場合の会計割は適用されない

保証料補助

資格要件の(1)及び(2)は0.65％に相当する額を国が補助する
資格要件の(3)は責任共有制度の対象・対象外の場合で各々、次の表に定める料率に相当する額を国が補助する
「経営者保証免除対応」適用の場合は該当する補助率に0.20％を上乗せする。

区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
補助	対象	0.75%	0.75%	0.70%	0.65%	0.55%	0.50%	0.40%	0.30%	0.25%
	対象外	1.05%	1.00%	0.95%	0.90%	0.75%	0.60%	0.50%	0.40%	0.30%

ただし、条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については国の補助の対象外

責任共有

取扱金融機関が選択した責任共有制度の対象
ただし、責任共有制度の対象外である既往保証付き借入金（危機関連指定期間中の経営安定関連保証５号を含む）を同額以下で借り換える場合は、責任共有制度の対象外となる。※経営安定関連保証４号を利用する場合も含む。

申込時添付書類

①セーフティネット保証４号又は５号の規定に基づく市町長の認定書
②本制度における経営者保証免除対応を適用する場合は「経営者保証免除対応確認書」
③経営行動計画書
④売上高減少要件確認書又は売上高総利益率減少要件確認書又は売上高営業利益率減少要件確認書
⑤その他協会が必要とする書類

経営行動計画書

経営行動計画書は申込人の以下の内容を満たすもの又は含むものとする。
①計画策定日の属する事業年度から３事業年度を最短計画期間とし、原則５事業年度を最長の計画期間とする
②経営に係る現況・課題（前事業年度の財務状況の分析を含む）と課題克服のための取組事項及び目標設定
③融資を受けて取組む事項に係る具体的な資金使途と資金効果
④上記取組等を踏まえた収支計画及び返済計画

金融機関の責務

①原則、四半期に一回、経営の状況を確認するとともに、中小企業者から計画の実行状況等の報告を受けること
②中小企業者に対し、当初策定した当該計画の見直し及び同計画を進めるための経営支援を行うこと
③原則、計画策定日の属する事業年度から５事業年度にわたり、年１回中小企業者の事業年度毎に、保証協会に対し中小企業者の計画の実行状況・財務状況並びに金融機関の経営支援状況を電子データで報告すること。なお、同データのうち、業種、従業員数及び財務状況については、保証協会を経由して経済産業省に送付するものとする

留意事項

●令和３年４月１日から令和６年３月31日までに保証申込を受け付けたものに限る
●次の①及び②を満たす場合、信用保証料率を0.2％上乗せすることにより経営者保証を免除することができる
①令和２年１月29日時点における直近決算から経営者保証免除対応確認書記入日時点における直近決算までのいずれかにおいて資産超過であること
②直近決算における法人と代表者の関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分され、両者間の資金のやりとり（役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付け等）が、社会通念上適切な範囲を超えていない
●危機関連指定期間中のセーフティネット保証５号は、既保証の範囲内で資格要件の(1)で借り換えることができる

実施日

令和３年４月１日　創設　　（令和５年１月10日　最終改正）

長崎県緊急資金繰り支援資金（伴走支援）保証　（略称：県伴走特別）

目的		新型コロナウイルス感染症等の影響により、積み上がった債務の返済負担に伴って増加することが見込まれる借換え需要並びに事業再構築等の事業好転の契機となり得るような前向きな取組みに対する資金需要等に応えることで、中小企業者の資金繰りの円滑化を図ると共に、金融機関が当該中小企業者に対して継続的な伴走型での支援を実施することにより、当該中小企業者の経営の安定や収益力改善を図ること（国の全国統一制度の対象）
保証の対象（資格要件）		次のいずれかに該当し、かつ経営行動に係る計画（以下「計画」という。）を策定した中小企業者 (1)中小企業信用保険法第２条第５項第４号（以下「セーフティネット４号」という。）の規定による認定を受けていること（注1） (2)中小企業信用保険法第２条第５項第５号（以下「セーフティネット５号」という。）の規定による認定を受けていること（注1） (3)次の①又は②ｉからviいずれかに該当すること（注１）（注２） ①最近１か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して５％以上減少していること ②ｉ最近１か月間の売上高総利益率が前年同月の売上高総利益率と比較して５％以上減少していること ⅱ最近１か月間の売上高総利益率が直近決算の売上高総利益率と比較して５％以上減少していること ⅲ直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して５％以上減少していること ⅳ最近１か月間の売上高営業利益率が前年同月の売上高営業利益率と比較して５％以上減少していること ⅴ最近１か月間の売上高営業利益率が直近決算の売上高営業利益率と比較して５％以上減少していること ⅵ直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して５％以上減少していること 注1：保険法第３条の３の規程による特別小口保険にかかる保証を除く。 注2：普通保険、無担保保険（いずれも一般分）に限る。
対象資金		経営の安定に必要な事業資金とする
保証条件	貸付限度額	10,000万円（ただし、国の全国統一制度の対象である伴走支援型特別保証と合算で10,000万円以内）
	保証期間	分割返済の場合10年以内（据置期間は５年以内）　一括返済の場合１年以内
	返済方法	一括返済　又は　分割返済
	貸付形式	証書貸付、手形貸付
	担保	必要に応じて徴求する
	保証人	必要となる場合がある。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要 経営者保証免除対応を適用する場合は法人代表者の連帯保証を徴求しない
	貸付利率	年1.30%
保証料率	基準料率	資格要件の(1)及び(2)については借入金額に対し0.85% 資格要件の(3)は責任共有制度の対象・対象外の場合で各々、借入金額に対し次の表に定める料率を適用する 「経営者保証免除対応」適用の場合は該当する基準料率に0.20%を上乗せする。

区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率	対象	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
	対象外	2.20%	2.00%	1.80%	1.60%	1.35%	1.10%	0.90%	0.70%	0.50%

	適用料率	物的担保の提供による有担保割引及び会計参与設置会社である場合の会計割は適用されない
	保証料補助	資格要件の(1)及び(2)については、国が0.65%、県が0.20%に相当する額を補助する 資格要件の(3)は責任共有制度の対象・対象外の場合で各々、次の表に定める料率に相当する額を国が補助する 「経営者保証免除対応」適用の場合は該当する補助率に0.20%を上乗せする。

区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
国補助	対象	0.75%	0.75%	0.70%	0.65%	0.55%	0.50%	0.40%	0.30%	0.25%
	対象外	1.05%	1.00%	0.95%	0.90%	0.75%	0.60%	0.50%	0.40%	0.30%
県補助	対象・対象外	1.15%	1.00%	0.85%	0.70%	0.60%	0.50%	0.40%	0.30%	0.20%

※条件変更に伴い追加して生じる保証料については、国の補助の対象外

責任共有		取扱金融機関が選択した責任共有制度の対象 ただし、責任共有制度の対象外である既往保証付き借入金（危機関連指定期間中の経営安定関連保証５号を含む）を同額以下で借り換える場合は、責任共有制度の対象外となる。※経営安定関連保証４号を利用する場合も含む。
取扱金融機関		商工組合中央金庫、十八親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、三菱ＵＦＪ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、佐賀共栄銀行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信用金庫、伊万里信用金庫、福江信用組合、長崎三菱信用組合、長崎県医師信用組合、近畿産業信用組合、西海みずき信用組合
申込時添付書類		①セーフティネット保証４号（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る）、５号の規定に基づく市町長の認定書 ②本制度における経営者保証免除対応を適用する場合は「経営者保証免除対応確認書」 ③経営行動計画書 ④売上高減少要件確認書又は売上高総利益率減少要件確認書又は売上高営業利益率減少要件確認書 ⑤県税の納税証明書（未納がない旨のもの） ⑥その他協会が必要とする書類
経営行動計画書		経営行動計画書は中込人の以下の内容を満たすもの又は含むものとする。 ①計画策定日の属する事業年度から３事業年度を最短計画期間とし、原則５事業年度を最長の計画期間とする ②経営に係る現況・課題（前事業年度の財務状況の分析を含む）と課題克服のための取組事項及び目標設定 ③融資を受けて取組む事項に係る具体的な資金使途と資金効果 ④上記取組等を踏まえた収支計画及び返済計画
金融機関の責務		①原則として四半期に一回、経営の状況を確認するとともに、中小企業者から計画の実行状況等の報告を受けること ②中小企業者に対し、当初策定した当該計画の見直し及び同計画を進めるための経営支援を行うこと ③原則として、計画を策定した日の属する事業年度から５事業年度にわたり、年１回中小企業者の事業年度毎に、信用保証協会に対し中小企業者の計画の実行状況及び財務状況並びに金融機関の経営支援状況を電子データで報告すること。なお同データのうち、業種、従業員数及び財務状況については、信用保証協会を経由して経済産業省に送付するものとする
留意事項		●令和４年４月１日から令和６年３月31日までに保証申込を受け付けたものに限る ●次の①及び②を満たす場合、信用保証料率を0.2%上乗せすることにより経営者保証を免除することができる ①令和２年１月29日時点における直近の決算から経営者保証免除対応確認書記入日時点における直近の決算までのいずれかにおいて直近の決算資産超過であること ②直近決算における法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、両者間の資金のやりとり（役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付け等）が、社会通念上適切な範囲を超えていない ●危機関連指定期間中のセーフティネット保証５号は、既保証の範囲内で資格要件の(1)で借り換えることができる
実施日		令和４年４月１日　創設　　（令和５年４月１日　最終改正）

６．ケース別保証制度のご案内

借入枠で資金を確保しておきたい

必要な時に直ぐに極度額の範囲内で繰り返し借入が可能です。売上が入金されるまでの運転資金や予定外の費用の発生等に利用できる制度です。

今は必要でなくても、これらの制度を利用し準備しておくことで、資金繰りを安定させることができ、安心して事業の経営にあたることができます。

当座貸越契約とは、借入可能な「借入限度額（極度額）」を設定し、その範囲内で借入と返済を繰り返す融資方式です。一旦極度額を設定すると、当座貸越契約期間中は、借入の都度、新規借入の申込手続きを行う必要が無く、資金必要時に極度額の範囲内において借入ができます。

実際には、当座預金や普通預金とは別に、「当座貸越勘定（融資専用口座）」を設定し、ここから支払伝票やキャッシュカードにより融資を受けることになります。当協会が取扱う当座貸越根保証は、お客様の事業規模や決算内容により資格要件を区分した制度をご用意しています。

また、保証料率は、通常の制度より低くなっております。

カードローン

■ おすすめポイント

１．いつでも利用できます！

金融機関窓口が営業時間外でもＡＴＭにより資金調達できます。

２．どこでも利用できます！

借入場所が遠隔地でも資金調達できます。

３．自由に利用できます！

借入の都度印紙代を負担する必要が無く、余裕資金が生じたら都度返済できます。

事業者カードローン当座貸越根保証（根カード）	全国統一要件制度
わくわく７００	当協会独自制度で要件を緩和してご利用しやすくなっております
わくわくミニ	小規模企業向けの制度

事業者カードローン当座貸越　（略称：根・カード）		
目的		中小企業者の経営に必要な資金を当座貸越の保証によりカード・通帳等を用いて反復継続的かつ安定的に供給し、もって中小企業者の事業振興に資するものとする。
定義		事業者カードローン当座貸越根保証とは、中小企業者の事業資金の借入を目的とした当座貸越取引について、あらかじめ一定の貸越極度額と取扱期間を定め、保証期間を取扱期間として、保証期間内に反復継続して発生する当座貸越債務の保証をいう。
保証の対象（資格要件）		次のすべての要件を満たす中小企業者であり、今後とも申込金融機関が支援育成していきたい先で、償還能力があると認められる者。 〈個人事業者の場合〉 ⑴同一事業の業歴が３年以上で、２期以上の確定申告を行っている。 ⑵申込金融機関との与信取引が６カ月以上ある。 ⑶次のいずれかに該当する者。 ①保証申込直前期の決算における中小企業信用リスク情報データベース（ＣＲＤ）を活用した信用保証協会によるスコアリングが、本制度事務取扱要領に定める基準以上である。 ②信用保証協会と金融機関との合意に基づく金融機関の信用スコアリング（信用格付）が前記①ＣＲＤ基準と同等以上である。……本要件の適用はない。 ③確定申告が青色申告であり、保証申込直前期の決算において申告所得を計上し、かつ自己名義の不動産（自宅・店舗等）を所有する。 〈法人の場合〉 ⑴同一事業の業歴が３年以上であり、２期以上の決算を行っている。 ⑵申込金融機関との与信取引が６カ月以上ある。 ⑶次のいずれかに該当する者。 ①保証申込直前期の決算における中小企業信用リスク情報データベース（ＣＲＤ）を活用した信用保証協会によるスコアリングが、本制度事務取扱要領に定める基準以上である。 ②信用保証協会と金融機関との合意に基づく金融機関の信用スコアリング（信用格付）が前記①ＣＲＤ基準と同等以上である。……本要件の適用はない。
対象資金		事業資金（運転資金、設備資金）
保証条件	保証限度額	貸越極度額　2,000万円以内（100万円以上）
	保証期間	１年間もしくは２年間（ただし、更新は妨げない）
	返済方法	約定弁済、随時弁済
	貸付形式	当座貸越（根保証）
	担保	原則として、不要
	保証人	必要となる場合がある。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要
	貸付利率	金融機関所定利率
保証料率	基準料率	年0.39 ～ 1.62％
	適用料率	①申込人が会計参与設置会社である場合は、会計割引（0.10％）を適用する。 ②物的担保の提供がある場合は、有担保割引（0.10％）を適用する。
責任共有		取扱金融機関が選択した責任共有制度の対象
申込時添付書類		保証協会が必要とする書類
留意事項		①当座貸越の残高は、保証期間を通じ常時極度額を超えないこととする。 ②利息の元本組入れにより極度額を超えることとなる場合には、超える部分は利息部分とし速やかに徴求する。
更新		①更新手続きは、条件変更による期間延長でもできるが、当初の保証（継続新規を含む。）から５年を超える場合は継続新規とする。 ②継続新規による場合は、保証条件として新規貸越分で既存貸越金残額を決済させることとする。
実施日		平成18年４月１日　創設　　平成30年４月１日　最終改正

無担保・カードローン当座貸越根保証（略称：わくわく７００）		
目的		中小企業者の経営に必要な資金を当座貸越の保証によりカード・通帳等を用いて反復継続的、安定的に供給し、もって中小企業者の事業振興に資することを目的とする。
保証の対象（資格要件）		次のすべての要件を満たす中小企業者であって、今後とも申込金融機関が支援育成していきたい先で、償還能力があると認められる者 〈個人事業者の場合〉 ⑴同一事業の業歴が２年以上で、１期以上の確定申告を行っている。 ⑵確定申告が青色申告で貸借対照表を作成しており、保証申込直前期の決算において、申告所得を計上している、もしくは、債務超過でない。 ⑶申込金融機関との与信取引または預金取引が６カ月以上ある。 〈法人の場合〉 ⑴同一事業の業歴が２年以上であり、１期以上の決算を行っている。 ⑵保証申込直前期の決算において、経常利益を計上している、もしくは、債務超過でない。 ⑶申込金融機関との与信取引または預金取引が６カ月以上ある。 ※代表者との取引で可。
対象資金		事業資金（運転資金、設備資金）
保証条件	保証限度額	貸越極度額　700万円以内（100万円以上）
	保証期間	１年間もしくは２年間（ただし、更新は妨げない）
	貸付形式	当座貸越（根保証）
	担保	不要
	保証人	必要となる場合がある。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要
	貸付利率	金融機関所定利率
保証料率	基準料率	年0.39%～1.62%
	適用料率	申込人が会計参与設置会社である場合は、会計割引（0.10%）を適用する。
責任共有		取扱金融機関が選択した責任共有制度の対象
申込時添付書類		保証協会が必要とする書類
留意事項		①当座貸越の残高は、保証期間を通じ常時極度額を超えないこととする。 ②利息の元本組入れにより極度額を超えることとなる場合には、超える部分は利息部分とし速やかに徴求する。
更新		①更新手続きは、条件変更による期間延長でもできるが、当初の保証（継続新規を含む。）から５年を超える場合は継続新規とする。 ②継続新規による場合は、保証条件として新規貸越分で既存貸越金残額を決済させることとする。
実施日		平成24年６月１日　創設　　平成30年４月１日　最終改正

小規模企業者無担保・カードローン当座貸越根保証　（略称：わくわくミニ）		
目的		小規模企業者の経営に必要な資金を当座貸越の保証によりカード・通帳等を用いて反復継続的、安定的に供給し、もって小規模企業者の事業振興に資することを目的とする。
保証の対象（資格要件）		次のすべての要件を満たす小規模企業者であって、今後とも申込金融機関が支援育成していきたい先で、償還能力があると認められる者。 ⑴同一事業の業歴が２年以上で、１期以上の決算（確定申告）を行っていること。 ⑵申込金融機関との与信取引または預金取引が６カ月以上あること。 ※法人の場合は、代表者との取引で可。 〈個人事業者の場合〉 直近の確定申告で所得金額（青色申告の場合は、青色申告所得控除前の所得金額）を計上していること、もしくは債務超過でないこと。 ※貸借対照表を作成していない場合は、金融機関で内容を把握して貸借対照表を作成し、債務超過でないことを確認できること。 〈法人の場合〉 直近決算において経常利益を計上していること、もしくは債務超過でないこと。
対象資金		事業資金（運転資金、設備資金）
保証条件	貸越極度額	50万円以上300万円 ただし、直近決算の平均月商の３カ月以内（白色申告の場合は１カ月以内）とする。
	保証期間	１年間もしくは２年間（ただし、更新は妨げない）
	貸付形式	当座貸越（根保証）
	担保	不要
	保証人	必要となる場合がある。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要
	貸付利率	金融機関所定利率
保証料率	基準料率	年0.39%～1.62%
	適用料率	申込人が会計参与設置会社である場合は、会計割引（0.10%）を適用する。
責任共有		取扱金融機関が選択した責任共有制度の対象
申込時添付書類		保証協会が必要とする書類
留意事項		①当座貸越の残高は、保証期間を通じ常時極度額を超えないこととする。 ②利息の元本組入れにより極度額を超えることとなる場合には、超える部分は利息部分とし速やかに徴求する。
更新		①更新手続きは、条件変更による期間延長でもできるが、当初の保証（継続新規を含む。）から５年を超える場合は継続新規とする。 ②継続新規による場合は、保証条件として新規貸越分で既存貸越金残額を決済させることとする。 ③「根カード」「わくわく７００」「根当座」「エクセレント長崎」との併用は不可とする。
実施日		平成28年７月１日　創設　　平成30年４月１日　最終改正

当座貸越

■ おすすめポイント

1．自由に利用できます！

借入の都度印紙代を負担する必要が無く、余裕資金が生じたら都度返済できます。

2．無担保で調達しやすい！

原則5,000万円以内無担保です。

当座貸越根保証（根当座）	全国統一要件制度
根当座・財務型	一定の財務要件を満たすことで、経営者保証・担保無しで利用可能な当座貸越保証制度
エクセレント長崎	優良企業向けの制度

当座貸越（貸付専用型）根保証（略称：根・当座）		
目的		中小企業者の経営に必要な資金を当座貸越の保証により反復継続的かつ安定的に供給し、もって中小企業者の事業振興に資するものとする。
定義		当座貸越（貸付専用型）根保証とは、中小企業者の事業資金の借入を目的とした当座貸越取引について、あらかじめ一定の貸越極度額と取扱期間を定め、保証期間を取扱期間として、保証期間内に反復継続して発生する当座貸越債務の保証をいう。
保証の対象（資格要件）		次のすべての要件を満たす中小企業者であり、今後とも申込金融機関が支援育成していきたい先で、償還能力があると認められる者。 〈個人事業者の場合〉 ⑴同一事業の業歴が３年以上で、２期以上の確定申告を行っている。 ⑵申込金融機関との与信取引が６カ月以上ある。 ⑶次のいずれかに該当する者。 ①保証申込直前期の決算における中小企業信用リスク情報データベース（ＣＲＤ）を活用した信用保証協会によるスコアリングが、本制度事務取扱要領に定める基準以上である。 ②信用保証協会と金融機関との合意に基づく金融機関の信用スコアリング（信用格付）が前記①ＣＲＤ基準と同等以上である。……本要件の適用はない。 ③確定申告が青色申告であり、保証申込直前期の決算において申告所得300万円以上を計上し、かつ自己名義の不動産（自宅・店舗等）を所有する。 ④確定申告が青色申告であり、保証申込直前期の決算において申告所得100万円以上を計上し、不動産等物的担保の提供がある。 〈法人の場合〉 ⑴同一事業の業歴が３年以上であり、２期以上の決算を行っている。 ⑵申込金融機関との与信取引が６カ月以上ある。 ⑶次のいずれかに該当する者。 ①保証申込直前期の決算における中小企業信用リスク情報データベース（ＣＲＤ）を活用した信用保証協会によるスコアリングが、本制度事務取扱要領に定める基準以上である。 ②信用保証協会と金融機関との合意に基づく金融機関の信用スコアリング（信用格付）が前記①ＣＲＤ基準と同等以上である。……本要件の適用はない。
対象資金		事業資金（運転資金、設備資金）
保証条件	保証限度額	貸越極度額　２億8,000万円以内（100万円以上）
	保証期間	１年間もしくは２年間（ただし、更新は妨げない）
	返済方法	約定弁済、随時弁済
	貸付形式	当座貸越（根保証）
	担保	保証金額5,000万円以内　：　原則として、不要 保証金額5,000万円超　：　原則として、必要
	保証人	必要となる場合がある。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要
	貸付利率	金融機関所定利率
保証料率	基準料率	年0.39 ～ 1.62％
	適用料率	①申込人が会計参与設置会社である場合は、会計割引（0.10％）を適用する。 ②物的担保の提供がある場合は、有担保割引（0.10％）を適用する。
責任共有		取扱金融機関が選択した責任共有制度の対象
申込時添付書類		保証協会が必要とする書類
留意事項		①当座貸越の残高は、保証期間を通じ常時極度額を超えないこととする。 ②利息の元本組入れにより極度額を超えることとなる場合には、超える部分は利息部分とし速やかに徴求する。
更新		①更新手続きは、条件変更による期間延長でもできるが、当初の保証（継続新規を含む。）から５年を超える場合は継続新規とする。 ②継続新規による場合は、保証条件として新規貸越分で既存貸越金残額を決済させることとする。
実施日		平成18年４月１日　創設　　平成30年４月１日　最終改正

財務要件型無担保・当座貸越根保証（略称：根当座・財務型）

目的		本制度は、一定の財務要件の下で経営者保証を不要とする当座貸越根保証を行うことにより、中小企業者の積極的な事業拡大を促すことを目的とする。
保証の対象（資格要件）		県内に事業所を有する会社および医業を主たる事業とする法人であって、次の(1)(2)の要件を満たし、かつ(3)から(5)のいずれかに該当する者。 ※会社には士業法人（弁護士法人、税理士法人、司法書士法人等）を含む。 (1)同一事業の業歴が３年以上であり、２期以上の決算を行っている。 (2)申込金融機関との与信または預金取引が６カ月以上ある。 (3)純資産額が５千万円以上３億円未満であり、以下の①又は②のいずれか１項目及び③又は④のいずれか１項目を充足すること。 ①自己資本比率が20パーセント以上であること。 ②純資産倍率が2.0倍以上であること。 ③使用総資本事業利益率が10パーセント以上であること。 ④インタレスト・カバレッジ・レーシオが2.0倍以上であること。 (4)純資産額が３億円以上５億円未満であり、以下の①又は②のいずれか１項目及び③又は④のいずれか１項目を充足すること。 ①自己資本比率が20パーセント以上であること。 ②純資産倍率が1.5倍以上であること。 ③使用総資本事業利益率が10パーセント以上であること。 ④インタレスト・カバレッジ・レーシオが1.5倍以上であること。 (5)純資産額が５億円以上であり、以下の①又は②のいずれか１項目及び③又は④のいずれか１項目を充足すること。 ①自己資本比率が15パーセント以上であること。 ②純資産倍率が1.5倍以上であること。 ③使用総資本事業利益率が５パーセント以上であること。 ④インタレスト・カバレッジ・レーシオが1.0倍以上であること。 （注）各指標については、保証協会への申込みの日の直前の決算におけるものとする。
対象資金		事業資金（運転資金、設備資金）
保証条件	保証限度額	貸越極度額　２億円以内（100万円以上）
	保証期間	１年間もしくは２年間（ただし、更新は妨げない）
	貸付形式	当座貸越（根保証）
	担保	不要
	保証人	法人代表者を含め連帯保証人は不要
	貸付利率	金融機関所定利率
保証料率	基準料率	区分：①　②　③　④　⑤　⑥　⑦　⑧　⑨ 基準料率：1.62%　1.49%　1.32%　1.15%　0.98%　0.77%　0.61%　0.46%　0.35%
	適用料率	申込人が会計参与設置会社である場合は、会計割引（0.10%）を適用する。
責任共有		取扱金融機関が選択した責任共有制度の対象
事前協議時添付書類		①直近決算書２期分（写） ②兼業の場合は、業種別の売上構成が分かる資料 ③直近決算期から６カ月以上経過している場合は、試算表または売上実績表 ④商業登記事項証明書（写） ⑤その他保証協会が必要とする書類 ⑥財務要件型無担保・当座貸越根保証制度　資格要件確認書（本確認書については申込時でも可）
留意事項		①本制度の利用にあたっては、資格要件確認のための事前協議を必要とする。 ②個人事業者は対象としない。 ③当座貸越の残高は、保証期間を通じ常時極度額を超えないこととする。 ④利息の元本組入れにより極度額を超えることとなる場合には、超える部分は利息部分とし速やかに徴求する。
更新		①更新手続きは、条件変更による期間延長でもできるが、当初の保証（継続新規を含む。）から５年を超える場合は継続新規とする。 ②継続新規による場合は、保証条件として新規貸越分で既存貸越金残額を決済させることとする。
実施日		平成30年11月１日　創設

無担保・当座貸越根保証（略称：エクセレント長崎）

目的		経営内容が良好な中小企業者に対し、経営に必要な資金を当座貸越の保証により反復継続的、安定的に供給し、当該中小企業者の事業振興に資することを目的とする。
保証の対象（資格要件）		県内に事業所を有する会社及び医業を主たる事業とする法人であって、次のすべての要件を満たす者。 ※会社には士業法人（弁護士法人、税理士法人、司法書士法人等）を含む。 ⑴同一事業の業歴が３年以上であり、２期以上の決算を行っている。 ⑵申込金融機関との与信または預金取引が６カ月以上ある。 ⑶次のいずれかに該当する者。 ①保証申込直前期の決算における中小企業信用リスク情報データベース（ＣＲＤ）を活用した信用保証協会によるスコアリングに基づく信用保証料率の基準料率区分が７以上に該当する者。 ②保証申込直前期の決算における中小企業信用リスク情報データベース（ＣＲＤ）を活用した信用保証協会によるスコアリングに基づく信用保証料率の基準料率区分が、６に該当する者であって、特定社債保証制度の資格要件を満たす者。
対象資金		事業資金（運転資金、設備資金）
保証条件	保証限度額	貸越極度額　２億円以内（100万円以上）
	保証期間	１年間もしくは２年間（ただし、更新は妨げない）
	貸付形式	当座貸越（根保証）
	担保	不要
	保証人	必要となる場合がある。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要
	貸付利率	金融機関所定利率
保証料率	基準料率	区分：⑥ 基準料率 0.77% 区分：⑦ 基準料率 0.61% 区分：⑧ 基準料率 0.46% 区分：⑨ 基準料率 0.35%
	適用料率	申込人が会計参与設置会社である場合は、会計割引（0.10%）を適用する。
責任共有		取扱金融機関が選択した責任共有制度の対象
事前協議時添付書類		①直近決算書２期分（写） ②兼業の場合は、業種別の売上構成が分かる資料 ③直近決算期から６カ月以上経過している場合は、試算表または売上実績表 ④商業登記事項証明書（写） ⑤その他保証協会が必要とする書類
留意事項		①本制度の利用にあたっては、資格要件確認のための事前協議を必要とする。 ②個人事業者は対象としない。 ③当座貸越の残高は、保証期間を通じ常時極度額を超えないこととする。 ④利息の元本組入れにより極度額を超えることとなる場合には、超える部分は利息部分とし速やかに徴求する。
更新		①更新手続きは、条件変更による期間延長でもできるが、当初の保証（継続新規を含む。）から５年を超える場合は継続新規とする。 ②継続新規による場合は、保証条件として新規貸越分で既存貸越金残額を決済させることとする。
実施日		平成24年６月１日　創設　　平成30年11月１日　最終改正

まとまった資金を調達し資金繰りを安定させたい

県市町制度、セーフティネット認定にかかる保証制度を利用することで、経営の安定と体質強化等を図れます。また、優良企業先向けの制度も用意しています。

協会制度

■ おすすめポイント

1．資金需要に柔軟に対応可能！

資金使途や期間、金額が他制度より柔軟に設定可能です。

2．保証料の割引がある制度です！

要件によっては保証料が県市町制度よりも安い場合もあります。

事業性評価保証 （みらい）	貸付限度額２億８千万円、期間20年以内と、期間が長く限度額が大きいため、まとまった資金の調達に向いています。 また、保証料の基準料率を一律0.1％差引いており、保証料の面で他の制度より有利な場合があります。なお、ご利用には要件があります。
優良企業経営基盤安定保証 （マル優長期）	貸付限度額２億円以内、期間20年以内と期間が長く、限度額が大きいため、まとまった資金の調達に向いています。 また、保証料の基準料率を10％割引しており、保証料の面でも有利な制度となっています。 なお、ご利用には要件があります。

事業性評価保証（略称：みらい）		
目的		この保証は、中小企業者の将来性・潜在能力・技術力・人的資源等、必ずしも定量的には把握できない要因を評価した事業性評価に基づく融資を対象とし、積極的な支援を行う金融機関と連携することで、中小企業者の資金繰り円滑化および経営の安定に資することを目的とする。
保証の対象（資格要件）		県内に住居（法人の場合は本店）または事業所を有する中小企業者（組合を除く）であって、次の⑴および⑵のすべての要件に該当するものとする。 ⑴申込金融機関が中小企業者の事業内容等を把握し、事業性評価を行っていること。 ⑵申込金融機関がプロパー融資を行っていること。 ※同時実行でも可。
対象資金		事業資金（運転資金、設備資金）
保証条件	保証限度額	２億8,000万円以内
	保証期間	20年以内（うち据置　２年以内）
	返済方法	一括返済及び分割返済
	貸付形式	証書貸付、手形貸付
	担保	必要に応じて徴求する。 ただし、保証期間が10年超のときは、原則として担保を徴求する。
	保証人	必要となる場合がある。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要
	貸付利率	金融機関所定利率
保証料率	基準料率	年0.35 ～ 1.80%　※通常の責任共有保証料率から一律0.10%割引
	適用料率	①申込人が会計参与設置会社である場合は、会計割引（0.10%）を適用する。 ②物的担保の提供がある場合は、有担保割引（0.10%）を適用する。
責任共有		取扱金融機関が選択した責任共有制度の対象
申込時添付書類		通常の申込書類に加え、取扱金融機関所定の事業性評価に係る資料、もしくは、事業性評価推薦書（協会所定様式）。
留意事項		プロパー融資の金額、期間等には特段の定めはないが、短期資金の場合は継続した支援を行う事が前提となる。
実施日		平成30年４月１日　創設

優良企業経営基盤安定保証（略称：マル優長期）

目的		堅実な経営を営んでいる県内中小企業者に対して、経営基盤の安定に必要な運転資金や経営強化を図るための設備資金等の長期資金の導入を支援し、中小企業の経営の安定、発展に資することを目的とする。
保証の対象（資格要件）		県内に住居（法人の場合は本店）または事業所を有する中小企業者（組合を除く。）であって、次の⑴～⑶のすべての要件に該当するもの。 ※士業法人（弁護士法人、税理士法人、司法書士法人等）も対象とする。 ⑴同一事業の業歴が２年以上で、２期以上の決算を行っていること。 ※個人の場合は、確定申告が青色申告で貸借対照表を作成していること。 ⑵中小企業信用リスク情報データベース（ＣＲＤ）を活用した保証協会のスコアリングによる申込直前期決算のＣＲＤ評点が、審査基準（法人は56点、個人は75点）以上であること。 ⑶申込金融機関との与信取引または預金取引が１年以上あること。 ※法人の場合は、代表者との取引で可。
対象資金		経営基盤の安定に必要な運転資金及び設備資金 ※既保証の借換えも対象とするが、本制度以外の保証付き借入金の返済資金は、貸付金額の50％以内とする。
保証条件	保証限度額	２億円以内
	保証期間	20年以内（うち据置　２年以内）
	返済方法	原則として、均等分割返済
	貸付形式	証書貸付
	担保	必要に応じて徴求する。 ただし、保証期間10年超のときは、原則として、担保を徴求する。
	保証人	必要となる場合がある。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要
	貸付利率	金融機関所定利率
保証料率	基準料率	区分：⑥　⑦　⑧　⑨ 基準料率：0.90%　0.72%　0.54%　0.405% ※一般の基準料率からその10％を割り引いた率を適用する。
	適用料率	①申込人が会計参与設置会社である場合は、会計割引（0.10％）を適用する。 ②物的担保の提供がある場合は、有担保割引（0.10％）を適用する。
責任共有		取扱金融機関が選択した責任共有制度の対象
事前協議時添付書類		①直近決算書２期分（写） ②兼業の場合は、業種別の売上構成が分かる資料 ③直近決算期から６カ月以上経過している場合は、試算表又は売上実績表 ④その他保証協会が必要とする書類
留意事項		本制度の利用にあたっては、資格要件確認のための事前協議を必要とする。
実施日		平成26年９月１日　創設　　平成29年10月２日　最終改正

県市町制度

■ おすすめポイント

1．金利の変動を気にしなくてもいい！

地方公共団体の補助により長期、低利（固定金利）で資金調達が可能です。

2．保証料の一部補助があります！

地方公共団体の補助により協会の制度より保証料を抑えることが出来ます。

県経営安定	売上や利益の減少等が生じているお客様は、経営基盤の安定に必要な長期の事業資金を導入することができます。 また、県より保証料の補助がある場合もあります。 なお、ご利用には要件があります。
県地域産業支援	特定の地域で事業を行うお客様は、低利での経営基盤の安定に必要な長期の事業資金を導入することができます。 また、県より保証料の補助があります。 なお、ご利用には要件があります。

長崎県経営安定資金保証（略称：県経営安定）		
目的		県内中小企業者の、経営基盤の安定に必要な長期の事業資金の融通の円滑化を図り、中小企業者の経営の安定に資することを目的とする。
保証の対象（資格要件）		県内において事業を継続して行い、県税を完納している中小企業者であって、次の(1)から(5)のいずれかに該当する者。 (1)直近期の税務申告決算書と直近期の前期以前３期の何れかの決算の税務申告決算書とを比較し、売上高または経常利益（個人事業者は所得金額とする。）が減少している者。 ※直近期の税務申告決算書とは、保証申込日の直前期の決算により税務申告を行い確定した決算書をいう。 (2)中小企業信用保険法第２条第５項（セーフティネット保証）に規定する特定中小企業者。 (3)最近３カ月間の売上高等が前年同期比で５％以上減少している者。 (4)直近期の税務申告決算書において繰越欠損（個人事業者はマイナスの元入金）を内包している者。 (5)本制度を利用中の者で、返済財源が不足するため再調達資金を必要とする場合に、当初融資金額以下で本制度の借換えを行う者。
対象資金		経営基盤の安定に必要な長期の事業資金（運転資金、設備資金）
保証条件	貸付限度額	5,000万円以内
	保証期間	運転資金　７年以内　（うち据置　１年以内） 設備資金　10年以内　（うち据置　２年以内）
	返済方法	原則として、分割返済
	貸付形式	証書貸付、手形貸付
	担保	必要に応じて徴求する
	保証人	必要となる場合がある。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要
	貸付利率	年1.95％以内
保証料率	基準料率	• 無担保保険・普通保険（一般関係）に係る保証の場合　年0.45％～ 1.90％ • セーフティネット保証１～４、６号の場合　年0.80％ • セーフティネット保証５、７～８号の場合　年0.75％
	適用料率	①申込人が会計参与設置会社である場合は、会計割引（0.10％）を適用する。 ②物的担保の提供がある場合は、有担保割引（0.10％）を適用する。 ただし、セーフティネット保証を除く。 ③取扱金融機関所定の事業性評価に係る資料、もしくは、事業性評価推薦書（協会所定様式）の添付がある場合は、事業性評価割引（0.10％）を適用する。
	保証料補助	県が以下の補助を行う。 ①無担保保険・普通保険（一般関係）に係る保証の場合 基準料率が年0.80％以上の保証について、年0.10％～ 0.60％ ②セーフティネット保証の場合　年0.35％
責任共有		取扱金融機関が選択した責任共有制度の対象 ただし、セーフティネット保証１～４、６号を利用する場合は対象外
取扱金融機関		十八親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、三菱ＵＦＪ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、佐賀共栄銀行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信用金庫、伊万里信用金庫、長崎三菱信用組合、西海みずき信用組合、福江信用組合、長崎県医師信用組合、近畿産業信用組合、商工組合中央金庫
申込時添付書類		①保証の対象(3)に該当する場合は、経営安定資金に係る確認書 ②保証の対象(2)に該当する場合は、中小企業信用保険法第２条第５項各号に基づく市町長の認定書 ③県税の納税証明書（未納がない旨のもの） ④その他保証協会が必要とする書類
留意事項		①貸付利率については、固定金利で、かつ、上限利率以内であれば自由に貸付利率の設定が可能。なお、変動金利は利用は不可。 ②セーフティネット保証４号（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る）又は５号を利用した場合、半期に一度、業況報告書の提出が必要。ただし、セーフティネット保証５号であって、保証金額1,250万円以下、期間１年以内、平成30年４月１日以降保証申込受付した保証を除く。
実施日		平成17年８月１日　創設　　令和４年10月１日　最終改正

長崎県地域産業支援資金保証（略称：県地域産業支援）		
目的		過疎・離島半島地域の産業振興、地域産業雇用促進に取り組む中小企業者に対し、当該事業の遂行に必要となる資金の融通の円滑化を図り、県内の産業振興に資することを目的とする。
保証の対象（資格要件）		県内で事業を継続して行い、県税を完納している中小企業者であって、次の⑴又は⑵のいずれかに該当する者。 ⑴過疎・離島半島振興資金 次のいずれかの地域において事業を継続し、資金を要する者。 ①過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第２条、第３条、第41条、第42条、第43条に定める過疎地域等 ②半島振興法第２条に定める半島振興対策実施地域 ③離島振興法第２条に定める離島振興対策実施地域 ④長崎県過疎対策推進本部設置要綱第２条に定める過疎地域 ⑵地域雇用促進応援資金 地域産業雇用創出チャレンジ支援事業【事業拡充支援】の補助の採択を受けた者。
対象資金		⑴過疎・離島半島振興資金 過疎地域、離島・半島地域の事業者の経営のための資金 ⑵地域雇用促進応援資金 補助の採択を受けた事業者の経営のための資金
保証条件	貸付限度額	5,000万円以内　ただし、対象資金の総枠
	保証期間	運転資金　７年以内　（うち据置　１年以内） 設備資金　10年以内　（うち据置　２年以内）
	返済方法	原則として、分割返済
	貸付形式	証書貸付
	担保	必要に応じて徴求する
	保証人	必要となる場合がある。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要
	貸付利率	⑴過疎・離島半島振興資金　年1.80%　⑵地域雇用促進応援資金　年1.55%以内
保証料率	基準料率	無担保保険・普通保険（一般関係）に係る保証　年0.45%～1.90%
	適用料率	①申込人が会計参与設置会社である場合は、会計割引（0.10%）を適用する。 ②物的担保の提供がある場合は、有担保割引（0.10%）を適用する。 ③取扱金融機関所定の事業性評価に係る資料、もしくは、事業性評価推薦書（協会所定様式）の添付がある場合は、事業性評価割引（0.10%）を適用する。
	保証料補助	県が以下の補助を行う。 ①無担保保険・普通保険（一般関係）に係る保証　年0.40%～1.00%
責任共有		取扱金融機関が選択した責任共有制度の対象
取扱金融機関		商工組合中央金庫、十八親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、三菱ＵＦＪ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、佐賀共栄銀行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信用金庫、伊万里信用金庫、福江信用組合、長崎三菱信用組合、西海みずき信用組合、近畿産業信用組合
申込時添付書類		①地域雇用促進応援資金の場合は、補助の採択を受けたことが分かる書類 ②県税の納税証明書（未納がない旨のもの） ③その他保証協会が必要とする書類
実施日		平成22年４月１日　創設　　（令和５年１月10日　最終改正）

「県地域産業支援」（過疎・離島半島振興資金）対象地域一覧　（令和５年４月１日現在）

市　町	保証対象		過疎地域自立促進特別措置法第２条	半島振興法第２条		離島振興法第２条		長崎県過疎対策推進本部設置要綱第２条	
		対象区域		地域名	指定区域	地域名	島　名		指定区域
長　崎　市	●	旧伊王島町、旧高島町、旧野母崎町、旧三和町、旧外海町、旧琴海町、池島、高島		●西彼杵	旧野母崎町、旧三和町、旧外海町、旧琴海町	●松島、高島	池島、高島	●	旧伊王島町、旧高島町、旧野母崎町、旧外海町
佐 世 保 市	●	浅子町、旧吉井町、旧世知原町、旧宇久町、旧小佐々町、旧江迎町、旧鹿町町、宇久島、寺島、高島、黒島		●北松浦	浅子町、旧吉井町、旧世知原町、旧小佐々町、旧江迎町、旧鹿町町	●平戸諸島	宇久島、寺島、高島、黒島	●	旧吉井町、旧世知原町、旧宇久町、旧小佐々町、旧江迎町、旧鹿町町
島　原　市	●	全域	●全域	●島原	全域			●	全域
諫　早　市	●	旧森山町		●島原	旧森山町				
大　村　市									
平　戸　市	●	全域	●全域	●北松浦	旧平戸市、旧生月町、旧田平町	●平戸諸島	大島、度島、高島	●	全域
松　浦　市	●	全域	●全域	●東松浦 ●北松浦	旧鷹島町 旧松浦市、旧福島町	●平戸諸島	黒島、青島、飛島	●	全域
対　馬　市	●	全域	●全域			●対馬島	対馬島、海栗島、泊島、赤島、沖ノ島、島山島	●	全域
壱　岐　市	●	全域	●全域			●壱岐島	壱岐島、若宮島、原島、長島、大島	●	全域
五　島　市	●	全域	●全域			●五島列島	奈留島、前島、久賀島、蕨小島、椛島、福江島、赤島、黄島、黒島、島山島、嵯峨島	●	全域
西　海　市	●	全域	●全域	●西彼杵	全域	●蠣ノ浦大島、松島	江島、平島、松島	●	全域
雲　仙　市	●	全域		●島原	全域			●	全域
南 島 原 市	●	全域	●全域	●島原	全域			●	全域
長　与　町									
時　津　町									
東 彼 杵 町									
川　棚　町									
波 佐 見 町									
小 値 賀 町	●	全域	●全域			●平戸諸島	六島、野崎島、納島、小値賀島、黒島、大島、斑島	●	全域
佐　々　町	●	全域		●北松浦	全域				
新上五島町	●	全域	●全域			●五島列島	中通島、頭ヶ島、桐ノ小島、若松島、日ノ島、有福島、漁生浦島	●	全域

その他の主な振興資金

制度名	保証限度額	保証期間	保証料	金利
長崎市小企業振興資金保証（長小）	2,000万円	1年超7年以内(うち据置1年以内) 元金均等返済	0.45～1.425% 特別小口保険・経営安定関連 1～8号 市が全額補助	変動金利 期間1年超3年以内： 短プラ以内 期間3年超： 短プラ＋0.2%以内
長与町小規模企業振興資金保証（長与）	500万円	5年以内 (設備資金に限り、うち据置6カ月以内) 元金均等返済	0.225～0.950%	2.00% 注：長与町補助有り。 長与町に申請が必要。
長崎市中小企業短期資金保証（長短期）	1,000万円	1年以内 一括・元金均等返済 （6カ月超は原則、元金均等返済）	0.45～1.52%	変動金利 短プラ以内
島原市中小企業振興資金保証（島原）	700万円	7年以内 （うち据置1年以内）分割返済 （必要に応じ一括返済可）	0.45～1.90%	1.40% 注：島原市補助有り。 島原市に申請が必要。
諫早市中小企業振興資金保証（諫早）	2,500万円	10年以内（うち据置1年以内） 原則、分割返済	0.45～1.35% 経営安定関連　1～8号　0.30%	1.40%
大村市中小企業振興資金保証（大村）	2,000万円	運転7年以内（うち据置1年以内） 設備10年以内（うち据置1年以内） 災害復旧資金は7年以内 （うち据置1年以内） 原則、分割返済	0.45～1.90% 経営安定関連 1～4、6号　0.80% 経営安定関連 5、7～8号　0.75%	1.40%
対馬市中小企業振興資金保証（対馬）	1,000万円	運転7年以内（うち据置1年以内） 設備10年以内（うち据置1年以内） 分割返済 （必要に応じ一括返済可）	0.135～0.570% (業容拡大資金の場合は、市が全額補助) 経営安定関連5号　0.085% (業容拡大資金の場合は、市が全額補助)	1.50%
壱岐市中小企業振興資金保証（壱岐）	700万円	7年以内 分割返済 （必要に応じ一括返済可）	0.225～0.950% 経営安定関連　1～8号　0.30%	2.00%
五島市中小企業振興資金保証（五島）	振興資金 1,000万円	運転7年以内（うち据置1年以内） 設備10年以内（うち据置1年以内） 一括または分割返済	0.30～1.05% 注：設備資金の場合、五島市補助有り。 五島市に申請が必要。	1.80% 注：五島市補助有り。 五島市に申請が必要。
	業容拡大資金 1,000万円	運転5年以内（うち据置1年） 設備7年以内（うち据置1年） 一括または分割返済	0.45～1.90% 注：五島市補助有り。 五島市に申請が必要。	1.50% 注：五島市補助有り。 五島市に申請が必要。
雲仙市中小企業振興資金保証（雲仙）	500万円	運転7年以内 設備10年以内 分割返済	0.45～1.90%	1.90%
佐世保市中小企業小口事業資金保証（佐世保小口）	2,000万円	運転7年以内（うち据置1年以内） 設備10年以内（うち据置1年以内） 原則、分割返済	0.45～1.14% 特別小口保険　0.75% 経営安定関連　1～8号　0.48%	1.10%
佐世保市中小企業経営合理化資金保証（佐世保合理化）	3,000万円	運・設10年以内（うち据置1年以内） 分割返済	0.45～1.14% 経営安定関連　1～8号　0.48%	1.30%
平戸市中小企業振興資金保証（平戸）	2,000万円	10年以内（うち据置1年以内） 一括または分割返済	0.45～1.34% ただし平成27年度から令和5年度までの新規保証分に限り市が全額補助	1.70%
松浦市中小企業振興資金保証（松浦）	500万円	運転7年以内 設備10年以内 一括または分割返済	0.45～1.20%	1.50%
西海市産業振興資金保証（西海）	1,000万円	運転7年以内 設備10年以内（うち据置1年以内） 元金均等・元利均等・一括返済	市が全額補助	1.40%
東彼杵町中小企業振興資金保証（東彼杵）	500万円	7年以内 原則、分割返済	町が全額補助	1.50%
川棚町中小企業振興資金保証（川棚）	1,000万円	運転7年以内（うち据置1年以内） 設備10年以内（うち据置1年以内） 原則、分割返済	0.00～0.90%	1.50%
波佐見町中小企業振興資金保証（波佐見）	700万円	7年以内 一括または分割返済	町が全額補助	1.60%
佐々町中小企業振興資金保証（佐々）	500万円	10年以内（うち据置1年以内） 一括または分割返済	0.00～0.90%	1.40%

※居住要件、業暦要件等がありますので、詳細は保証協会へお尋ねください。

セーフティネット保証

経営の安定に支障を生じている中小企業者についてセーフティネットの認定を利用した保証（中小企業信用保険法第２条第５項、第１号～８号）を行っています。

■ おすすめポイント

１．通常の保証限度額とは別枠の扱いです！

通常の保証限度額と同額の別枠があります。

※　認定は融資を確約するものではなく、融資に際しては金融機関と信用保証協会の審査があります。

２．保証料率が一定です！

通常の保証制度は決算内容のスコアリングで保証料率が決定しますが、本制度は一律です。

県経営安定（セーフティネット５号）	セーフティネット５号の認定を取得されたお客様は、経営基盤の安定に必要な長期の事業資金を導入することができます。 また、県より保証料の補助があります。

セーフティネット認定書の申請方法

対象となる中小企業の方は法人の場合は、住所地又は事業実体のある事業所の所在地、個人事業主の方は事業実体のある事業所の所在地の市役所・役場の担当窓口に認定申請書を提出し、認定を受けてください。

認定書を受理したら、希望の金融機関または所在地の信用保証協会に認定書を持参の上、保証付融資の申込が必要です。

長崎県経営安定資金保証　（略称：県経営安定）		
目的		県内中小企業者の、経営基盤の安定に必要な長期の事業資金の融通の円滑化を図り、中小企業者の経営の安定に資することを目的とする。
保証の対象（資格要件）		県内において事業を継続して行い、県税を完納している中小企業者であって、次の(1)から(5)のいずれかに該当する者。 (1)直近期の税務申告決算書と直近期の前期以前３期の何れかの決算の税務申告決算書とを比較し、売上高または経常利益（個人事業者は所得金額とする。）が減少している者。 ※直近期の税務申告決算書とは、保証申込日の直前期の決算により税務申告を行い確定した決算書をいう。 (2)中小企業信用保険法第２条第５項（セーフティネット保証）に規定する特定中小企業者。 (3)最近３カ月間の売上高等が前年同期比で５％以上減少している者。 (4)直近期の税務申告決算書において繰越欠損（個人事業者はマイナスの元入金）を内包している者。 (5)本制度を利用中の者で、返済財源が不足するため再調達資金を必要とする場合に、当初融資金額以下で本制度の借換えを行う者。
対象資金		経営基盤の安定に必要な長期の事業資金（運転資金、設備資金）
保証条件	貸付限度額	5,000万円以内
	保証期間	運転資金　７年以内　（うち据置　１年以内） 設備資金　10年以内　（うち据置　２年以内）
	返済方法	原則として、分割返済
	貸付形式	証書貸付、手形貸付
	担保	必要に応じて徴求する
	保証人	必要となる場合がある。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要
	貸付利率	年1.95％以内
保証料率	基準料率	• 無担保保険・普通保険（一般関係）に係る保証の場合　年0.45％～ 1.90％ • セーフティネット保証１～４、６号の場合　年0.80％ • セーフティネット保証５、７～８号の場合　年0.75％
	適用料率	①申込人が会計参与設置会社である場合は、会計割引（0.10％）を適用する。 ②物的担保の提供がある場合は、有担保割引（0.10％）を適用する。 ただし、セーフティネット保証を除く。 ③取扱金融機関所定の事業性評価に係る資料、もしくは、事業性評価推薦書（協会所定様式）の添付がある場合は、事業性評価割引（0.10％）を適用する。
	保証料補助	県が以下の補助を行う。 ①無担保保険・普通保険（一般関係）に係る保証の場合 基準料率が年0.80％以上の保証について、年0.10％～ 0.60％ ②セーフティネット保証の場合　年0.35％
責任共有		取扱金融機関が選択した責任共有制度の対象 ただし、セーフティネット保証１～４、６号を利用する場合は対象外
取扱金融機関		十八親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、三菱ＵＦＪ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、佐賀共栄銀行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信用金庫、伊万里信用金庫、長崎三菱信用組合、西海みずき信用組合、福江信用組合、長崎県医師信用組合、近畿産業信用組合、商工組合中央金庫
申込時添付書類		①保証の対象(3)に該当する場合は、経営安定資金に係る確認書 ②保証の対象(2)に該当する場合は、中小企業信用保険法第２条第５項各号に基づく市町長の認定書 ③県税の納税証明書（未納がない旨のもの） ④その他保証協会が必要とする書類
留意事項		①貸付利率については、固定金利で、かつ、上限利率以内であれば自由に貸付利率の設定が可能。なお、変動金利は利用は不可。 ②セーフティネット保証４号（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る）又は５号を利用した場合、半期に一度、業況報告書の提出が必要。ただし、セーフティネット保証５号であって、保証金額1,250万円以下、期間１年以内、平成30年４月１日以降保証申込受付した保証を除く。
実施日		平成17年８月１日　創設　　令和４年10月１日　最終改正

設備資金を長期で借りたい

生産性向上のため最新設備を導入したい。また事務所や工場の土地建物を取得したいなど設備資金を長期で借りたいという方にお勧めの制度です。

■ おすすめポイント

1．返済期間を長く設定できます！

最長20年までの借入が可能で無理のない返済計画が立てられます。

2．担保を有効活用できます！

融資対象物件を担保提供することで保証料割引を受けることができます。

事業性評価保証 （みらい）	貸付限度額２億８千万円、期間20年以内と、期間が長く限度額が大きいため、設備資金でのご利用に向いています。 また、保証料の基準料率を一律0.1％差引いており、保証料の面で他の制度より有利な場合があります。なお、ご利用には要件があります。
優良企業経営基盤安定保証 （マル優長期）	貸付限度額２億円以内、期間20年以内と期間が長く、限度額が大きいため、まとまった資金の調達に向いています。 また、保証料の基準料率を10％割引しており、保証料の面でも有利な制度となっています。 なお、ご利用には要件があります。
県経営安定長期設備	貸付限度額１億円、期間15年以内と期間が長く、比較的限度額が大きいため、設備資金でのご利用に向いています。 また、保証対象先は「県内において事業を継続して行い、県税を完納している中小企業者」である事から、幅広い個人や企業が利用可能となっています。 県からの保証料補助対象となる場合が多く、保証料の面で有利な制度となっています。
県地方創生	貸付限度額５千万円～２億８千万円、期間７年以内～ 20年以内と期間が長く、限度額が大きいため、設備資金でのご利用に向いています。 金利が低めに設定されており、また県からの保証料補助があり、お客様の保証料負担も一律0.20％となっています。 なお、ご利用には要件があります。

事業性評価保証（略称：みらい）		
目的		この保証は、中小企業者の将来性・潜在能力・技術力・人的資源等、必ずしも定量的には把握できない要因を評価した事業性評価に基づく融資を対象とし、積極的な支援を行う金融機関と連携することで、中小企業者の資金繰り円滑化および経営の安定に資することを目的とする。
保証の対象（資格要件）		県内に住居（法人の場合は本店）または事業所を有する中小企業者（組合を除く）であって、次の⑴および⑵のすべての要件に該当するものとする。 ⑴申込金融機関が中小企業者の事業内容等を把握し、事業性評価を行っていること。 ⑵申込金融機関がプロパー融資を行っていること。 ※同時実行でも可。
対象資金		事業資金（運転資金、設備資金）
保証条件	保証限度額	２億8,000万円以内
	保証期間	20年以内　（うち据置　２年以内）
	返済方法	一括返済及び分割返済
	貸付形式	証書貸付、手形貸付
	担保	必要に応じて徴求する。 ただし、保証期間が10年超のときは、原則として担保を徴求する。
	保証人	必要となる場合がある。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要
	貸付利率	金融機関所定利率
保証料率	基準料率	年0.35～1.80%　※通常の責任共有保証料率から一律0.10%引
	適用料率	①申込人が会計参与設置会社である場合は、会計割引（0.10%）を適用する。 ②物的担保の提供がある場合は、有担保割引（0.10%）を適用する。
責任共有		取扱金融機関が選択した責任共有制度の対象
申込時添付書類		通常の申込書類に加え、取扱金融機関所定の事業性評価に係る資料、もしくは、事業性評価推薦書（協会所定様式）。
留意事項		プロパー融資の金額、期間等には特段の定めはないが、短期資金の場合は継続した支援を行う事が前提となる。
実施日		平成30年４月１日　創設

優良企業経営基盤安定保証（略称：マル優長期）

目的		堅実な経営を営んでいる県内中小企業者に対して、経営基盤の安定に必要な運転資金や経営強化を図るための設備資金等の長期資金の導入を支援し、中小企業の経営の安定、発展に資することを目的とする。
保証の対象（資格要件）		県内に住居（法人の場合は本店）または事業所を有する中小企業者（組合を除く。）であって、次の⑴～⑶のすべての要件に該当するもの。 ※士業法人（弁護士法人、税理士法人、司法書士法人等）も対象とする。 ⑴同一事業の業歴が２年以上で、２期以上の決算を行っていること。 ※個人の場合は、確定申告が青色申告で貸借対照表を作成していること。 ⑵中小企業信用リスク情報データベース（ＣＲＤ）を活用した保証協会のスコアリングによる申込直前期決算のＣＲＤ評点が、審査基準（法人は56点、個人は75点）以上であること。 ⑶申込金融機関との与信取引または預金取引が１年以上あること。 ※法人の場合は、代表者との取引で可。
対象資金		経営基盤の安定に必要な運転資金及び設備資金 ※既保証の借換えも対象とするが、本制度以外の保証付き借入金の返済資金は、貸付金額の50％以内とする。
保証条件	保証限度額	２億円以内
	保証期間	20年以内（うち据置　２年以内）
	返済方法	原則として、均等分割返済
	貸付形式	証書貸付
	担保	必要に応じて徴求する。 ただし、保証期間10年超のときは、原則として、担保を徴求する。
	保証人	必要となる場合がある。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要
	貸付利率	金融機関所定利率
保証料率	基準料率	区分：⑥　⑦　⑧　⑨ 基準料率：0.90%　0.72%　0.54%　0.405% ※一般の基準料率からその10％を割り引いた率を適用する。
	適用料率	①申込人が会計参与設置会社である場合は、会計割引（0.10％）を適用する。 ②物的担保の提供がある場合は、有担保割引（0.10％）を適用する。
責任共有		取扱金融機関が選択した責任共有制度の対象
事前協議時添付書類		①直近決算書２期分（写） ②兼業の場合は、業種別の売上構成が分かる資料 ③直近決算期から６カ月以上経過している場合は、試算表又は売上実績表 ④その他保証協会が必要とする書類
留意事項		本制度の利用にあたっては、資格要件確認のための事前協議を必要とする。
実施日		平成26年９月１日　創設　　平成29年10月２日　最終改正

長崎県経営安定長期設備資金保証（略称：県経営安定長期設備）		
目的		県内中小企業者の、競争力強化等の前向きな設備投資のために必要な設備資金の融通の円滑化を図り、中小企業者の経営の安定に資することを目的とする。
保証の対象（資格要件）		県内において事業を継続して行い、県税を完納している中小企業者。
対象資金		次のいずれかに該当する設備資金 ①工場、倉庫、店舗、事務所等の新築、増築、改築または改装資金 ②構築物・機械・装置等の新設、増設、更新または改造資金 ③前記①または②を目的とする土地取得資金（土地の取得・利用を主目的とするものを除く。）。 ④前記①、②または③に係るつなぎ資金の決済資金
保証条件	貸付限度額	１億円以内
	保証期間	15年以内　（うち据置　２年以内）
	返済方法	原則として、分割返済
	貸付形式	証書貸付、手形貸付
	担保	必要に応じて徴求する
	保証人	必要となる場合がある。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要
	貸付利率	年2.15％以内
保証料率	基準料率	• 無担保保険・普通保険（一般関係）に係る保証の場合　年0.45％～1.90％ • セーフティネット保証１～４、６号の場合　年0.80％ • セーフティネット保証５、７～８号の場合　年0.75％
	適用料率	①申込人が会計参与設置会社である場合は、会計割引（0.10％）を適用する。 ②物的担保の提供がある場合は、有担保割引（0.10％）を適用する。 ただし、セーフティネット保証を除く。 ③取扱金融機関所定の事業性評価に係る資料、もしくは、事業性評価推薦書（協会所定様式）の添付がある場合は、事業性評価割引（0.10％）を適用する。
	保証料補助	県が以下の補助を行う。 ①無担保保険・普通保険（一般関係）に係る保証の場合 基準料率が年0.80％以上の保証について、年0.10％～0.60％ ②セーフティネット保証の場合　年0.35％
責任共有		取扱金融機関が選択した責任共有制度の対象 ただし、セーフティネット保証１～４、６号を利用する場合は対象外
取扱金融機関		十八親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、三菱ＵＦＪ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、佐賀共栄銀行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信用金庫、伊万里信用金庫、長崎三菱信用組合、西海みずき信用組合、福江信用組合、長崎県医師信用組合、近畿産業信用組合、商工組合中央金庫
申込時添付書類		①セーフティネット保証を利用する場合は、中小企業信用保険法第２条第５項各号に基づく市町長の認定書 ②県税の納税証明書（未納がない旨のもの） ③その他保証協会が必要とする書類
留意事項		①貸付利率については、固定金利で、かつ、上限利率以内であれば自由に貸付利率の設定が可能。なお、変動金利は利用は不可。 ②セーフティネット保証４号（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る）又は５号を利用した場合、半期に一度、業況報告書の提出が必要。ただし、セーフティネット保証５号であって、保証金額1,250万円以下、期間１年以内、平成30年４月１日以降保証申込受付した保証を除く。
取扱期間		令和７年３月31日保証承諾分まで
実施日		平成28年４月１日　創設　　令和４年10月１日　最終改正

長崎県地方創生推進資金保証　（略称：県地方創生）		
目的		県内中小企業の前向きな取組みを支援し、地方創生の推進に寄与することを目的とする。
保証の対象（資格要件）		県内で事業を継続して行い、県税を完納している中小企業者であって、次のいずれかに該当する者。 ⑴宿泊事業者応援資金 　宿泊業を営むもの又は宿泊施設を所有するもの等で、経営革新等支援機関の指導を受けて事業計画書を策定した者。 ⑵Nぴか認証企業応援資金 　長崎県誰もが働きやすい職場づくり実践企業認証制度（Nぴか）の認証を受け、かつ、働きやすい職場づくりのための具体的な事業計画を策定し、計画の実行に取り組む者として県が認定した者。 ⑶ＳＤＧｓ登録企業応援資金 　長崎県ＳＤＧｓ登録制度に登録し、かつ、ＳＤＧｓの実現に向けた具体的な事業計画を策定し、計画の実行に取り組む者として県が認定した者。
対象資金		保証の対象に係る認定等を受けた事業の実施に必要な運転資金、設備資金
保証条件	貸付限度額	保証の対象　　5,000万円以内 ただし、保証の対象の⑴の場合は２億8,000万円以内（宿泊業生産性向上支援資金）
	保証期間	運転資金　７年以内（うち据置１年以内） 設備資金　10年以内（うち据置２年以内） ただし、保証の対象の⑴の場合は20年以内又は耐用年数のいずれか短い期間　（うち据置２年以内）
	返済方法	原則として、分割返済
	貸付形式	証書貸付
	担保	必要に応じて徴求する
	保証人	必要となる場合がある。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要
	貸付利率	年　1.30% ただし、保証の対象の⑴の場合は年1.00%。なお、11年目以降は、その時点での経営安定資金（長期資金）の貸付利率以内とする。
保証料率	基準料率	無担保保険・普通保険（一般関係）に係る保証　年0.45%～1.90%
	適用料率	①申込人が会計参与設置会社である場合は、会計割引（0.10%）を適用する。 ②物的担保の提供がある場合は、有担保割引（0.10%）を適用する。
	保証料補助	県が無担保保険・普通保険（一般関係）に係る保証について年0.25%～1.70%の補助を行う。
責任共有		取扱金融機関が選択した責任共有制度の対象
取扱金融機関		商工組合中央金庫、十八親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、三菱ＵＦＪ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、佐賀共栄銀行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信用金庫、伊万里信用金庫、西海みずき信用組合、福江信用組合、長崎三菱信用組合、近畿産業信用組合
申込時添付書類		①保証の対象の⑴に該当する場合は、経営革新等支援機関の指導を受けて策定した事業計画書 ②保証の対象の⑵、⑶に該当する場合は、別に定める県による認定書 ③県税の納税証明書（未納がない旨のもの） ④その他保証協会が必要とする書類
留意事項		保証の対象の⑴宿泊事業者応援資金は、設備資金と設備投資に伴う運転資金が対象となる。（運転資金単独の利用は不可。）
取扱期間		令和８年３月31日保証承諾分まで
実施日		平成28年４月１日　創設　　（令和５年１月10日　最終改正）

売掛金や在庫を担保に借りたい

保有する売掛債権や棚卸資産を担保として借入を行うことにより、不動産担保に頼らずに資金調達が可能となるため、事業資金の融通について円滑化、多様化を図ることが出来ます。

流動資産担保融資保証（ＡＢＬ保証）

■ おすすめポイント

1．不動産担保が不要です！

借入金の担保となるような不動産をお持ちでない場合でも、営業取引等から発生した売掛債権や棚卸資産を担保に借入ができます。

2．資金繰りを改善できます！

取引先からの入金を待たずに、資金調達ができます。

3．一般保証とは別枠です！

一般保証とは別枠で、最大２億円の保証をご利用いただけます。

4．信用保証料率は一律です！

借入金額に対して、一律年0.68％と低い料率設定になっています。

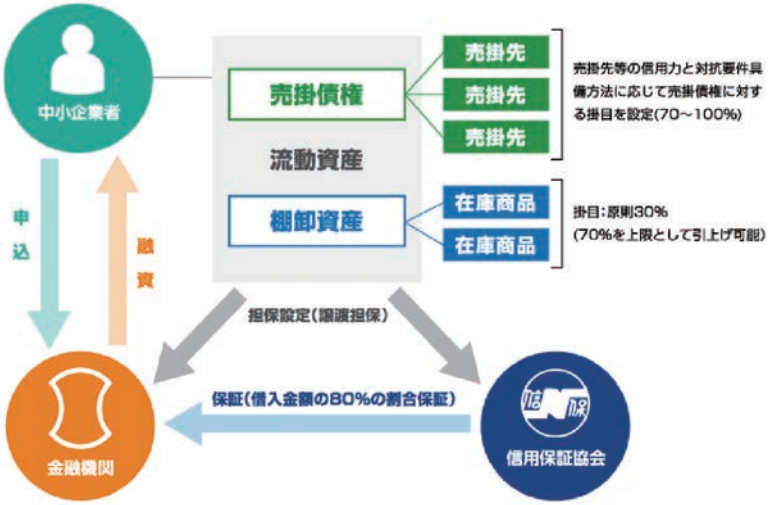

流動資産担保融資保証（略称：ＡＢＬ保証）		
目的		中小企業者が有する流動資産（売掛債権及び棚卸資産）を担保とした融資に対する保証を行うことにより、中小企業者の事業資金の融通について、円滑化・多様化を図る。
保証の対象（資格要件）		事業者に対する売掛債権又は棚卸資産を保有する中小企業者。 ただし、棚卸資産を担保とする場合は法人に限る。
対象資金		事業資金（運転資金、設備資金）
保証条件	保証形式	原則として、根保証（一時的な資金需要については個別保証も可）
	保証限度額	２億円以内（80％保証のため、貸付限度額は２億5,000万円以内）
	保証期間	１年間（個別保証の場合は１年以内。また、根保証の更新は妨げない。）
	返済方法	根保証　：　約定弁済、随時弁済 個別保証　：　一括返済
	貸付形式	根保証　：　当座貸越 個別保証　：　手形貸付
	担保	流動資産のみを譲渡担保として徴求する。（ただし、個別保証の場合は売掛債権に限る。）
	保証人	必要となる場合がある。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は不要
	貸付利率	金融機関所定利率
担保の種類	売掛債権	①売掛金債権　②割賦販売代金債権　③運送料債権　④診療報酬債権　⑤その他の報酬債権 ⑥工事請負代金債権　⑦化体手形　⑧化体電子記録債権
	棚卸資産	申込人が行う事業より生じ又は生じる予定のものであり、かつ申込人の決算書に計上され又は計上される予定のものに限る。 …在庫商品、製品在庫、仕掛品、半製品、原材料、貯蔵品等 ※固定資産として計上される機械設備、車輌運搬具などは対象とならない。
担保の評価	売掛債権	極度額の上限金額　＝　売掛債権の見積額　×　掛目 ※掛目は、第三債務者の信用力と対抗要件具備方法に基づき設定（70％～100％）
	棚卸資産	極度額の上限金額　＝　棚卸資産の見積額　×　掛目 ※通常は、直近の簿価を見積額として掛目30％を乗じた額 ※第三者の客観的評価が得られた場合は70％を上限として掛目の引上げ可
対抗要件の具備方法		①売掛債権（手形債権及び電子記録債権を除く。）については、民法の「通知又は承諾」若しくは動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律に基づく「登記」による。 ②棚卸資産については「登記」に限る。ただし、「登記」に加えて、民法の「占有改定」又は「指図による占有移転」による対抗要件を具備することもできる。 ③電子記録債権については、電子記録債権法に定める譲渡記録による。
保証料率	基準料率	借入極度額（借入金額）に対し、年0.68％
	適用料率	申込人が会計参与設置会社である場合は、会計割引（0.10％）を適用する。
責任共有		部分保証（80％保証）
申込時添付書類		①信用保証委託申込書・信用保証依頼書は共通 ②譲渡担保対象売掛先・棚卸資産一覧表 ③譲渡担保対象売掛先明細書 ④個別保証の場合は、売掛債権の挙証資料（写） ⑤その他保証協会が必要とする書類
根保証におけるモニタリング		①１カ月に１回以上、回収口座の入金状況を確認する。 ②３カ月に１回以上、申込人から譲渡担保流動資産報告書を徴求する。 ③棚卸資産を担保とした場合は、１年に１回以上、申込人の事業所に立ち入って棚卸資産の状況を確認する。
留意事項		①申込人の既往取引金融機関を経由して申し込む。ただし、新規取引であっても、取扱金融機関が認めたときはこの限りでない。 ②本制度の利用は一申込人につき、一保証協会に限る。 ③本制度を複数口利用する場合、第三債務者を重複させて担保提供することはできない。ただし、個別保証において、異なる売掛債権を担保とする場合や、化体手形又は化体電子記録債権のみを担保とする場合はこの限りでない。 ④第三債務者は、日本国内の事業者に限る。 ⑤根保証の場合、第三債務者と申込人の間に、原則として取引の継続を要する。 ⑥第三債務者と申込人の間に、原則として取引基本契約（同等の契約を含む）の締結を要する。
実施日		平成13年12月17日　創設　　令和３年７月１日　最終改正

社債を発行して資金調達を図りたい

中小企業の資金調達の多様化を図るために中小企業の発行する社債（私募債）について保証を行うもので、長期の安定した資金調達が可能です。

社債の発行は、一定の資格要件を満たした企業であり、優良企業として企業のステータス向上につながります。

特定社債保証

■ おすすめポイント

1．資金調達の多様化が図れます！

別枠で２億円まで無担保で調達できます。

2．長期の安定した資金調達が図れます！

保証期間は２～７年で定時もしくは期限一括償還が可能です。

3．優良企業としてのステータス向上に繋がります！

ニュースリリースを行うことで新聞に掲載されることがあります。

4．企業の社会的責任（ＣＳＲ）ならびに地方創生等に関する取組みを応援します！

一部の企業について通常の特定社債保証より、年0.1％保証料を割引します。

中小企業特定社債保証（略称：特定社債）		
目的		中小企業者の資金調達手段の多様化を図るため、信用保証協会が一定の要件を満たす中小企業者の発行する社債（私募債）について保証を行うことにより、その事業資金を供給し、もって中小企業者の事業発展に資することを目的にする。
保証の対象（資格要件）		以下の(1)から(3)のいずれかに該当する中小企業者とする。 (1)純資産額が５千万円以上３億円未満であり、以下の①又は②のいずれか１項目及び③又は④のいずれか１項目を充足すること。 ①自己資本比率が20パーセント以上であること。 ②純資産倍率が2.0倍以上であること。 ③使用総資本事業利益率が10パーセント以上であること。 ④インタレスト・カバレッジ・レーシオが2.0倍以上であること。 (2)純資産額が３億円以上５億円未満であり、以下の①又は②のいずれか１項目及び③又は④のいずれか１項目を充足すること。 ①自己資本比率が20パーセント以上であること。 ②純資産倍率が1.5倍以上であること。 ③使用総資本事業利益率が10パーセント以上であること。 ④インタレスト・カバレッジ・レーシオが1.5倍以上であること。 (3)純資産額が５億円以上であり、以下の①又は②のいずれか１項目及び③又は④のいずれか１項目を充足すること。 ①自己資本比率が15パーセント以上であること。 ②純資産倍率が1.5倍以上であること。 ③使用総資本事業利益率が５パーセント以上であること。 ④インタレスト・カバレッジ・レーシオが1.0倍以上であること。 (注)各指標については、信用保証協会への申込みの日の直前の決算におけるものとする。
対象資金		事業資金（運転資金、設備資金） (注)中小企業者の事業経営上利益とならない金融機関の旧債決済資金は除く。
保証条件	保証形式	信用保証協会及び金融機関の共同保証形式とする。 ただし、証券化を活用するものにあっては、この限りではない。
	保証限度額	４億5,000万円以内 ※経営安定関連保証を除く普通保証、無担保保証との合計で５億円以内 ※80％保証のため、保証付き私募債の発行価額は５億6,000万円以内 ※１回の発行額は3,000万円以上
	保証期間	２年以上７年以内
	返済方法	定時償還、満期一括償還
	発行形式	振替債（社債の種類は問わない）
	担保	原則として、保証金額２億円（社債発行額は２億5,000万円）を超える場合は徴求する。 この場合、保証協会が担保設定する。
	保証人	不要（法人代表者も不要）
	貸付利率	発行体所定利率
保証料率	基準料率	社債総額に対し、年0.45％～ 1.45％
	適用料率	①申込人が会計参与設置会社である場合は、会計割引（0.10％）を適用する。 ②物的担保の提供がある場合は、有担保割引（0.10％）を適用する。
責任共有		部分保証（80％保証）
取扱金融機関		十八親和銀行、福岡銀行、西日本シティ銀行、佐賀銀行、北九州銀行、三菱ＵＦＪ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、商工組合中央金庫、佐賀共栄銀行
申込時添付書類		①保証委託申込書（特定社債保証用） ②特定社債保証資格要件申告書 ③その他保証協会が必要とする書類
留意事項		①取扱金融機関は、本制度に関する覚書締結金融機関とする。 ②本制度の利用にあたっては、資格要件確認のための事前協議を必要とする。 ③実行後の各種報告等には、本制度専用の様式を使用する。
実施日		平成12年６月15日　創設　　平成26年３月１日　最終改正（法律の条項番号の改正）

社会貢献応援型特定社債保証（略称：特定社債・貢献）		
目的		企業の社会的責任（ＣＳＲ）や、地方創生等の取組みを推進する中小企業者の発展に資するため、社債（私募債）発行による長期・安定的な事業資金を供給することを目的とする。
保証の対象（資格要件）		申込時の決算年度、または、申込直前の決算年度に、企業の社会的責任（ＣＳＲ）ならびに地方創生等に関する取組みを行った、または行っている中小企業者であって、以下の⑴から⑶のいずれかに該当する中小企業者とする。 ⑴純資産額が５千万円以上３億円未満であり、以下の①又は②のいずれか１項目及び③又は④のいずれか１項目を充足すること。 ①自己資本比率が20パーセント以上であること。 ②純資産倍率が2.0倍以上であること。 ③使用総資本事業利益率が10パーセント以上であること。 ④インタレスト・カバレッジ・レーシオが2.0倍以上であること。 ⑵純資産額が３億円以上５億円未満であり、以下の①又は②のいずれか１項目及び③又は④のいずれか１項目を充足すること。 ①自己資本比率が20パーセント以上であること。 ②純資産倍率が1.5倍以上であること。 ③使用総資本事業利益率が10パーセント以上であること。 ④インタレスト・カバレッジ・レーシオが1.5倍以上であること。 ⑶純資産額が５億円以上であり、以下の①又は②のいずれか１項目及び③又は④のいずれか1項目を充足すること。 ①自己資本比率が15パーセント以上であること。 ②純資産倍率が1.5倍以上であること。 ③使用総資本事業利益率が５パーセント以上であること。 ④インタレスト・カバレッジ・レーシオが1.0倍以上であること。 (注)各指標については、信用保証協会への申込みの日の直前の決算におけるものとする。
対象資金		事業資金（運転資金、設備資金） (注)中小企業者の事業経営上利益とならない金融機関の旧債決済資金は除く。
保証条件	保証形式	信用保証協会及び金融機関の共同保証形式とする。 ただし、証券化を活用するものにあっては、この限りではない。
	保証限度額	４億5,000万円以内 ※経営安定関連保証を除く普通保証、無担保保証、特定社債との合計で５億円以内 ※80％保証のため、保証付き私募債の発行価額は５億6,000万円以内 ※１回の発行額は3,000万円以上
	保証期間	２年以上７年以内
	返済方法	定時償還、満期一括償還
	発行形式	振替債（社債の種類は問わない）
	担保	原則として、保証金額２億円（社債発行額は２億5,000万円）を超える場合は徴求する。 この場合、保証協会が担保設定する。
	保証人	不要（法人代表者も不要）
	貸付利率	発行体所定利率
保証料率	基準料率	社債総額に対し、年0.35％～ 1.45％
	適用料率	①申込人が会計参与設置会社である場合は、会計割引（0.10％）を適用する。 ②物的担保の提供がある場合は、有担保割引（0.10％）を適用する。
責任共有		部分保証（80％保証）
取扱金融機関		十八親和銀行、福岡銀行、西日本シティ銀行、佐賀銀行、北九州銀行、三菱ＵＦＪ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、商工組合中央金庫、佐賀共栄銀行
申込時添付書類		①保証委託申込書（特定社債保証用）　②特定社債保証資格要件申告書 ③社会貢献応援型特定社債保証　要件確認書　④その他保証協会が必要とする書類
留意事項		①取扱金融機関は、本制度に関する覚書締結金融機関とする。 ②本制度の利用にあたっては、資格要件確認のための事前協議を必要とする。 ③実行後の各種報告等には、本制度専用の様式を使用する。
実施日		平成30年11月１日　創設

創業保証制度の紹介

これから創業をされる方、創業して間もない方（創業して５年未満の方。一部の市町制度は１年未満）を対象とした制度を用意しています。

①原則無担保、無保証人での借入が可能。保証金額は最大3,500万円までご利用できます。（※但し、制度によって保証金額に制限があります。）
（※不動産等取得資金の場合は、制度変更のうえ、担保をお願いする場合があります。）
（※各地方公共団体毎に居住、納税等の要件がございます。）

②地方公共団体の支援により負担の少ない借入ができます。（保証料率０％～ 0.8％）

※令和５年３月15日に経営者保証を不要とする全国統一の創業保証制度「スタートアップ創出促進保証制度（略称：ＳＳＳ）」が創設されましたので、こちらもご検討ください。

地方公共団体創業資金制度概要

制度名	保証限度額	返済期間	保証料率	貸付利率
長崎県創業バックアップ資金保証	3,500万円	運転７年以内(うち据置１年以内) 設備10年以内(うち据置２年以内)	0.40%（注１） （有担保の場合 0.05 ～ 1.50%）	1.65%
長崎市中小企業創業資金保証	3,500万円	運転７年以内(うち据置１年以内) 設備10年以内(うち据置２年以内)	0.00%	1.40%
諫早市中小企業創業資金保証	2,000万円	運転７年以内(うち据置１年以内) 設備10年以内(うち据置１年以内)	0.00%	1.30% （注２）：諫早市補助有り。諫早市に申請が必要。
大村市中小企業創業資金保証（注３）	1,000万円	運転７年以内(うち据置１年以内) 設備10年以内(うち据置１年以内)	0.00%	1.30%
対馬市中小企業創業資金保証（注３）	500万円	運転７年以内(うち据置１年以内) 設備10年以内(うち据置１年以内)	0.00%	1.50%
壱岐市中小企業創業資金保証（注３）	1,000万円	７年以内（うち据置１年以内）	0.00%	1.50%
五島市中小企業創業資金保証（注３）	1,000万円	運転５年以内(うち据置１年以内) 設備７年以内(うち据置１年以内)	0.80% （注４）：五島市補助有り。五島市に申請が必要。	1.50% （注４）：五島市補助有り。五島市に申請が必要。
南島原市中小企業創業資金保証（注３）	500万円	７年以内(うち据置１年以内)	0.00%	1.40%
長与町小規模企業創業支援資金保証（注３）	500万円	７年以内(うち据置１年以内)	0.00%	2.00% （注５）：長与町補助有り。長与町に申請が必要。
佐世保市中小企業創業資金保証	2,000万円	運転７年以内(うち据置１年以内) 設備10年以内(うち据置１年以内)	0.00% （有担保の場合 0.45 ～ 1.14%）	0.70% （認定特定創業支援等事業の支援を受けている場合　0.50%）
平戸市中小企業創業支援資金保証	1,000万円	運転７年以内(うち据置１年以内) 設備10年以内(うち据置１年以内)	0.00%	1.40%
東彼杵町創業支援資金保証（注３）	500万円	７年以内(うち据置１年以内)	0.00%	1.50%
川棚町創業支援資金保証（注３）	500万円	７年以内(うち据置１年以内)	0.00%	1.50%
波佐見町創業支援資金保証（注３）	500万円	７年以内(うち据置１年以内)	0.00%	1.40%
佐々町創業支援資金保証（注３）	500万円	７年以内(うち据置１年以内)	0.00%	1.30%

詳細は保証協会へお尋ねください。
（注１）松浦市で創業される方は0.00%（有担保保証の場合は0.00 ～ 0.75%）になります。また、壱岐市、対馬市、雲仙市で創業される方は各地方公共団体の補助があります。詳細は各地方公共団体にお尋ねください。
（注２）諫早市に利子の一部補給を申し込むことができます。（融資を受けた日から起算して３年間分）
（注３）これから創業をされる方、または創業して１年未満の方が対象となります。
（注４）五島市が融資実行後３年間の保証料補助と利子補給を行います。五島市に交付申請が必要です。
（注５）長与町が0.50%の利子補給を行います。長与町に交付申請が必要です。

小規模企業者向け保証制度

小規模企業者向け（小規模企業者の定義はＰ３に記載しています）の保証制度を以下のとおりご用意しています。

県内で同一事業を１年以上継続して営み、保証申込日以前１年間に納期の到来した所得税（法人税）、事業税、または住民税の所得割のいずれかを完納している方は、特別小口保険のご利用が可能です。特別小口保険は、同保険以外の既保証があると利用できませんが、事業内容に係わらず保証料率が固定となっています。

制度名	保証限度額	返済期間	保証料率	貸付利率
長崎県小規模企業者支援資金保証（県小口）	2,000万円 （既存の保証付融資残高との合計で2,000万円以内）	運転７年以内（うち据置１年以内） 設備10年以内（うち据置２年以内）	0.50～1.60% 特別小口保険 0.45%	1.90%以内
長崎市小企業振興資金保証（長小）	2,000万円	１年超７年以内 （うち据置１年以内）	0.45～1.425% 特別小口保険 0.0%	変動金利 期間１年超３年以内 ：短プラ以内 期間３年超 ：短プラ＋0.2%以内
佐世保市中小企業小口事業資金保証（佐世保小口）	2,000万円	運転７年以内（うち据置１年以内） 設備10年以内（うち据置１年以内）	0.45～1.14% 特別小口保険 0.75%	1.10%
長与町小規模企業振興資金保証（長与）	500万円	５年以内 （設備資金に限り、うち据置６カ月以内）	0.225～0.950%	2.00% （注）長与町補助あり。 長与町に申請が必要。

詳細は保証協会へお尋ねください。

経営者保証が不要な保証制度

一定の財務要件を満たす事で、経営者保証を不要とする制度をご用意しています。

なお、制度によらない経営者保証を不要とする運用「金融機関連携型」「担保充足型」（運用の為、要件に該当すれば保証制度全般に適用されます。詳細はＰ９、10に記載しています）もございます。

財務要件型無保証人保証（財務型）

一定の財務要件を満たすことで、経営者保証無しで利用可能な全国統一要件制度

財務要件型無担保・当座貸越根保証（根当座・財務型）

一定の財務要件を満たすことで、経営者保証・担保無しで利用可能な当座貸越保証制度

スタートアップ創出促進保証

これから創業をされる方、創業して間もない方（創業後５年未満）を対象に、経営者保証無しで利用可能な全国統一の創業保証制度

財務要件型無保証人保証（略称：財務型）		
目的		本制度は、一定の財務要件の下で経営者保証を不要とする保証を行うことにより、中小企業者の積極的な設備投資及び事業拡大を促すことを目的とする。
保証の対象（資格要件）		以下の⑴から⑶のいずれかに該当する中小企業者とする。 ⑴純資産額が５千万円以上３億円未満であり、以下の①又は②のいずれか１項目及び③又は④のいずれか１項目を充足すること。 ①自己資本比率が20パーセント以上であること。 ②純資産倍率が2.0倍以上であること。 ③使用総資本事業利益率が10パーセント以上であること。 ④インタレスト・カバレッジ・レーシオが2.0倍以上であること。 ⑵純資産額が３億円以上５億円未満であり、以下の①又は②のいずれか１項目及び③又は④のいずれか１項目を充足すること。 ①自己資本比率が20パーセント以上であること。 ②純資産倍率が1.5倍以上であること。 ③使用総資本事業利益率が10パーセント以上であること。 ④インタレスト・カバレッジ・レーシオが1.5倍以上であること。 ⑶純資産額が５億円以上であり、以下の①又は②のいずれか１項目及び③又は④のいずれか１項目を充足すること。 ①自己資本比率が15パーセント以上であること。 ②純資産倍率が1.5倍以上であること。 ③使用総資本事業利益率が５パーセント以上であること。 ④インタレスト・カバレッジ・レーシオが1.0倍以上であること。 （注）各指標については、保証協会への申込みの日の直前の決算におけるものとする。
対象資金		事業資金
保証条件	保証限度額	普通保険にかかる保証　２億円 ただし、中小企業者が組合等の場合は、４億円 無担保保険にかかる保証　8,000万円
	保証期間	⑴一括返済の場合　２年以内とする。 ⑵分割返済の場合　運転資金７年以内、設備資金10年以内（据置期間１年以内を含む）とする。
	返済方法	一括返済、分割返済
	貸付形式	証書貸付、手形貸付
	担保	必要に応じ徴求する。
	保証人	不要
	貸付利率	金融機関所定利率
保証料率	基準料率	年0.45％～1.90％
	適用料率	①申込人が会計参与設置会社である場合は、会計割引（0.10％）を適用する。 ②物的担保の提供がある場合は、有担保割引（0.10％）を適用する。
責任共有		取扱金融機関が選択した責任共有制度の対象
申込時添付書類		①資格要件確認書 ②その他保証協会が必要とする書類
留意事項		―
実施日		平成30年４月１日　創設

財務要件型無担保・当座貸越根保証（略称：根当座・財務型）

目的		本制度は、一定の財務要件の下で経営者保証を不要とする当座貸越根保証を行うことにより、中小企業者の積極的な事業拡大を促すことを目的とする。
保証の対象（資格要件）		県内に事業所を有する会社および医業を主たる事業とする法人であって、次の⑴⑵の要件を満たし、かつ⑶から⑸のいずれかに該当する者。 ※会社には士業法人（弁護士法人、税理士法人、司法書士法人等）を含む。 ⑴同一事業の業歴が３年以上であり、２期以上の決算を行っている。 ⑵申込金融機関との与信または預金取引が６カ月以上ある。 ⑶純資産額が５千万円以上３億円未満であり、以下の①又は②のいずれか１項目及び③又は④のいずれか１項目を充足すること。 ①自己資本比率が20パーセント以上であること。 ②純資産倍率が2.0倍以上であること。 ③使用総資本事業利益率が10パーセント以上であること。 ④インタレスト・カバレッジ・レーシオが2.0倍以上であること。 ⑷純資産額が３億円以上５億円未満であり、以下の①又は②のいずれか１項目及び③又は④のいずれか１項目を充足すること。 ①自己資本比率が20パーセント以上であること。 ②純資産倍率が1.5倍以上であること。 ③使用総資本事業利益率が10パーセント以上であること。 ④インタレスト・カバレッジ・レーシオが1.5倍以上であること。 ⑸純資産額が５億円以上であり、以下の①又は②のいずれか１項目及び③又は④のいずれか１項目を充足すること。 ①自己資本比率が15パーセント以上であること。 ②純資産倍率が1.5倍以上であること。 ③使用総資本事業利益率が５パーセント以上であること。 ④インタレスト・カバレッジ・レーシオが1.0倍以上であること。 (注)各指標については、保証協会への申込みの日の直前の決算におけるものとする。
対象資金		事業資金（運転資金、設備資金）
保証条件	保証限度額	貸越極度額　２億円以内（100万円以上）
	保証期間	１年間もしくは２年間（ただし、更新は妨げない）
	貸付形式	当座貸越（根保証）
	担保	不要
	保証人	法人代表者を含め連帯保証人は不要
	貸付利率	金融機関所定利率
保証料率	基準料率	区分：①　②　③　④　⑤　⑥　⑦　⑧　⑨ 基準料率：1.62%　1.49%　1.32%　1.15%　0.98%　0.77%　0.61%　0.46%　0.35%
	適用料率	申込人が会計参与設置会社である場合は、会計割引（0.10%）を適用する。
責任共有		取扱金融機関が選択した責任共有制度の対象
事前協議時添付書類		①直近決算書２期分（写） ②兼業の場合は、業種別の売上構成が分かる資料 ③直近決算期から６カ月以上経過している場合は、試算表または売上実績表 ④商業登記事項証明書（写） ⑤その他保証協会が必要とする書類 ⑥財務要件型無担保・当座貸越根保証制度　資格要件確認書（本確認書については申込時でも可）
留意事項		①本制度の利用にあたっては、資格要件確認のための事前協議を必要とする。 ②個人事業者は対象としない。 ③当座貸越の残高は、保証期間を通じ常時極度額を超えないこととする。 ④利息の元本組入れにより極度額を超えることとなる場合には、超える部分は利息部分とし速やかに徴求する。
更新		①更新手続きは、条件変更による期間延長でもできるが、当初の保証（継続新規を含む。）から５年を超える場合は継続新規とする。 ②継続新規による場合は、保証条件として新規貸越分で既存貸越金残額を決済させることとする。
実施日		平成30年11月１日　創設

スタートアップ創出促進保証（略称：ＳＳＳ保証）		
目的		創業から一定期間を経過していない会社等に対する事業資金供給の円滑化を図るとともに、経営者保証を不要とすることで創業機運の醸成による創業者の増加ならびに廃業・倒産経験者などの事業経営への再挑戦を促し、また中小企業者の積極的な事業展開を推進することで、もって創業者の事業の活性化に資することを目的とする。
保証の対象（資格要件）		次の⑴～⑸のいずれかに該当する創業者及び創業者である中小企業者を対象とする。 ⑴事業を営んでいない個人であって、２月以内（認定特定創業支援等事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者にあっては、６月以内）に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの（産業競争力強化法（平成25年法律第98号）（以下「法」という。）第２条第29項第３号）。 ⑵中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、当該新たに設立された会社が、事業を開始する具体的計画を有するもの（法第２条第29項第５号）。 ⑶事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後５年を経過していないもの（法第２条第29項第４号）。 ⑷中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設立された会社であって、その設立の日以後５年を経過していないもの（法第２条第29項第６号）。 ⑸法第２条第29項第２号に規定する創業者（事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後５年を経過していないもの）であって新たに会社（中小企業者に限る。）を設立したもの（以下「会社設立創業者」という。）が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算して５年を経過していないとして、同条第29項第４号に掲げる創業者とみなされるもの（法第129条第２項）。
対象資金		新たに事業を開始または実施するために必要となる設備資金及び運転資金
保証条件	保証限度額	3,500万円以内 ※他の創業関連保証、再挑戦支援保証と合算して3,500万円以内
	保証期間	10年以内　（うち据置１年以内） ただし、プロパー融資を同時実行する場合又はプロパー融資残高がある場合は据置期間を３年以内とすることができる。
	返済方法	原則として、均等分割返済
	貸付形式	証書貸付
	担保	不要
	保証人	不要
	貸付利率	金融機関所定利率
保証料率	基準料率	年　1.0％（創業関連保証料率0.8％に0.2％上乗せした料率）
	適用料率	申込人が会計参与設置会社である場合は、会計割引（0.10％）を適用する。
責任共有		責任共有制度の対象外　（100％保証）
申込時添付書類		①スタートアップ創出促進保証制度用の「創業計画書」 ②認定特定創業支援事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行う場合は、認定特定創業支援事業により支援を受けたことについての市町長の証明書（写） ③その他保証協会が必要とする書類
金融機関の責務		●創業者に対して、融資実行後、創業者が会社を設立して原則３年目及び５年目に中小企業活性化協議会によるガバナンス体制の整備に関するチェックを受けるよう促し、創業者よりガバナンスチェックシートの写しの提出を受けること ●創業者がガバナンスチェックを受けた月の翌月以降に到来する４月又は10月のいずれか早い月に、ガバナンスチェックシートの写しを保証協会に提出すること
留意事項		●事業を営んでいない個人とは、給与所得者、主婦、学生、失業者、年金生活者、法人（公益法人、ＮＰＯ法人、組合等を含む）の代表権のない役員等をいう ●保証申込受付時点において税務申告１期未終了の創業者は創業資金総額の１／10以上の自己資金を有していること
実施日		令和５年３月15日　創設

事業承継関連制度

事業承継の際に、資金調達が必要となった場合にご利用いただける制度一覧です。

ＳＹＯＵＫＥＩは保証限度額２億8,000万円、保証期間20年と余裕のある資金調達が可能です。また、通常の保証料より20％の割引を行っています。

県事業承継は保証限度額10,000万円、保証期間は運転資金10年、設備資金15年ですが、貸付利率は固定で、保証料についても補助がありますので費用負担を抑えることができます。

佐世保承継は保証限度額4,000万円、保証期間は運転資金10年、設備資金10年ですが、貸付利率は固定で、保証料についても補助がありますので費用負担を抑えることができます。

承継特別は事業承継前の個人保証を提供している借入金の借換えも含めて経営者保証を不要とし、中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターの確認を受けることで保証料の割引を受けることができます。

※代表者個人の株式取得資金等、代表者個人への融資については対象外になります。

事業承継関連制度一覧

制度名	長崎信保独自制度	県制度	市町制度	全国統一制度	
	事業承継保証	長崎県事業承継保証	佐世保市中小企業承継資金保証	事業承継特別保証	経営承継借換関連保証
（略称）	（SYOUKEI）	（県事業承継）	（佐世保承継）	（承継特別）	（経営承継借換）
保証限度額	28,000万円	10,000万円	4,000万円	28,000万円	28,000万円
期間	20年 （据置2年以内）	運転　10年 （据置1年以内） 設備　15年 （据置2年以内）	10年 （据置1年以内）	10年　（据置1年以内） 一括返済の場合1年以内	10年　（据置1年以内） 一括返済の場合1年以内
承継の方法（資金使途）	• 事業譲渡契約等に基づく事業の譲受（買取）資金 • 事業用不動産（資産）の取得資金 • 株式等の取得資金 • 前代表者への役員退職金支払資金 • 協会が事業承継に必要と認めた資金			• 事業承継前にあっては、貴水、または保証人（個人に限る）を提供している既往借入金の返済資金 • 事業承継後にあっては、事業承継前に借りた保証人(個人に限る）を提供している既往借入金の返済資金のみ	• 事業承継前において、保証人（個人保証）を提供している既往借入金の返済資金のみ
保証対象者	会社 個人事業主			会社	会社
認定を受ける者	—			—	会社
連帯保証人	必要となる場合がある。 （法人代表者以外の連帯保証人は原則不要） ただし、申込人が持株会社のときは、 代表者並びに事業会社の法人保証とする			徴求しない	徴求しない
金利	所定	1.65%	1.30%	所定	金融機関所定
保証料	0.36 ～ 1.52%	0.00 ～ 1.12%	0.36 ～ 1.52%	0.45 ～ 1.90% 0.20 ～ 1.15%	0.45 ～ 1.90% 0.20 ～ 1.15%
特色	• 従業員、親族等が事業を承継するための保証 • 事業承継のために設立した持株会社への保証が可能。このため、事業会社の代表者が新代表者へ変更する前でも対応可能。 • 事業を承継した個人（中小企業者）への、事業承継のための保証 • 会社（想定では、代表者は新代表者へ変更登記済み）への、事業承継のための保証			• 事業者の事業承継（代表者交代）を支援するための保証 • 事業承継前の個人保証を提供している借入金（プロパー含む）の借換えも含めて経営者保証を不要とする • 中小企業活性化協議会、事業承継・引継ぎ支援センターの確認を受けることで保証料割引が可能	• 事業者の事業承継（代表者交代）を支援するための保証 • 承継特別は一般関係保険を利用しているが、既に限度一杯利用している先などもあり、保険特例を利用し（別枠として）支援の幅を拡充するために設立 • 承継特別と概ね同じではあるが、本制度は承継前におけるフェーズに限定
事前協議（要:○、ケースバイケース:△）	○	△	○	△	△
必要書類	①事業承継計画書 ②資金使途確認資料 ③被承継企業の直近２期分の決算書 ④株式取得資金の時は税理士等が作成した株式算定評価 ⑤承継者が持株会社の時は持株会社及び事業会社の定款、株主名簿、履歴事項全部証明書の写し ⑥県事業承継の場合は県税の完納証明書 ⑦佐世保承継の場合は佐世保市税の完納証明書 ⑧その他保証協会が必要とする資料			①事業承継計画書 ②財務要件等確認書 ③借換債務等確認書（必要に応じ） ④他行借換依頼書兼確認書（〃） ⑤ガバナンス体制の整備に関するチェックシート（〃） ⑥その他保証協会が必要とする資料	①認定書（写）及び認定申請提出書類（写） ②財務要件等確認書 ③借換債務等確認書（必要に応じ） ④他行借換依頼書兼確認書（〃） ⑤ガバナンス体制の整備に関するチェックシート（〃） ⑥その他保証協会が必要とする資料 ※事業承継計画書は認定申請書に含まれる
申込のタイミング	承継前＝○　　承継後＝○			承継前＝○　　承継後＝○	承継前＝○　　承継後＝×
その他	• 金融機関は年１回以上、企業より事業承継計画の実施状況の報告を受けることが必要 • 企業の事業年度毎に事業承継の実施状況及び金融機関支援方針等を協会へ報告することが必要（報告様式は任意） • 事業承継計画が完了する年度まで上記報告が必要			• 本制度は複数口の利用が可能であるが、本制度保証１回目より３年以内の保証申込受付のものに限る • 資格要件として①資産超過、②EBITDAが15倍以内、③法人・個人の分離が明確、④返済緩和債権がない、を満たすこと • EBITDA＝（借入金・社債－現預金）÷（営業利益＋減価償却費）	• 本制度は認定申請日より３年以内に事業承継を予定する先に限られる • 資格要件として①資産超過、②EBITDAが15倍以内、③法人・個人の分離が明確、④返済緩和債権がない、を満たすこと • EBITDA＝（借入金・社債－現預金）÷（営業利益＋減価償却費）

全国統一制度			
経営承継関連保証	経営承継準備関連保証	特定経営承継関連保証	特定経営承継準備関連保証
（経営承継）	（経営承継準備）	（特定承継）	（特定承継準備）
28,000万円	28,000万円	28,000万円	28,000万円
運転　10年 設備　15年	運転　10年（据置1年以内） 設備　15年（据置1年以内）	運転　10年（据置1年以内） 設備　15年（据置1年以内）	運転　10年（据置1年以内） 設備　15年（据置1年以内）
• 議決権株式の取得資金 • 事業用不動産の取得資金 • 事業用資産等に係る相続税又は贈与税の納税資金 • 遺産分割に伴う返済資金又は遺留分減殺に伴う価格弁償資金 • 運転資金	• 株式等の取得資金 • 事業用不動産等の取得資金	• 株式等の取得資金 • 事業用不動産の取得資金 • 事業用資産等に係る相続税又は贈与税の納税資金 • 遺産分割に伴う返済資金又は遺留分減殺に伴う価格弁償資金 • 認定中小企業者の事業活動の継続に特に必要な資金	• 株式等の取得資金 • 事業用不動産等の取得資金
会社 個人事業主	会社 個人事業主	代表者個人	事業を営んでいない個人
会社 個人事業主	会社 個人事業主	会社	事業を営んでいない個人
必要となる場合がある。 （法人代表者以外の連帯保証人は原則不要）	必要となる場合がある。（会社の代表者又は他の中小企業者（会社に限る。）以外の連帯保証人は原則不要）ただし、債務要件等一定の要件を満たす場合は徴求しない	必要となる場合がある。 （認定中小企業者以外の連帯保証人は原則不要）	必要となる場合がある。 （他の中小企業者（会社に限る。）以外の連帯保証人は原則不要）
所定	所定	所定	所定
0.36 ～ 1.52% 0.64%（特小）	0.36 ～ 1.52% 0.64%（特小）	0.36 ～ 1.52% 0.64%（特小）	0.92%
• 従業員、親族等が事業を承継するための保証 • 事業を承継した個人（中小企業者）への、事業承継のための保証 • 会社（代表者は新代表者へ変更登記済み）への、事業承継のための保証	• 他の中小企業（法人、個人）の事業を承継する、中小企業（法人、個人）への、事業承継のための保証（M&Aを想定）	• 事業会社を承継した（代表者変更登記済み）代表者個人に対する事業承継のための保証	• 中小企業（法人、個人）の事業を承継する、事業を営んでいない個人への事業承継のための保証（EBOを想定） • 本保証は認定を受けた「事業を営んでいない個人」に対し、保証を行う。このため、当該個人が法人の代表者に就任した場合又は税務署に開業届を提出した場合は、「事業を営んでいない個人」の要件を満たさないこととなる。
△	△	△	△
①県知事の認定書（写） ②資金使途に係る認定申請の提出書類（写） ③その他保証協会が必要とする資料	①県知事の認定書（写）（様式第６の２） ②資金使途に係る認定申請の提出書類（写） ③財務要件等確認書（必要に応じ） ④その他保証協会が必要とする資料	①県知事の認定書（写） ②資金使途に係る認定申請の提出書類（写） ③その他保証協会が必要とする資料	①県知事の認定書（写） ②資金使途に係る認定申請の提出書類（写） ③その他保証協会が必要とする資料
承継前＝×　承継後＝○	承継前＝○　承継後＝×	承継前＝×　承継後＝○	承継前＝○　承継後＝×
• 事業承継のために設立した持株会社への保証はできない	• 認定は営業譲渡契約等がドラフトの段階で申請・認可されるが、保証承諾は営業譲渡契約等成約後まで待たねばならない。（申込→内諾→営業譲渡契約等成約→保証書発行）	• メイン取引BKを経由して申込が必要	• 認定は営業譲渡契約等がドラフトの段階で申請･認可されるが、保証承諾は営業譲渡契約等成約後まで待たねばならない。（申込→内諾→営業譲渡契約等成約→保証書発行） • 保証書に保証条件として「申込人が法人の代表者に就任した場合又は税務署に開業届を提出した場合は、金融機関は信用保証書の有効期限到来前であっても、本保証に係る貸付を実行してはならないものとする」等を記載することにより金融機関に対し注意喚起しなければならない。

事業承継保証（略称：ＳＹＯＵＫＥＩ）		
目的		中小企業者における、経営者の高齢化による事業承継が社会的な課題となっているため、議決権株式や事業用資産の取得資金等の事業承継に係る多様な資金需要に対する保証を行うことにより、事業承継の円滑化を図り、中小企業者の事業活動の継続に資することを目的とする。
保証の対象（資格要件）		事業承継計画を策定し、計画に従って事業承継を行う中小企業者であって、次の(1)から(4)のいずれかに該当する者とする。 (1)個人事業主から事業の承継を行う個人（承継者Ⅰ） (2)代表者の交代による経営の承継を行う会社（承継者Ⅱ） (3)事業承継のために設立された持株会社（承継者Ⅲ）で次の要件をみたす会社 ①代表者が持株会社の発行済議決権株式総数の３分の２以上を保有していること ②事業会社が保証対象業種に係る事業のみを行っていること (4)被承継者の事業の承継を行う個人もしくは会社（承継者Ⅳ）
対象資金		事業承継計画に従って行われる事業承継に必要となる次の資金 (1)承継者Ⅰのとき ①被承継者との事業譲渡契約等に基づく事業の譲受（買取）資金 ②申込人以外の者が所有している事業用資産の取得資金 ③その他、保証協会が認める事業承継に必要な資金 (2)承継者Ⅱのとき ①申込人及び代表者以外の者が保有している申込人の議決権株式の取得資金 ②申込人及び代表者以外の者が所有している事業用資産の取得資金 ③前代表者への役員退職金支払資金 ④その他、保証協会が認める事業承継に必要な資金 (3)承継者Ⅲのとき ①事業会社の発行済議決権株式総数の３分２以上を一括取得する資金 ②申込人、その代表者及び事業会社以外の者が所有している事業用不動産の取得資金 ③その他、保証協会が認める事業承継に必要な資金 (4)承継者Ⅳのとき ①事業会社の発行済議決権株式の取得資金 ②申込人、その代表者以外の者が所有している事業用資産の取得資金 ③その他、保証協会が認める事業承継に必要な資金
保証条件	保証限度額	２億8,000万円 …… 普通保証 ２億円 無担保保証 8,000万円
	保証期間	20年以内（うち据置 ２年以内）
	返済方法	原則として、均等分割返済
	貸付形式	証書貸付
	担保	必要に応じて徴求する。 ただし、不動産取得資金の場合は、原則として融資対象物件を担保とする。
	保証人	必要となる場合がある。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要 ただし、承継者Ⅲのときは、代表者並びに事業会社の法人保証を必須とする。
	貸付利率	金融機関所定利率
保証料率	基準料率	一般関係保険に係る普通保証・無担保保証 年 0.36%～1.52% ※責任共有保証料率から一律20%の割引きを行う。
	適用料率	①申込人が会計参与設置会社である場合は、会計割引（0.10%）を適用する。 ②中小会計要領割引、有担保割引は適用しない。
責任共有		責任共有制度の対象となる。
申込時添付書類		①事業承継計画書 ②資金使途に係る確認資料 ③株式取得資金のときは、税理士または公認会計士が作成した株式評価算定書 ④承継者Ⅲ（持株会社）のときは • 持株会社及び事業会社の定款、株主名簿 • 事業会社の履歴事項全部証明書 ⑤その他、保証協会が必要とする書類
留意事項		①資格要件、資金使途を確認するための事前協議を必要とする。 ②経営承継円滑化法に基づく認定を受けている場合は、経営承継関係保証で取扱う。 ③本制度の利用を前提とした、協会の専門家派遣事業の利用ができる。 ④中小企業者は、年に１回以上、金融機関に対し承継計画の実施状況を報告する。 ⑤金融機関は、中小企業者の事業年度毎に、承継計画の実施状況及び金融機関の支援方針等を、承継計画が完了する事業年度まで保証協会に報告する。
実施日		平成29年４月３日 創設 令和５年４月１日 最終改正

長崎県事業承継保証制度（略称：県事業承継）		
目的		県内中小企業の経営者の高齢化が進む中、事業承継段階を迎えた事業者の円滑な事業承継の実現に寄与することを目的とする。
保証の対象（資格要件）		県内において事業を継続して行っている中小企業者について、事業承継計画を策定し、計画に従って事業承継を行う中小企業者（５年以内に事業承継を行う者または事業承継後５年以内の者に限る。）であって、次の(1)から(4)のいずれかに該当し、かつ、(5)に該当する者とする。 (1)個人事業主から事業の承継を行う個人もしくは会社（以下「承継者Ⅰ」という。） (2)代表者の交代※２による経営の承継を行う会社（以下「承継者Ⅱ」という。） ※２　代表権の譲渡が明確であるものに限る。 (3)事業承継のために設立された持株会社（以下「承継者Ⅲ」という。） ただし、次の全ての要件を満たす会社に限る。 ①持株会社の代表者が、持株会社の発行済議決権株式総数の３分の２以上を保有していること。 ②事業会社（被承継者）が保証対象業種に係る事業のみを行っていること。 (4)被承継者の事業の承継を行う個人もしくは会社（以下「承継者Ⅳ」という。） (5)申込人及び被承継者について県税の未納がないこと。
対象資金		事業承継計画に従って行われる事業承継に必要となる次の資金 (1)承継者Ⅰのとき ①被承継者との事業譲渡契約等に基づく事業の譲受（買取）資金 ②申込人以外の者が所有している事業用資産の取得資金 ③その他、保証協会が認める事業承継に必要な資金 (2)承継者Ⅱのとき ①申込人及び代表者以外の者が保有している申込人の議決権株式の取得資金 ②申込人及び代表者以外の者が所有している事業用資産の取得資金 ③前代表者への役員退職金支払資金 ④その他、保証協会が認める事業承継に必要な資金 (3)承継者Ⅲのとき ①事業会社の発行済議決権株式総数の３分２以上を一括取得する資金 ②申込人、その代表者及び事業会社以外の者が所有している事業用不動産の取得資金 ③その他、保証協会が認める事業承継に必要な資金 (4)承継者Ⅳのとき ①事業会社の発効済議決権株式の取得資金 ②申込人、その代表者以外の者が所有している事業用資産の取得資金 ③その他、保証協会が認める事業承継に必要な資金
保証条件	保証限度額	10,000万円
	保証期間	運転資金10年以内（うち据置１年以内）、設備資金15年以内（うち据置２年以内）
	返済方法	原則として、均等分割返済
	貸付形式	証書貸付
	担保	必要に応じて徴求する。 ただし、不動産取得資金の場合は、原則として融資対象物件を担保とする。
	保証人	必要となる場合がある。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要 ただし、承継者Ⅲのときは、代表者並びに事業会社の法人保証を必須とする。
	貸付利率	年1.65％
保証料率	基準料率	一般関係保険に係る普通保証・無担保保証　　年　0.36％～1.52％ ※責任共有保証料率から一律20％の割引きを行う。
	適用料率	①会計参与を設置している株式会社のときは、会計割引（△0.10％）を適用する。 ②有担保割引は適用しない。
	保証料補助	県が一律0.40％（ただし保証料率区分９については0.36％）の補助を行う。
責任共有		責任共有制度の対象となる。
取扱金融機関		商工組合中央金庫、十八親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、三菱ＵＦＪ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、佐賀共栄銀行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信用金庫、伊万里信用金庫、長崎三菱信用組合、西海みずき信用組合、福江信用組合、長崎県医師信用組合、近畿産業信用組合
申込時添付書類		①県税の納税証明書（未納がない旨のもの） ※申込人が個人事業主又は持株会社の場合は、加えて被承継者の納税証明書 ②事業承継計画書（任意書式） ③資金使途に係る確認資料 ④株式取得資金のときは、税理士または公認会計士が作成した株式評価算定書（税理士、公認会計士には士業法人を含む。） ⑤承継者Ⅲ（持株会社）のときは ・持株会社及び事業会社の定款（写し）、株主名簿（写し） ・事業会社の履歴事項全部証明書
留意事項		①資格要件、資金使途を確認するための事前協議を必要とする。 ②経営承継円滑化法に基づく認定を受けている場合は、経営承継関係保証で取扱う。 ③本制度の利用を前提とした、協会の専門家派遣事業の利用ができる。 ④中小企業者は、年に１回以上、金融機関に対し承継計画の実施状況を報告する。 ⑤金融機関は、中小企業者の事業年度毎に、承継計画の実施状況及び金融機関の支援方針等を、承継計画が完了する事業年度まで保証協会に報告する。
実施日		平成29年４月３日　創設　　令和５年４月１日　最終改正

佐世保市中小企業事業承継資金保証（略称：佐世保承継）		
目的		市内中小企業の経営者の高齢化が進む中、事業者の円滑な事業承継の実現に寄与することを目的とする。
保証の対象（資格要件）		事業承継計画を策定し、計画に従って事業承継を行う市内中小企業者であって、次の⑴から⑷のいずれかに該当し、かつ、⑸に該当する者とする。 ※１　被承継者が会社の場合は現代表者または旧代表者を含む。 ⑴個人事業主から事業の承継を行う個人もしくは会社（以下「承継者Ⅰ」という。） ⑵代表者の交代※２による経営の承継を行う会社（以下「承継者Ⅱ」という。） ※２　代表権の譲渡が明確であるものに限る。 ⑶事業承継のために設立された持株会社（以下「承継者Ⅲ」という。） ただし、次の全ての要件を満たす会社に限る。 ①持株会社の代表者が、持株会社の発行済議決権株式総数の３分の２以上を保有していること。 ②事業会社（被承継者）が保証対象業種に係る事業のみを行っていること。 ⑷被承継者の事業の承継を行う個人もしくは会社（以下「承継者Ⅳ」という。） ⑸申込人について市税の未納がないこと。
対象資金		事業承継計画に従って行われる事業承継に必要となる次の資金とする。 ⑴承継者Ⅰのとき ①被承継者との事業譲渡契約等※３に基づく事業の譲受（買取）資金 ※３　売買契約書、合意書等、事業譲渡契約に準じる契約を含む。 ②申込人以外の者が所有している事業用資産の取得資金 ③その他、保証協会が認める事業承継に必要な資金 ⑵承継者Ⅱのとき ①申込人及びその代表者以外の者が保有する自社株式（発行済議決権株式に限る。）の取得資金 ②申込人及びその代表者以外の者が所有している事業用資産の取得資金 ③前代表者への役員退職金支払資金 ④その他、保証協会が認める事業承継に必要な資金 ⑶承継者Ⅲのとき ①事業会社の発行済議決権株式総数の３分の２以上※4を一括取得する資金 ※４　持株会社の代表者個人が、既に事業会社の株式を保有しているときは、その株式と合算して３分の２以上となる場合を含む。 ②申込人、その代表者及び事業会社以外の者が所有している事業会社が必要とする事業用不動産の取得資金 ③その他、保証協会が認める事業承継に必要な資金 ⑷承継者Ⅳのとき ①事業会社の発行済議決権株式の取得資金 ②申込人、その代表者以外の者が所有している事業用資産の取得資金 ③その他、保証協会が認める事業承継に必要な資金
保証条件	貸付限度額	4,000万円
	保証期間	10年以内（うち据置　１年以内）
	返済方法	原則として、均等分割返済
	貸付形式	証書貸付
	担保	必要に応じて徴求する
	保証人	必要となる場合がある。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要
	貸付利率	年1.30％
保証料率	基準料率	年0.36％～ 1.52％
	適用料率	申込人が会計参与設置会社である場合は、会計割引（0.10％）を適用する。 ※物的担保の提供による割引（有担保割引）は適用されない。
	保証料補助	基準料率が年0.80％～ 1.24％の保証について、佐世保市が年0.05％～ 0.49％の補助を行う。
責任共有		取扱金融機関が選択した責任共有制度の対象
取扱金融機関		十八親和銀行、福岡銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、長崎銀行、佐賀共栄銀行、九州ひぜん信用金庫、西海みずき信用組合、商工組合中央金庫
申込時添付書類		①事業承継計画書（確定版） ②資金使途に係る確認資料 ③株式取得資金のときは、税理士または公認会計士が作成した株式評価算定書 （税理士、公認会計士には士業法人を含む。） ④承継者Ⅲ（持株会社）のときは • 持株会社及び事業会社の定款（写し）、株主名簿（写し） • 事業会社の履歴事項全部証明書
留意事項		①金融機関は、年に１回以上、中小企業者から事業承継計画の実施状況の報告を受けることとする。 ②金融機関は、中小企業者の事業年度毎に、事業承継計画の実施状況及び金融機関の支援方針等を、保証協会に報告することとする。（報告様式は任意） ③上記の報告は、事業承継計画が完了する事業年度まで行うこととする。
実施日		平成31年４月１日　創設　　令和５年４月１日　最終改正

事業承継特別保証　（略称：承継特別）

目的		事業承継（代表者交代等をいう。以下同じ。）の段階における資金調達にあたり、一定の要件を満たす中小企業者については経営者を含めて保証人を徴求せず、また、経済産業省の委託（又はその委託を受けた者の再委託）を受けて事業の承継に対する支援に係る事業を行う者（以下「専門家」という。）から事業の承継に係る計画及び財務内容その他の経営の状況の確認を受けた中小企業者については信用保証料率を引き下げ、もって中小企業者の事業承継の促進を図ることを目的とする。
保証の対象（資格要件）		次の⑴又は⑵に該当し、かつ、⑶に該当する中小企業者。 ただし、本制度を既に利用している中小企業者は、上記に該当することに加え、本制度１回目の保証日（ただし、貸付実行されたものに限る。）から３年以内に保証申込みを行うものに限る。 ⑴保証協会の保証申込受付日から３年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人。 ⑵令和２年１月１日から令和７年３月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から３年を経過していないもの。 ⑶次の①から④までに定める全ての要件を満たすこと。なお、①から③までについては、保証協会への申込日の直前の決算によるものとし、④については、保証協会への申込日（注１）に満たしていることを要するものとする。 ①資産超過であること ②ＥＢＩＴＤＡ有利子負債倍率（注２）が15倍以内であること ③法人・個人の分離がなされていること ④返済緩和している借入金がないこと （注１）申込日が、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第２条第６項の規定に基づき、内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたため我が国の中小企業に著しい信用の収縮が全国的に生じていると経済産業大臣が認める場合に係る期間中である場合においては、当該期間の始期の前日でも差し支えない。ただし、令和２年経済産業省告示第36号により経済産業大臣が指定した事由として指定した期間中（経済産業大臣が延長したときは、その延長した期間を含む。）である場合においては、令和２年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として指定した期間の始期の前日でも差し支えない。 （注２）ＥＢＩＴＤＡ有利子負債倍率＝（借入金･社債－現預金）÷（営業利益＋減価償却費）
対象資金		⑴上記「保証の対象」⑴に該当する中小企業者にあっては、保証人（個人に限る。以下この項において同じ。）を提供していない既往借入金の返済資金以外のもの。 ⑵上記「保証の対象」⑵に該当する中小企業者にあっては、事業承継前における保証人を提供している既往借入金の返済資金。
保証条件	保証限度額	２億8,000万円以内 普通保証　2億円以内 無担保保証　8,000万円以内
	保証期間	一括返済の場合　１年以内 分割返済の場合　10年以内（うち据置１年以内）
	返済方法	一括返済又は分割返済
	貸付形式	証書貸付又は手形貸付
	担保	必要に応じて徴求する
	保証人	保証人は徴求しない
	貸付利率	金融機関所定利率
保証料率	基準料率	普通保証、無担保保証　年0.45％～1.90％ ただし、専門家による確認を受けた場合は　年0.20％～1.15％

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
基準料率	1.15%	1.00%	0.85%	0.70%	0.60%	0.50%	0.40%	0.30%	0.20%

	適用料率	①申込人が会計参与設置会社である場合は、会計割引（0.10％）を適用する。 ②物的担保の提供がある場合は、有担保割引（0.10％）を適用する。 ただし、専門家による確認を受けた場合は、①②の割引は適用外
責任共有		取扱金融機関の選択した責任共有制度の方式による。
申込時添付書類		①事業承継計画書 ②財務要件等確認書 ③借換債務等確認書（既往借入金を借換の場合） ④他行借換依頼書兼確認書（既往借入金を借換える場合で、他行借入金を含む場合） ⑤ガバナンス体制の整備に関するチェックシート ⑥その他保証協会が必要と認める書類
留意事項		申込金融機関は既に申込中小企業者と与信取引を有しているものに限る。尚、与信取引には代表者個人への貸付は含まない。専門家とは中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターをいう。
実施日		令和２年４月１日　創設　　（令和５年４月１日　最終改正）

その他の制度

短期資金活用継続保証（タンカツGO）

経常運転資金の一部について、要件を満たしている間、短期資金を継続してご利用いただくことにより、擬似資本的な資金調達を可能とした制度です。

<table>
<tr><th colspan="3">短期資金活用継続保証（略称：タンカツGO）</th></tr>
<tr><td colspan="2">目　　的</td><td>事業経営に必要な経常運転資金の一部について、一括返済方式による短期資金を活用した擬似資本的な安定した資金の調達を支援し、中小企業者の経営環境の整備を支援するとともに、中小企業者、金融機関および保証協会のリレーションシップの強化に資することを目的とする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">保証の対象（資格要件）</td><td>次のすべての要件を満たす保証対象中小企業者であって、今後とも金融機関が支援育成したい先で償還能力があると認められる者。
(1)申込金融機関との与信または預金取引が６カ月以上あること（法人の場合は代表者でも可）。
(2)１期以上の決算（確定申告）を行っていること。
(3)既保証に大幅な返済緩和の条件変更が行われていないこと。
(4)〈法人の場合〉
直近決算において経常利益を計上しており、債務超過でないこと。
〈個人の場合〉
青色申告で、直近の確定申告における青色申告控除前の所得金額が300万円以上あり、債務超過でないこと。
※組合は、本保証の対象外とする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">対象資金</td><td>運転資金　※申込金融機関で取扱い中の保証付き融資の借換えも可能。</td></tr>
<tr><td rowspan="7">保証条件</td><td>保証限度額</td><td>100万円以上5,000万円以内（他金融機関の既存「タンカツ」、「タンカツW」（以下「タンカツ等」と呼ぶ）の残高を含む。……自金融機関分は原則一本化。他金融機関分の肩代わりは認めない。）
ただし、原則として、直近決算における平均月商以内とする（既存の「タンカツ等」を含む。）。</td></tr>
<tr><td>利用口数</td><td>本保証の利用は、原則１企業１口限りとする。（ただし、長崎県経営安定短期資金保証・長崎市中小企業短期資金保証で本保証を利用する場合は、３口までとする。他金融機関の既存「タンカツ等」との併存は可。）
なお、他金融機関の既存「タンカツ等」の肩代わりはできないため、その場合は限度額の範囲で、既存「タンカツ等」との複数口での利用となる。</td></tr>
<tr><td>保証期間</td><td>１年以内
※１年毎に更新手続きを行い、要件を満たしていれば継続利用が可能</td></tr>
<tr><td>返済方法</td><td>一括返済</td></tr>
<tr><td>貸付形式</td><td>手形貸付、証書貸付</td></tr>
<tr><td>担　保</td><td>必要に応じ徴求する</td></tr>
<tr><td>保証人</td><td>必要となる場合がある。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要</td></tr>
<tr><td>貸付利率</td><td>金融機関所定利率
※県または長崎市制度の短期資金を利用する場合は、各制度要綱に定める料率・金額</td></tr>
<tr><td rowspan="2">保証料</td><td>基準料率</td><td><table><tr><td>区　分</td><td>①</td><td>②</td><td>③</td><td>④</td><td>⑤</td><td>⑥</td><td>⑦</td><td>⑧</td><td>⑨</td></tr><tr><td>基準料率</td><td>1.90%</td><td>1.75%</td><td>1.55%</td><td>1.35%</td><td>1.15%</td><td>1.00%</td><td>0.80%</td><td>0.60%</td><td>0.45%</td></tr></table>※長崎県経営安定短期資金保証・長崎市中小企業短期資金保証では、自治体の保証料補助が適用される。</td></tr>
<tr><td>適用料率</td><td>①申込人が会計参与設置会社である場合は、会計割引（0.10%）を適用する。
②物的担保の提供がある場合は、有担保割引（0.10%）を適用する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">責任共有</td><td>取扱金融機関が選択した責任共有制度の対象　※セーフティネット保証は利用不可</td></tr>
<tr><td colspan="2">取扱金融機関</td><td>約定書締結金融機関
※長崎県経営安定短期資金保証・長崎市中小企業短期資金保証を利用する場合は、各制度の取扱金融機関</td></tr>
<tr><td colspan="2">申込方法</td><td>信用保証依頼書の保証制度欄に「タンカツGO」と記入して申し込む。
※長崎県経営安定短期資金制度は「県タンカツGO」、長崎市中小企業短期資金制度は「長タンカツGO」とする。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">留意事項</td><td>更新申込時</td><td>①更新手続きは、新規申込みによる借換え（継続新規扱い）によることとし、条件変更による期限の延長は認めないこととする。
②更新時の資格要件（以下のいずれかに該当する場合は更新を認めないこととする）
• 申込人が、長崎県内において事業を行っていないとき
• 申込人に対する金融機関の債権または保証協会の保証付き融資について、延滞もしくは事故報告書の提出事由に該当しているとき
• 申込人が、その他の保証利用要件を満たさないとき
• 申込人が、２期連続で「保証の対象（資格要件）」(4)の要件を満たさないとき
• 信用状況の著しい悪化等により、取扱金融機関または保証協会が更新について適当でないと判断したとき</td></tr>
<tr><td>更新しない時</td><td>更新できない場合、当該保証の終期までに完済することが必要。
※保証要件を満たす場合は、他の保証制度による借換えも可能。</td></tr>
<tr><td colspan="2">実施日</td><td>平成30年９月１日　創設</td></tr>
</table>

短期資金活用継続保証：県経営安定短期（県タンカツGO）

保証の対象		県内で事業を継続して行い、県税を完納している中小企業者。
対象資金		運転資金　※既保証の借換資金を含む。
保証条件	保証限度額	100万円以上2,000万円以内
	保証期間	１年以内
	返済方法	一括返済
	貸付形式	手形貸付、証書貸付
	担保	必要に応じ徴求する
	保証人	必要となる場合がある。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要
	貸付利率	年1.55％
保証料	基準料率	

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
基準料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
補助率	0.60%	0.55%	0.45%	0.35%	0.35%	0.25%	0.10%	0.00%	0.00%
負担率	1.30%	1.20%	1.10%	1.00%	0.80%	0.75%	0.70%	0.60%	0.45%

保証料	適用料率	①申込人が会計参与設置会社である場合は、会計割引（0.10％）を適用する。 ②物的担保の提供がある場合は、有担保割引（0.10％）を適用する。
取扱金融機関		十八親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、三菱ＵＦＪ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、佐賀共栄銀行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信用金庫、伊万里信用金庫、長崎三菱信用組合、西海みずき信用組合、福江信用組合、長崎県医師信用組合、近畿産業信用組合、商工組合中央金庫
留意事項		①信用保証依頼書の保証制度欄に「県タンカツGO」と記入して申し込む。 ②県税の納税証明書の添付が必要。 ③セーフティネット保証の利用はできない。

短期資金活用継続保証：長短期（長タンカツGO）

保証の対象		長崎市内に住所（法人の場合は、登記簿上の所在地）を有し、市内で同一事業を１年以上継続して行い、市税を完納している中小企業者。
対象資金		運転資金　※既保証の借換資金を含む。
保証条件	保証限度額	100万円以上1,000万円以内
	保証期間	１年以内
	返済方法	一括返済
	貸付形式	手形貸付、証書貸付
	担保	必要に応じ徴求する
	保証人	必要となる場合がある。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要
	貸付利率	金融機関所定利率（取扱金融機関の短期プライムレート以内）
保証料	基準料率	

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
基準料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
補助率	0.38%	0.35%	0.31%	0.27%	0.23%	0.20%	0.16%	0.00%	0.00%
負担率	1.52%	1.40%	1.24%	1.08%	0.92%	0.80%	0.64%	0.60%	0.45%

保証料	適用料率	①申込人が会計参与設置会社である場合は、会計割引（0.10％）を適用する。 ②物的担保の提供がある場合は、有担保割引（0.10％）を適用する。
取扱金融機関		十八親和銀行、長崎銀行、西日本シティ銀行、福岡銀行、佐賀銀行、北九州銀行、たちばな信用金庫、長崎三菱信用組合、商工組合中央金庫、三菱ＵＦＪ銀行
留意事項		①信用保証依頼書の保証制度欄に「長タンカツGO」と記入して申し込む。 ②市税の納税証明書の添付が必要。 ③セーフティネット保証の利用はできない。

「税理士連携保証『ＴＡＧ』」制度概要

令和５年４月１日現在

取扱金融機関	約定書締結金融機関
制度融資等の利用	不可
責任共有制度	対象
申込方法	金融機関経由申込
対象要件	次の全ての要件を満たす保証対象中小企業者であること ⑴１期以上の決算または確定申告を行っていること ⑵九州北部税理士会の会員である税理士または税理士法人（以下、税理士等）が月次管理等を行い、税理士等からの推薦があること ⑶次の条件を満たしていること 《法人の場合》直近決算において経常利益を計上 《個人の場合》貸借対照表を作成している青色申告で、直近の確定申告における青色申告特別控除前所得金額が200万円以上 ※ただし、直近決算（確定申告）において債務超過の場合は、税理士等の支援により策定した経営改善計画書（別紙様式３）において、業績の改善が見込まれること。 ⑷既保証付融資が条件変更等による返済緩和を実施していないこと
融資限度額	5,000万円以内（ただし、１中小企業者１口限りとする）
保険種別	一般関係無担保保険（8,000万円）、一般関係普通保険（２億円）
保証期間	12カ月以内（ただし、初回利用時の終期は決算申告（確定申告）期限から概ね２カ月以内とし、以降更新時においては原則として12カ月とする）
資金使途	運転資金（但し、保証協会が認めた場合は既保証付融資の借換も可能）
貸付形式	手形貸付・証書貸付
返済方法	一括返済
担保/連帯保証人	必要に応じ徴求する/必要となる場合がある。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要
貸付利率	金融機関所定利率
信用保証料	基準保証料率（責任共有保証料率） 料率区分：1 / 2 / 3 / 4 / 5 / 6 / 7 / 8 / 9 保証料率：1.90% / 1.75% / 1.55% / 1.35% / 1.15% / 1.00% / 0.80% / 0.60% / 0.45% 保証料割引： １．「中小企業会計の基本要領」もしくは「会計参与設置会社」は、上記保証料率から0.1％差し引く ２．不動産等担保の提供がある場合は上記保証料率から0.1％差し引く ３．推薦する税理士等が認定経営革新等支援機関（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第21条第２項に規定する認定経営革新等支援機関をいう）の場合は、上記保証料率から0.1％差し引く
取扱期間	平成28年12月５日(月)～令和６年３月31日(日)　※初回申込受付期間
更新時の取扱い	【更新回数】最大４回まで更新可能とする （※更新回数満了後の完済後においては、対象要件を満たせば新規扱いとして再利用できる。） 【更新の方法】原則として新規保証の申込を受け、借換により更新手続きを行う（継続新規扱い）。 ※取扱金融機関でのみ更新の取扱いが可能。他の金融機関で更新手続はできない。 【更新できない事由】 ①既保証付融資の返済条件を緩和した場合 ②２期連続経常利益を計上していない場合（個人の場合は２期連続青色申告特別控除前所得金額200万円未満の場合） ③著しい社外流出など、本保証が目的に反して利用された場合 ④その他、保証利用要件を満たさなくなった場合 【更新ができない場合の取扱い例】 ①期日一括返済、②条件変更による分割返済、③他保証商品での借換（保証利用要件等を欠いている場合は除く）
必要書類	【初回申込時】①推薦書（別紙様式１） ②決算概要報告書（別紙様式２） ③直近決算（確定申告）において債務超過の場合、税理士等の支援による「経営改善計画書」（別紙様式３）※既に早期経営改善計画策定支援事業における計画書を策定している場合は代用可。 【更新時】①決算概要報告書（別紙様式２） ※直近決算（確定申告）において経常利益を計上していない（個人は青色申告特別控除前の所得金額が200万円未満）の場合は、その要因及び改善策の記載が必要。 ②直近決算（確定申告）において債務超過の場合、税理士等の支援による「経営改善計画書」（別紙様式３）※既に早期経営改善計画策定支援事業における計画書を策定している場合は代用可。 ③初回申込時から月次管理等をする税理士等が変更となった場合は、推薦書（別紙様式１）
モニタリング	①税理士等は、申込人の業況が悪化した場合は、速やかに取扱金融機関へ報告するとともに、取扱金融機関は保証協会へ速やかに報告するものとする。 ②取扱金融機関は、実行後の中込人の現況把握に努め、利息の徴求ができなかった場合等は、速やかに保証協会へ報告し、必要に応じ、保証協会および税理士等と連携して経営支援に取組むものとする。
本保証のイメージ	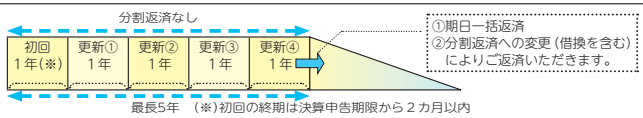

7．信用保証料率表

（貸付金額に対する年率、単位：％）

制度名（略称）		保険・特例		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
協会制度	一般	普通・無担保保険	基準料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
	全国小口	普通・無担保保険	基準料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
	根・割引 根・当座 根・カード わくわく700 わくわくミニ	普通・無担保保険	基準料率	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39
	エクセレント長崎	普通・無担保保険	基準料率	基準料率区分①～⑤は対象外					0.77	0.61	0.46	0.35
	根当座・財務型	普通・無担保保険	基準料率	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.77	0.61	0.46	0.35
	マル優長期	普通・無担保保険	基準料率	基準料率区分①～⑤は対象外					0.900	0.720	0.540	0.405
	SYOUKEI	普通・無担保保険	基準料率	1.52	1.40	1.24	1.08	0.92	0.80	0.64	0.48	0.36
	経営承継	（経営承継関連）										
	承継特別・経営承継借換	普通・無担保保険	基準料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
	中小企業活性化協議会などの確認を受けた場合	（経営承継借換関連特例）		1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20
	特定社債	特定社債保険	基準料率	1.45	1.35	1.25	1.15	1.00	0.90	0.80	0.60	0.45
	特定社債・貢献	特定社債保険								0.70	0.50	0.35
	伴走特別（※1）	普通・無担保保険（責任共有・対象）	基準料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
			国補助率	0.75	0.75	0.70	0.65	0.55	0.50	0.40	0.30	0.25
			利用者負担率	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20
		普通・無担保保険（責任共有・対象外）	基準料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
			国補助率	1.05	1.00	0.95	0.90	0.75	0.60	0.50	0.40	0.30
			利用者負担率	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20
		（経営安定関連）	基準料率	0.85								
			国補助率	0.65								
			利用者負担率	0.20								
	改善サポ感染（※1）	普通・無担保保険（経営安定関連含む） （上段は責任共有対象、下段は責任共有対象外）	基準料率	0.80								
			国補助率	0.60								
			利用者負担率	0.20								
			基準料率	1.00								
			国補助率	0.80								
			利用者負担率	0.20								
	※1　経営者保証免除対応の場合、基準料率および国補助率ともにプラス0.20%。又、国補助率は当初保証料に対してのみ。条件変更時に追加して生じる条件変更保証料には適用されない。											
	みらい	普通・無担保保険	基準料率	1.80	1.65	1.45	1.25	1.05	0.90	0.70	0.50	0.35
県制度	県創業バックアップ	（創業関連）	基準料率	0.80								
			補助率	0.40								
			利用者負担率	0.40								
		（普通保険）	基準料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
			補助率	0.40	0.40	0.40	0.40	0.40	0.40	0.40	0.40	0.40
			利用者負担率	1.50	1.35	1.15	0.95	0.75	0.60	0.40	0.20	0.05
	県小口	普通・無担保保険	基準料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
			補助率	0.60	0.55	0.50	0.45	0.35	0.15	0.00	0.00	0.00
			利用者負担率	1.60	1.45	1.30	1.15	1.00	0.95	0.90	0.70	0.50
		特別小口保険	基準料率	0.80								
			補助率	0.35								
			利用者負担率	0.45								
		（経営安定関連）	基準料率	0.80								
			補助率	0.35								
			利用者負担率	0.45								
	県経営安定	普通・無担保保険	基準料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
			補助率	0.60	0.55	0.45	0.35	0.35	0.25	0.10	0.00	0.00
			利用者負担率	1.30	1.20	1.10	1.00	0.80	0.75	0.70	0.60	0.45
	県経営安定短期 県経営安定長期設備	（経営安定関連）	基準料率	0.80（5、7、8号　0.75）								
			補助率	0.35（5、7、8号　0.35）								
			利用者負担率	0.45（5、7、8号　0.40）								
	県地域産業支援	普通・無担保保険	基準料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
			補助率	1.00	0.95	0.85	0.75	0.75	0.65	0.50	0.40	0.40
			利用者負担率	0.90	0.80	0.70	0.60	0.40	0.35	0.30	0.20	0.05
	県緊急支援	普通・無担保保険	基準料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
			補助率	1.00	0.95	0.85	0.75	0.75	0.65	0.50	0.40	0.40
			利用者負担率	0.90	0.80	0.70	0.60	0.40	0.35	0.30	0.20	0.05
		普通・無担保保険（国からの保証料補助がある既保証の借換えを含む場合）	基準料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
			補助率	0.60	0.55	0.45	0.35	0.35	0.25	0.10	0.00	0.00
			利用者負担率	1.30	1.20	1.10	1.00	0.80	0.75	0.70	0.60	0.45

	制度名（略称）	保険・特例		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
県制度	県緊急支援	（経営安定関連）	基準料率	0.80（5、7、8号 0.75）								
			補助率	0.75（5、7、8号 0.75）								
			利用者負担率	0.05（5、7、8号 0.00）								
		経営安定関連（国からの保証料補助がある既保証の借換えを含む場合）	基準料率	0.80（5、7、8号 0.75）								
			補助率	0.35								
			利用者負担率	0.45（5、7、8号 0.40）								
	県伴走特別（※1）	普通・無担保保険（責任共有・対象）	基準料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
			国 補助率	0.75	0.75	0.70	0.65	0.55	0.50	0.40	0.30	0.25
			県 補助率	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20
			利用者負担率	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
		普通・無担保保険（責任共有・対象外）	基準料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
			国 補助率	1.05	1.00	0.95	0.90	0.75	0.60	0.50	0.40	0.30
			県 補助率	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20
			利用者負担率	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
		（経営安定関連）	基準料率	0.85								
			国 補助率	0.65								
			県 補助率	0.20								
			利用者負担率	0.00（条件変更保証料は国の補助の対象外 0.65又は0.85）								
	※1 経営者保証免除対応の場合、基準料率および国補助率ともにプラス0.20%。又、国補助率は当初保証料に対してのみ。条件変更時に追加して生じる条件変更保証料には適用されない。											
	県再生支援	普通・無担保保険	基準料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
			補助率	0.40	0.40	0.40	0.40	0.40	0.40	0.40	0.40	0.40
			利用者負担率	1.50	1.35	1.15	0.95	0.75	0.60	0.40	0.20	0.05
		（経営安定関連）	基準料率	0.80（5、7、8号 0.75）								
			補助率	0.40（5、7、8号 0.40）								
			利用者負担率	0.40（5、7、8号 0.35）								
	県事業承継	普通・無担保保険	基準料率	1.52	1.40	1.24	1.08	0.92	0.80	0.64	0.48	0.36
			補助率	0.40	0.40	0.40	0.40	0.40	0.40	0.40	0.40	0.36
			利用者負担率	1.12	1.00	0.84	0.68	0.52	0.40	0.24	0.08	0.00
	県組合振興	普通・無担保保険	基準料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
			補助率	0.60	0.55	0.45	0.35	0.35	0.25	0.10	0.00	0.00
			利用者負担率	1.30	1.20	1.10	1.00	0.80	0.75	0.70	0.60	0.45
	県地方創生	普通・無担保保険	基準料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
			補助率	1.70	1.55	1.35	1.15	0.95	0.80	0.60	0.40	0.25
			利用者負担率	0.20								
	県危機関連	（危機関連）	基準料率	0.80								
			補助率	0.75								
			利用者負担率	0.05								
市町制度（本所管轄地域）	長創業	（創業関連）	基準料率	0.80								
			補助率	0.80								
			利用者負担率	0.00								
	長小	普通・無担保保険	基準料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
			補助率	0.475	0.438	0.388	0.338	0.288	0.250	0.200	0.150	0.000
			利用者負担率	1.425	1.312	1.162	1.012	0.862	0.750	0.600	0.450	0.450
		特別小口保険	基準料率	0.80								
			補助率	0.80								
			利用者負担率	0.00								
		（経営安定関連）	基準料率	0.80（5、7、8号 0.75）								
			補助率	0.80（5、7、8号 0.75）								
			利用者負担率	0.00（5、7、8号 0.00）								
	長短期	普通・無担保保険	基準料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
			補助率	0.38	0.35	0.31	0.27	0.23	0.20	0.16	0.00	0.00
			利用者負担率	1.52	1.40	1.24	1.08	0.92	0.80	0.64	0.60	0.45
	長崎エコ資金 長いきいき企業者支援 長いきいき環境整備	普通・無担保保険	基準料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
			補助率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
			利用者負担率	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	長災害復旧	普通・無担保保険	基準料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
			補助率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
			利用者負担率	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
		（経営安定関連）※1～6号に限る	基準料率	0.80（5号 0.75）								
			補助率	0.80（5号 0.75）								
			利用者負担率	0.00（5号 0.00）								
	長危機関連	（危機関連）	基準料率	0.80								
			補助率	0.80								
			利用者負担率	0.00								
	長倒産	普通・無担保保険	基準料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
			補助率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
			利用者負担率	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

制度名（略称）		保険・特例		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
市町制度（本所管轄地域）	長倒産	（経営安定関連）	基準料率	0.80（5、7、8号 0.75）								
			補助率	0.80（5、7、8号 0.75）								
			利用者負担率	0.00（5、7、8号 0.00）								
	諫早創業	（創業関連）	基準料率	0.80								
			補助率	0.80								
			利用者負担率	0.00								
	諫早	普通・無担保保険	基準料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
			補助率	0.55	0.55	0.55	0.55	0.55	0.55	0.35	0.15	0.00
			利用者負担率	1.35	1.20	1.00	0.80	0.60	0.45	0.45	0.45	0.45
		（経営安定関連）	基準料率	0.80（5、7、8号 0.75）								
			補助率	0.50（5、7、8号 0.45）								
			利用者負担率	0.30（5、7、8号 0.30）								
	大村創業	（創業関連）	基準料率	0.80								
			補助率	0.80								
			利用者負担率	0.00								
	対馬創業	（創業関連）	基準料率	0.80								
			補助率	0.80								
			利用者負担率	0.00								
	対馬（振興）	普通・無担保保険	基準料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
			補助率	1.330	1.225	1.085	0.945	0.805	0.700	0.560	0.420	0.315
			利用者負担率	0.570	0.525	0.465	0.405	0.345	0.300	0.240	0.180	0.135
		（経営安定関連）※5号に限る	基準料率	0.75								
			補助率	0.665								
			利用者負担率	0.085								
	対馬（業容拡大）	普通・無担保保険	基準料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
			補助率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
			利用者負担率	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
		（経営安定関連）※5号に限る	基準料率	0.75								
			補助率	0.75								
			利用者負担率	0.00								
	壱岐創業	（創業関連）	基準料率	0.80								
			補助率	0.80								
			利用者負担率	0.00								
	壱岐	普通・無担保保険	基準料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
			補助率	0.950	0.875	0.775	0.675	0.575	0.500	0.400	0.300	0.225
			利用者負担率	0.950	0.875	0.775	0.675	0.575	0.500	0.400	0.300	0.225
		（経営安定関連）	基準料率	0.80（5、7、8号 0.75）								
			補助率	0.50（5、7、8号 0.45）								
			利用者負担率	0.30（5、7、8号 0.30）								
	五島	普通・無担保保険	基準料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
			補助率	0.85	0.85	0.85	0.85	0.85	0.70	0.50	0.30	0.15
			利用者負担率	1.05	0.90	0.70	0.50	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30
	長与創業	（創業関連）	基準料率	0.80								
			補助率	0.80								
			利用者負担率	0.00								
	長与	普通・無担保保険	基準料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
			補助率	0.950	0.875	0.775	0.675	0.575	0.500	0.400	0.300	0.225
			利用者負担率	0.950	0.875	0.775	0.675	0.575	0.500	0.400	0.300	0.225
市町制度（佐世保支所管轄地域）	佐世保創業	（創業関連）	基準料率	0.80								
			補助率	0.80								
			利用者負担率	0.00								
		（一般）	基準料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
			補助率	0.76	0.70	0.62	0.54	0.40	0.25	0.05	0.00	0.00
			利用者負担率	1.14	1.05	0.93	0.81	0.75	0.75	0.75	0.60	0.45
	佐世保小口	普通・無担保保険	基準料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
			補助率	0.76	0.70	0.62	0.54	0.40	0.25	0.05	0.00	0.00
			利用者負担率	1.14	1.05	0.93	0.81	0.75	0.75	0.75	0.60	0.45
		特別小口保険	基準料率	0.80								
			補助率	0.05								
			利用者負担率	0.75								
		（経営安定関連）	基準料率	0.80（5、7、8号 0.75）								
			補助率	0.32（5、7、8号 0.27）								
			利用者負担率	0.48（5、7、8号 0.48）								
	佐世保緊急	普通・無担保保険	基準料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
			補助率	0.76	0.70	0.62	0.54	0.40	0.25	0.05	0.00	0.00
			利用者負担率	1.14	1.05	0.93	0.81	0.75	0.75	0.75	0.60	0.45
		（経営安定関連）	基準料率	0.80（5、7、8号 0.75）								
			補助率	0.32（5、7、8号 0.27）								
			利用者負担率	0.48（5、7、8号 0.48）								

	制度名（略称）	保険・特例		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
市町制度（佐世保支所管轄地域）	佐危機関連	（危機関連）	基準料率	0.80								
			補助率	0.32								
			利用者負担率	0.48								
	佐世保合理化	普通・無担保保険	基準料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
			補助率	0.76	0.70	0.62	0.54	0.40	0.25	0.05	0.00	0.00
			利用者負担率	1.14	1.05	0.93	0.81	0.75	0.75	0.75	0.60	0.45
	佐世保合理化	（経営安定関連）	基準料率	0.80 （5、7、8号 0.75）								
			補助率	0.32 （5、7、8号 0.27）								
			利用者負担率	0.48 （5、7、8号 0.48）								
	佐世保エコ	普通・無担保保険	基準料率	1.75	1.60	1.40	1.20	1.00	0.85	0.65	0.45	0.30
			補助率	0.70	0.64	0.56	0.45	0.25	0.10	0.00	0.00	0.00
			利用者負担率	1.05	0.96	0.84	0.75	0.75	0.75	0.65	0.45	0.30
		エネルギー対策保険	基準料率	1.00								
			補助率	0.40								
			利用者負担率	0.60								
	佐世保DX	（一般）	基準料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
			補助率	0.76	0.70	0.62	0.54	0.40	0.25	0.05	0.00	0.00
			利用者負担率	1.14	1.05	0.93	0.81	0.75	0.75	0.75	0.60	0.45
	佐世保承継	普通・無担保保険	基準料率	1.52	1.40	1.24	1.08	0.92	0.80	0.64	0.48	0.36
			補助率	－	－	0.49	0.33	0.17	0.05	－	－	－
			利用者負担率	1.52	1.40	0.75	0.75	0.75	0.75	0.64	0.48	0.36
	平戸創業	（創業関連）	基準料率	0.80								
			補助率	0.80								
			利用者負担率	0.00								
	平戸	普通・無担保保険	基準料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
			補助率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
			利用者負担率	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	松浦	普通・無担保保険	基準料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
			補助率	0.70	0.58	0.40	0.25	0.15	0.10	0.00	0.00	0.00
			利用者負担率	1.20	1.17	1.15	1.10	1.00	0.90	0.80	0.60	0.45
	西海	普通・無担保保険	基準料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
			補助率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
			利用者負担率	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	東彼杵創業	（創業関連）	基準料率	0.80								
			補助率	0.80								
			利用者負担率	0.00								
	東彼杵	普通・無担保保険	基準料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
			補助率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
			利用者負担率	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	川棚創業	（創業関連）	基準料率	0.80								
			補助率	0.80								
			利用者負担率	0.00								
	川棚	普通・無担保保険	基準料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
			補助率	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	0.80	0.60	0.45
			利用者負担率	0.90	0.75	0.55	0.35	0.15	0.00	0.00	0.00	0.00
	波佐見創業	（創業関連）	基準料率	0.80								
			補助率	0.80								
			利用者負担率	0.00								
	波佐見	普通・無担保保険	基準料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
			補助率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
			利用者負担率	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
		（経営安定関連）	基準料率	0.80 （5、7、8号 0.75）								
			補助率	0.80 （5、7、8号 0.75）								
			利用者負担率	0.00 （5、7、8号 0.00）								
	佐々創業	（創業関連）	基準料率	0.80								
			補助率	0.80								
			利用者負担率	0.00								
	佐々	普通・無担保保険	基準料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
			補助率	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	0.80	0.60	0.45
			利用者負担率	0.90	0.75	0.55	0.35	0.15	0.00	0.00	0.00	0.00

（注）「長経営安定」「島原」「大村」「五島（業容拡大）」「雲仙」の普通・無担保保険対象は、責任共有保証料率の基準料率が適用されます。

8．保証申込必要書類チェックリスト

保証申込時の必要書類

保証申込には、主に次の書類が必要となります。また、ご利用いただく保証制度により所定の書類が必要になることがあります。

※太字は保証協会所定の様式です。また、○は内容に変更がなければ必要ありません。
　このほか、必要に応じて、その他の書類のご提出をお願いする場合もあります。

	初回	2回目以降	必要に応じて	備　　考
信用保証依頼書	●	●		
（裏面）資格要件申告欄			●	「根・当座」「根・カード」等の場合
信用保証委託申込書	●	●		【「特定社債」、「ＡＢＬ保証」等は専用様式】
（裏面）保証人等明細			●	連帯保証人または物上保証人がいる場合
申込人（企業）概要	●	○		前回提出後、３年以上経過している場合は必要
信用保証委託契約書（Ｒ 3.7.1 以降後取り）	●	●		【「特定社債」、「ＡＢＬ保証」等は専用様式】
個人情報の取扱いに関する同意書（包括同意書）	●	○		申込人、連帯保証人が個人の場合
確定申告書２期分［決算書、勘定科目明細］（写）	●	○		税務署受付印があるもの（電子申告の場合は受信通知を印刷したものを添付）
試算表（写）			●	決算期から６カ月以上経過している場合
定款（写）・商業登記事項証明書（写）	●	○		法人・組合の場合
印鑑証明書（写）	●	○		申込人・連帯保証人・物上保証人のもの
「保証協会団信」加入意思確認書			●	【加入しない場合は写し（原本は金融機関保管）、加入する場合は原本】
債務弁済委託契約申込書・団信申込書兼告知書			●	団信に加入する場合
健康診断結果証明書			●	融資金額が 5,000 万円超で団信に加入する場合
納税証明書			●	県市町制度の場合など
許認可証等（写）	●	○		許認可等を必要とする業種の場合
従業員数確認書類　［労働保険概算・増加概算確定保険料申告書（写）または日本年金機構等公的機関による証明書］	●	○		資本金が規定の金額を超え、かつ従業員数が規定の90％を超える場合
住民票（写）、もしくは在留カード（写）、特別永住者証明書（写）	●	○		申込人または連帯保証人が外国人の場合
性風俗関連特殊営業の宣誓書	●	●		営業実態がラブホテルに類似している場合等、性風俗関連特殊営業に該当するか否か判別がつきにくい場合
受注工事明細書	●	●		建設業の場合（金融機関所定の様式で代用可能）
工事請負契約書・注文書（写）			●	建設業で工事金を返済財源とする場合など
資金繰表			●	建設業の場合など
見積書・売買契約書・建築確認申請書等（写）			●	設備資金の場合
返済計画表			●	設備資金の場合など
手形・電子記録債権明細書・信用照会（写）			●	手形・電子記録債権割引または商手担保の場合
「中小企業の会計に関する基本要領」の適用に関するチェックリスト等（写）・確認・同意書			●	税理士連携保証を利用し、保証料に同要領に基づく会計割引を適用する場合
不動産登記事項証明書・所在地図・公図・地積測量図・建物図面等（写）・金融機関の担保物件明細書（写）			●	新規に担保提供する場合または再評価が必要な場合
求償特約の念書			●	担保提供者が物上保証人の場合
信用保証料分割支払承認依頼書			●	信用保証料を分割で支払う場合

ＮＰＯ法人の場合は、別途、特定非営利活動促進法第 28 条に規定する次の書類が必要になります。
「事業報告書」、「計算書類（活動計算書及び貸借対照表）及び財産目録」
「年間役員名簿」、「社員のうち十人以上の者の氏名及び住所を記載した書面」

9．信用保証依頼書・信用保証委託申込書　記入例

記入例

信用保証依頼書

① 令和（西暦）　5年　5月　1日

長崎県信用保証協会　行

本申込について、審査の結果、貸付を適当と認めますので、保証制度要綱および同事務取扱要領を遵守のうえ信用保証を依頼します。

金融機関本・支店名 ④	金融機関コード	9999-999	代理貸
	電話番号	（095）822－	××××
② 代表者名 ③ ○○○銀行　○○○支店 支店長　○○　○○	FAX番号	（095）822－	△△△△
	担当部署・担当者	佐藤 ⑦	
	不在時連絡者	山田	
⑥ 申込人	協会顧客番号	1234567 ⑤	事前相談受付番号
	フリガナ	ナガサキショウテン	保証制度（略称） 県○○○
	長崎商店　株式会社 ⑧		責任共有対象 1 無 ⑨ 2 有（①部分保証 ②負担金）

貸付条件 ⑩	貸付金額	1 個別 2 極度　10000000 円	貸付予定日 ⑪ 5年 5月 25日
	期間または期日	⑫ 60か月、または 10年 5月 10日	
	資金使途	1 運転 2 設備 3 運転・設備	貸付利率 1 固定 2 変動 ⑬ 年 1.5 %以内
	貸付形式	1 証書 2 手形 3 手形割引 4 公正証書 5 当貸（貸付専用型） 6 当貸（カードローン型） 7 電子記録債権割引 ⑭	
	返済方法	区分 1 一括 2 元金均等 3 元利均等（ローン） 4 不均等 5 当貸随時 6 当貸約定 7 商手落込	
		返済条件 ⑮ 7か月目から 59か月目まで 1か月毎 185,000 円	
		59か月目まで 1か月毎 円 初回・最終回 195,000 円	
		5年 12月 10日から 1か月毎 10日に 185,000 円あて 53回返済 初回・最終回 195,000円	
		（不均等　　）	
この貸付で完済する保証がある場合など	保証番号	5000123456 ⑯	保証料返戻預金口座 種類 1 普通 2 当座
			口座番号 999-987654 3
			口座名義（カナ） ナガサキショウテン（カ
	割引残高有無	1 無 2 有 ※割引根保証を更新する場合は、ご記入ください。	
連帯保証人	保証人等明細に記入のとおりとします。		
担保有無	1 無 2 有	担保種類 1 不動産 2 有価証券 3 商手 4 売債 5 その他（　）	
設定区分	1 協会 2 金融機関	担保流用区分 1 新規 2 既存（同条件） 3 既存（変更）	
備考（担保明細等）	※新規設定の場合は、必ず「不動産登記簿謄本」等の資料を添付してください。既存（変更）の場合は、以下に内容等をご記入願います。なお、担保番号や保証番号が分かる場合にはご記入願います。 ⑰ •当行設定根抵当権　極度額 20,000千円 【物件の所在】長崎市○○町360番1　土地　1筆（150㎡）　建物　1棟（70㎡）		

⑱ 5年 5月 1日現在の残高（取引開始 預金 H10年 6月／融資 H10年 6月）

当店取引状況								
預金	当座	15,000 千円	融資	区分	プロパー	保証協会付	保全状況	取引振り
	普通	600 千円		貸付	9,000 千円	10,000 千円	不動産 20,000 千円	1 優良
	定期性	2,600 千円		割引	千円	千円	預金 千円	2 良
	その他	千円		その他	千円	千円	その他 千円	③ 普通
	合計	18,200 千円		合計	9,000 千円	10,000 千円	合計 20,000 千円	4 新規

申込人状況	
申込人（代表者）の事業経験・業界知識	1 十分ある ② 普通 3 やや不足している
事業の将来性	1 有 2 やや有 ③ 横這い 4 下降・後退
申込人（代表者）の計数観念（決算・業績把握度）	1 十分に有 ② 普通 3 やや不足している
立地条件（商業・サービス業）、取引先状況（製造業ほか）	1 良好 ② 普通 3 不良
今期中の焦げ付	① 発生していない 2 発生した（相手先　　千円）

金融機関所見

※最近の業況、返済能力、経営者の人物、取組方針等 ⑲

昭和57年10月設立の麺類製造業者。

令和4年10月期は減収となったものの、経費削減により大幅増益にて期了。今期も、売上・利益ともに確保が見込まれる。

業績、財務は改善傾向にありメイン行として継続支援方針の先。

【確認状況記載欄】「申込書の内容を申込人が理解し、申込意思に基づいて正しく記載されていること」について、次の通り確認しております。

⑳ 確認年月日	確認時間	確認方法	金融機関確認者
5年 5月 10日	14時 30分	1 電話 2 来店面談 ③ 訪問面談 4 その他（　）	佐藤

記入要領

信　用　保　証　依　頼　書

① 「令和」か「西暦」のどちらかに○をして、記入日をご記入ください。
　また、「信用保証委託申込書」の日付より前の日付になっていないことをご確認ください。

② 金融機関名、支店、代表者名には「支店長」等を表記してください。
　なお、金融機関店舗は、保証依頼から貸付実行までの間は変更できませんので、保証依頼書を記入された店舗で貸付実行まで責任をもって取り扱ってください。店舗移管が必要となる場合は、貸付実行後の移管手続きとするか、一旦保証申込を取下げて再申込するか、どちらかの対応となります。
　本・母店制やローンセンターなどを設置されている金融機関は特にご注意ください。

③ 押印は不要です。

④ 必ず支店コードまでご記入ください。

⑤ ご記入の必要はありません。

⑥ 協会顧客番号は、保証利用の実績がある場合に、信用保証書等をご確認のうえ、当協会の顧客番号をご記入ください。保証利用の実績がない場合は、ご記入の必要はありません。
　また、法人の場合、「(株)」、「(有)」等の省略表記は行わないでください。

⑦ 通常は担当者名と不在時連絡者名をご記入ください。(担当部署は必要に応じてご記入ください。)
　なお、緊急を要す場合がありますので、不在時連絡者名は必ずご記入ください。

⑧ 同一保証制度で複数の対象資金がある場合、「県○○（△△)」等と区別できるようにご記入ください。

⑨ 責任共有制度の対象となる保証制度をご利用の場合は、「２有」を○で囲み、併せて、「①部分保証」か「②負担金」かのどちらか、各金融機関が選択している方式も○で囲んでください。
　なお、いずれの金融機関も、創業保証や小口零細企業保証に関連する保証制度は責任共有制度の対象外、また、中小企業特定社債保証や流動資産担保融資保証は部分保証となります。

⑩ 当座貸越、手形・電子記録債権割引等の根保証をご利用の場合は、「２極度」を○で囲み、極度額をご記入ください。

⑪ 貸付実行は信用保証書発行後となりますので、余裕を持って予定日を設定してください。
　また、信用保証書の有効期限は通常30日間ですが、根保証の更新を行う場合、原則として、既存根保証の最終期限が貸付実行日となります。この場合、手形・電子記録債権割引根保証については、既存根保証の最終期限が休業日であれば、前営業日に実行してください。(その他の根保証について、翌営業日の実行で問題がない金融機関は、翌営業日で差し支えありません。)

⑫ 原則として、月数保証（期間）となりますが、根保証は、確定日保証（期日）となります。
　根保証以外でも、あらかじめ期日が決まっている場合は、期日もご記入ください。

⑬ 県市町制度は、所定の貸付利率を適用してください。基本的に固定金利となります。
　また、「以内」の記載に拘らず、予定する貸付利率（未定の場合は上限利率）をご記入ください。

⑭ 手形・電子記録債権割引根保証について、「貸付形式」は、手形のみを割引する場合は「３手形割引」、電子記録債権のみ、または両方を割引する場合は「７電子記録債権割引」を○で囲んでください。
　また、「返済方法・区分」はいずれの場合も「７商手落込」を○で囲んでください。

⑮ 均等分割返済で、あらかじめ約定返済日が決まっている場合は、２段目にご記入ください。
　また、不均等分割返済で、１段目に記入できない場合は、３段目にご記入ください。
　なお、１段目に記入する場合、据置期間が６カ月あれば「７カ月目から」としてください。

⑯ 保証料の返戻が発生した場合に、振込を希望する預金口座の種類と口座番号、口座名義（カナ）をご記入ください。原則として、申込金融機関店舗にある申込人名義の口座とします。事情により他店口座とする場合は、必ず店名と店番コードを空欄に補記してください。(他金融機関の口座は指定できません。)
　なお、完済する保証に他金融機関のものが含まれる場合は、別の手続きにより返戻しますので、ご記入の必要はありません。

⑰ 本申込を担保条件とする場合は、「担保有無」の「２有」を○で囲み、必要事項をご記入ください。

⑱ 「預金」の「その他」には、代表者の個人預金、その他関係固定預金をご記入ください。
　また、「融資」の「プロパー」には、保証会社（保証協会を除く。）の保証付きも含めてご記入ください。
　なお、「保全状況」の「不動産」には、根抵当権極度額及び抵当権債務残高をご記入ください。

⑲ 決算（減収減益等）の要因、今後の見通し、金融機関の取組方針等を具体的にご記入ください。
　なお、別紙を添付する場合は、「別紙のとおり」とご記入ください。

⑳ 確認状況記載欄は、「申込書の内容を申込人が理解し、申込意思に基づいて正しく記載されていること」について、確認した日時と方法を正確に記載してください。なお、金融機関確認者は、実際に確認された方の名前を記名してください。(シャチハタの押印等でも構いません)

記　入　例

【注意】
記入漏れ等により本申告欄を信用保証依頼書と別に提出する場合は、空白に申込人名及び金融機関本・支店名及び代表者名を表記し、金融機関印を押印してください。

資格要件申告欄

当座貸越（貸付専用型）根保証又は事業者カードローン当座貸越根保証の場合は必ずご記入ください。

下記の通り「当座貸越（貸付専用型）根保証」又は「事業者カードローン当座貸越根保証」の資格要件に該当しており、今後とも当＿行＿①として、支援育成していきたい先であり、償還能力も認められます。

記

記入要領

① 「銀行」、「行」、「信金」、「金庫」、「信組」、「組合」等、貴金融機関についてご記入ください。
② （1）（2）の両方を満たす必要があります。○で囲む必要はありません。
③ 当該要件はご使用できませんので、選択しないでください。
④ ご記入の必要はありません。
⑤ 「3」を選択した場合、固定資産の課税明細書（写）等、所有不動産の確認資料をご提出ください。

共通要件 ②

（1）同一事業の業歴が3年以上で、2期以上の確定申告を行っている。
（2）当＿行＿①との与信取引が6か月以上ある。

当座貸越（貸付専用型）根保証

＊該当する資格要件の番号を一つだけ○で囲んで下さい。

＜個人事業者＞

① 保証申込直前期の決算における中小企業信用リスク情報データベース（CRD）によるスコアリングが基準以上である。
③ 2. 当＿④＿の信用スコアリングが前記CRD基準と同等以上である。
3. 確定申告が青色申告であり、申込直前期の決算において申告所得300万円以上を計上し、かつ自己名義の不動産⑤（自宅・店舗等）を所有する。
4. 確定申告が青色申告であり、申込直前期の決算において申告所得100万円以上を計上し、不動産等物的担保の提供がある。

＜法人＞

1. 保証申込直前期の決算における中小企業信用リスク情報データベース（CRD）によるスコアリングが基準以上である。
③ 2. 当＿④＿の信用スコアリングが前記CRD基準と同等以上である。

事業者カードローン当座貸越根保証

＊該当する資格要件の番号を一つだけ○で囲んで下さい。

＜個人事業者＞

1. 保証申込直前期の決算における中小企業信用リスク情報データベース（CRD）によるスコアリングが基準以上である。
③ 2. 当＿④＿の信用スコアリングが前記CRD基準と同等以上である。
3. 確定申告が青色申告であり、申込直前期の決算において申告所得を計上し、かつ自己名義の不動産（自宅・店舗等）を所有する。

＜法人＞

1. 保証申込直前期の決算における中小企業信用リスク情報データベース（CRD）によるスコアリングが基準以上である。
③ 2. 当＿④＿の信用スコアリングが前記CRD基準と同等以上である。

以　上

記入例

信用保証委託申込書

① 令和（西暦） 5 年 5 月 1 日
（どちらかに○をしてください）

長崎県信用保証協会 行

次のとおり借入したいので、信用保証をお願いします。

② 申込	フリガナ ナガサキショウテン 法人名 長崎商店 株式会社	④ 本社または住所	〒 850-9999 TEL（095）822-×××× フリガナ ナガサキシ サクラマチ 長崎市桜町4番1号
	フリガナ ナガサキ タロウ 氏名または代表者名 代表取締役 長崎太郎 ① 男 2 女	⑤ 営業所または工場等	〒□□□-□□□□ TEL（ ） - フリガナ
③	フリガナ 商号（個人のみ記入）		
	組織	1 個人 ② 株式 3 有限 4 合名 5 合資 6 合同 7 士業法人 8 組合 9 医療法人 10 その他法人	
	資本金 10,000,000 円	⑦ 従業員	常用（役員・家族除く） 15 名 常用（役員・家族） 3 名 臨時（パート含む） 10 名
⑥	後継者	1 無 ② 有	
⑧	生年月日または設立年月日	暦 明 大 昭 平 令 57 年 10 月 2 日	
⑨	業種	（主たる業種）麺類製造・販売 （従たる業種）	
⑩	取扱品目（%で表示）	乾麺 90 % その他 10 %	
⑪	会計処理	1 中小企業会計に準拠 2 非準拠 ③ 会計参与設置	
⑫	（個人事業主の方）貸借対照表作成の有無	1 無 2 有	
⑬	許認可等	1 不要 ② 有 （当該事業に係る許認可証等を取得し、適法に事業を営んでいることを宣誓いたします）	

申込内容	金融機関	○○○銀行 （ ○○○ 本・支店）	期間または期日	⑭ 60 か月 年 月 日	返済方法 1 一括 ② 分割
	借入金額（極度額）	⑮ 10000000 円	資金使途	① 運転資金 ⑯ 10,000 千円 2 設備資金 千円	保証料分納希望 1 無 ⑰ ② 有
	⑱ 調達方法	本件 10,000 千円 他借入 千円 自己資金 千円 その他 千円 合計 10,000 千円	⑲ 必要理由	※ 本件借入に伴う資金は今回申込に係る事業以外の目的で使用いたしません 人件費および諸経費支払い	

業況等	⑳ 最近12か月の売上	4年/5月 11,286 千円	4年/9月 13,271 千円	5年/1月 13,212 千円	㉑ 申込時預金・借入金残高	（預金） 3,200 千円
		4年/6月 10,845 千円	4年/10月 12,114 千円	5年/2月 9,905 千円		（借入金） 19,000 千円
		4年/7月 13,947 千円	4年/11月 10,546 千円	5年/3月 10,592 千円		※ 非事業性の借入金は除きます
		4年/8月 15,662 千円	4年/12月 14,002 千円	5年/4月 11,409 千円	納税状況	① 滞納なし 2 滞納あり ㉒

※ 別添資料がある場合には記入不要です。なお、申込時預金・借入金残高欄は個人事業主の方で貸借対照表を未作成の場合にご記入願います。

㉓ 他協会の保証利用	① 無 2 有	（ 信用保証協会） （ 信用保証協会）
団信加入希望	保証協会団体信用生命保険（略称「保証協会団信」） 加入希望の有無 ① 無 2 有	

※「保証協会団信」の加入の有無と、保証の諾否・金額査定はまったく関係ありません。

記入要領

信用保証委託申込書

① 「令和」か「西暦」のどちらかに○をして、記入日をご記入ください。

② 法人（法人名･代表者名）はゴム印でも構いませんが、「(株)」、「(有)」等の省略表記は行わず、「代表取締役」等は表記してください。また、必ずしも自署、押印の必要はありません。

③ 個人で「○○商店」等の商号・屋号がある場合はご記入ください。

④ 法人は登記上の本社所在地、個人は住民登録上の住所をご記入ください。

⑤ 本社又は住所以外に営業所、店舗、工場等の事業所がある場合は、主要な営業所等をご記入ください。
なお、営業所等が多く、「営業所等一覧」等の資料がある場合は、参考に添付してください。

⑥ 後継者は事業の後継者であり、身内に限りません。１または２のいずれかを必ず○で囲んでください。

⑦ 常用（役員・家族を除く）には、雇用形態を問わず、実質的に常雇いであればパート等も該当します。
常用（役員・家族）には、法人は常勤役員、個人は事業主と同一生計の三親等内の親族が該当します。
臨時（パート含む）には、雇用形態を問わず、全くの臨時的な従業員が該当します。

⑧ 個人の場合は生年月日、法人の場合は設立年月日をご記入ください。

⑨ 主たる業種は、直近の決算時における業種を日本標準産業分類の小分類業種によりご記入ください。
兼業がある場合は、従たる業種も同様にご記入ください。

⑩ 取扱品目は、できるだけ具体的に、売上比率の高いものをご記入ください。

⑪ １～３のいずれかを○で囲んでください。税理士連携保証のお申込で「１中小企業会計に準拠」の場合には、『「中小企業の会計に関する基本要領」の適用に関するチェックリスト』及び『「中小企業の会計に関する基本要領」に基づく保証料割引制度の利用に関する確認・同意書』をご提出ください。税理士連携保証以外のお申込の場合、同書類は不要です。また「３会計参与設置」の場合は登記の確認が必要です。

⑫ 個人で確定申告時に貸借対照表を作成している場合は、「２有」を○で囲み、貸借対照表をご提出ください。
また、作成していない場合は、「１無」を○で囲み、聞き取り等による貸借対照表をご提出ください。

⑬ 許認可等を必要とする事業を行っている場合には、当該事業に係る許認可証等の写しをご提出ください。
また、この際、許可名義人および有効期限をご確認ください。

⑭ 借入希望期間を月数でご記入ください。また、手形割引の場合は、手形の支払期日をご記入ください。

⑮ 当座貸越、割引等の根保証の場合は、極度額をご記入ください。

⑯ 借入金額に対する運転資金と設備資金の内訳金額をご記入ください。
また、設備資金については、見積書等の確認資料をご提出ください。

⑰ 保証料は一括徴収を原則としていますが、保証期間が２年を超えるものは、貸付実行時を初回として1年ごとに分割納入することができます。分納を希望される場合は、「２」を○で囲み、保証料分割支払承認依頼書をご提出ください。

⑱ 必要資金総額に対する調達方法をご記入ください。
また、本件借入以外に他から借入等を予定している場合には、「他借入」欄にご記入ください。

⑲ 今回、資金が必要となった理由・背景や具体的な資金の使途等をご記入ください。

⑳ 最近12カ月の売上推移をご記入ください。別添資料がある場合には記入不要です。

㉑ 個人で貸借対照表を作成していない場合、他の金融機関分も含めてご記入ください。

㉒ 税金、社会保険料等の公租公課が滞納している場合、原則として、完納のうえでお申込ください。

㉓ 「保証協会団信」には、個人事業主または法人代表者の満年齢が、申込日（告知日）現在で20歳以上71歳未満であれば加入できます。加入希望の有無をご記入いただくとともに、「保証協会団信」加入意思確認書をご提出ください。
また、団信加入を希望される場合は、別途「保証協会団信」申込書もご提出ください。

記入例

保証人等明細

① 令和（西暦） 5 年 5 月 1 日

② 種別	① 連帯保証人　2 物上保証人
③ 申込人関係	① 代表者　2 役員　3 事業承継予定者　4 親族(同一生計) 5 親族(同一生計外)　6 友人・知人　7 関連法人　8 その他(　　)
氏名または法人名	フリガナ ナガサキ　タロウ 長崎　太郎　① 男　2 女　(79 才) ④ 生年月日または設立年月日：西暦　明 大 (昭) 平 令　1 9 年 3 月 9 日
⑤ 住所	〒 8 5 0 − 8 5 4 7　フリガナ ナガサキシサクラマチ４バン１ゴウ 長崎市桜町４番１号 TEL（095）822 − 9171
職業 ⑥	1 会社員　2 公務員　③ 自営（当社代取）　4 その他(　　)　年収 7 百万円
保有資産状況	所有不動産　1 無　② 有　土地 300 ㎡　建物 200 ㎡ 所在地：長崎市桜町４番１号　⑦ 時価合計 50 百万円 預金・その他 10 百万円 負債残高 10 百万円

種別	1 連帯保証人　2 物上保証人
申込人関係	1 代表者　2 役員　3 事業承継予定者　4 親族(同一生計) 5 親族(同一生計外)　6 友人・知人　7 関連法人　8 その他(　　)
氏名または法人名	フリガナ 1 男　2 女　(　　才) 生年月日または設立年月日：西暦　明 大 昭 平 令　年　月　日
住所	〒 □□□ − □□□□　フリガナ TEL(　　) −
職業	1 会社員　2 公務員　3 自営(　　)　4 その他(　　)　年収　百万円
保有資産状況	所有不動産　1 無　2 有　土地　㎡　建物　㎡ 所在地　時価合計　百万円 預金・その他　百万円 負債残高　百万円

種別	1 連帯保証人　2 物上保証人
申込人関係	1 代表者　2 役員　3 事業承継予定者　4 親族(同一生計) 5 親族(同一生計外)　6 友人・知人　7 関連法人　8 その他(　　)
氏名または法人名	フリガナ 1 男　2 女　(　　才) 生年月日または設立年月日：西暦　明 大 昭 平 令　年　月　日
住所	〒 □□□ − □□□□　フリガナ TEL(　　) −
職業	1 会社員　2 公務員　3 自営(　　)　4 その他(　　)　年収　百万円
保有資産状況	所有不動産　1 無　2 有　土地　㎡　建物　㎡ 所在地　時価合計　百万円 預金・その他　百万円 負債残高　百万円

記入要領

保　証　人　等　明　細

① 「令和」か「西暦」のどちらかに○をして、記入日をご記入ください。
② 連帯保証人か物上保証人かのいずれかを○で囲んでください。
③ 被保証人または代表者との関係で該当する項目を○で囲んでください。
④ 個人の場合は生年月日、法人の場合は設立年月日をご記入ください。
⑤ 個人の場合は住民登録上の住所、法人の場合は登記上の本社所在地をご記入ください。
⑥ 法人代表者は「３自営」、役員は「４その他」を○で囲んでください。
⑦ 「時価合計」は所有不動産の時価評価合計額、「預金・その他」は預金残高と有価証券および動産の評価額との合計額、「負債残高」は借入金の残高合計額をご記入ください。

記入要領

申　込　人（企　業）概　要

① 「令和」か「西暦」のどちらかに○をして、記入日をご記入ください。
② 申込人（企業）の概要をご記入ください。
③ 申込人または法人代表者の生年月日及び略歴をご記入ください。
④ 保有している特許がある場合、「２有」を○で囲み、登録番号及び内容をご記入ください。
⑤ 申込人または法人代表者が保有している認証または国家資格がある場合は、その名称等をご記入ください。
⑥ 売上額・仕入額（外注費等を含む。）の構成比が高い取引先をご記入ください。
⑦ 申込人または法人代表者が不動産を所有している場合にご記入ください。
⑧ 所有不動産を担保に提供している場合の根抵当権極度額や抵当権債務残高の合計金額をご記入ください。

10. 事前協議について

当協会では、お申し出があれば、保証申込の前に事前協議にて、対応可能な保証申込額の回答、お客様への適切な保証制度、融資組立て、経営アドバイスの提案等を行っています。

（事前協議事由）

当協会は、以下のような場合に事前協議を受け付けています。

○制度要件・保証料率の確認
○創業、ベンチャー、再チャレンジ資金
○多額な設備投資、多額な運転資金
○特殊資金（超長期、高利、他行肩代り）
○著しい業況悪化先の資金
○取引先倒産等による手当て資金

＊以上に該当しない「業況に著変が無いお客様の還元資金」や「特に心配が無いようなお申込み」については、事前協議は不要ですので、直接お申込ください。

（協議方法）

融資予定事前協議書に必要事項を記載した上で、協議に必要な資料（決算書、設備資金に係る投資内訳･調達方法、財源検討表、担保明細表、工事金調書、資金繰り表　等）を添付して、郵送にてお申込ください。

個人情報保護法により、事前協議においても個人情報の取得・提供についてはご本人の同意が必要です。事前に同意を得た上でご相談ください。

＊お客様の保証料率の確認については決算書が２期分あれば算出できます。融資予定事前協議書にも「スコアリング（保証料率）の確認のため」と記載して送付していただくだけで結構です。

（回答方法）

事前協議のお申込後、１週間以内に電話にてご回答いたします。

ただし、事前協議においての「回答」は「保証の予約」ではありませんのでご注意ください。

（注）制度によっては事前協議が申込の条件になっているものもあります。詳しくは「保証利用のご案内」の保証制度一覧表をご覧ください。

11. 保証協会の経営支援

「創業したいけど不安だな」「商品を見直したいけどどうすれば良いのかな？」「ちょっと経営を見直さないといけないな」など、金融以外の経営のお悩みにも応えるべく、様々な経営支援メニューを用意しています。

経営のお悩みを解決サポート！
6つの経営支援メニュー

1 専門家派遣

◆中小企業診断士、デザイナー、社会保険労務士、会計士等の外部専門家を派遣します。
◆経営に関する診断・助言を受けることができます（ワンポイント・アドバイス等）。
◆派遣回数は５回まで。派遣費用は全額当協会が負担します。**お客様の費用負担はありません。**
◆診断・助言内容：販路開拓、パッケージデザイン、販売促進、生産管理、人事・労務等

2 経営支援強化促進補助事業

◆経営改善計画の策定を支援します。（当協会が中小企業診断士等の外部専門家と連携）
◆創業先や生産性の向上を目指す方に外部専門家を派遣し、経営診断・課題解決・指導・助言を行います。
◆資金繰り支援が必要な場合には、金融機関と連携した金融支援（経営力強化保証や改善サポート保証等の活用を含む）を検討します。
◆本事業にかかる費用は、国（２分の１）・当協会（２分の１）が負担します。
（内容により費用の一部について利用者負担となる場合があります。）

3 経営サポート会議

◆当協会が事務局となる個社別の「経営サポート会議」を開催します。
◆中小企業者、金融機関、中小企業支援機関、外部専門家等が一堂に会し、意見交換ができます。
◆経営改善計画の内容や経営改善に向けた方向性についての意見交換等を行うことで迅速かつ円滑な経営改善に繋げることが可能になります。
◆経営サポート会議により経営改善計画に同意が得られた場合等に活用できる金融支援（改善サポート保証）の利用も可能になります。

4 創業者支援

◆創業前の相談から、創業時の資金調達、創業後のフォローアップまで一貫した継続的な支援を実施しています。
◆金融機関、商工会議所・商工会等の中小企業支援機関、外部専門家等と連携した支援を行います。
◆創業を計画されている方、創業後間もない方、地域の学生向けに「創業セミナー」を開催しています。

5 経営改善計画策定支援事業（405事業）にかかる補助事業

◆「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」（経営改善支援センターが窓口）を利用した経営改善計画策定にかかる費用を国の補助（３分の２）に加え、当協会が独自に補助（6分の1、上限30万円）します。

6 McSS経営診断報告書提供サービス

◆法人のお客様を対象とした経営診断システムによる報告書を提供します。
◆決算実績に基づいた分析結果を基に、財務面の「強み」・「弱み」を分かりやすく表示・解説した報告書です。
◆当協会の保証付借入がないお客様もご利用できます。**お客様の費用負担はありません。**

詳細はお問い合わせください

中小企業のサポーター
長崎県信用保証協会
NAGASAKI GUARANTEE

お問い合わせは
本　　所　経営支援課　TEL095-822-9932
佐世保支所　経営支援課　TEL0956-23-3295

詳しくはホームページをご覧下さい!!
http://www.cgc-nagasaki.or.jp
長崎県信用保証協会 検索

保証協会の利用の有無に係わらず、お申し出をいただいた法人のお客様に対して、経営診断報告書を無料でご提供します。この経営診断報告書は「McSS　経営診断報告書」と言い、全国100万社の財務情報と比較した信用力の位置付けと、財務面の「弱み」「強み」を分かりやすく表示・解説したものです。

12. 事務担当窓口

当協会の事務担当窓口

当協会の事務担当窓口は次のとおりです。お気軽にお電話ください。

<table>
<tr><th rowspan="2">事　務　内　容</th><th colspan="2">担　当　窓　口</th></tr>
<tr><th>本　所
(代表：095-822-9171)</th><th>佐世保支所
(代表：0956-23-3295)</th></tr>
<tr><td>総合企画に関すること</td><td colspan="2" rowspan="3">本所・企画情報課
(直通：095-822-9174)</td></tr>
<tr><td>機関誌、ホームページ等、協会の広報に関すること</td></tr>
<tr><td>保証制度の創設、改廃に関すること</td></tr>
<tr><td>保証相談、経営相談（創業、再生支援に関するものを除く。）</td><td rowspan="10">保　証　課
(直通：095-822-9172)

保証事務課
(直通：095-822-9173)</td><td rowspan="10">保　証　課
(0956-23-3295)</td></tr>
<tr><td>保証および条件変更の申込受付に関すること</td></tr>
<tr><td>保証申込の審査に関すること</td></tr>
<tr><td>条件変更申込の審査に関すること（返済方法変更以外）</td></tr>
<tr><td>担保の設定、変更、抹消等に関すること</td></tr>
<tr><td>保証料の徴収、管理および保証料の返戻に関すること</td></tr>
<tr><td>保証協会団体信用生命保険「保証協会団信」に関すること</td></tr>
<tr><td>信用保証書および変更保証書の発行、訂正（再発行）、取下げに関すること</td></tr>
<tr><td>信用保証書の有効期限延長に関すること</td></tr>
<tr><td>貸付実行、償還等の各種報告に関すること</td></tr>
<tr><td>金融機関、商工関係団体等との業務研修会（保証等）に関すること</td><td rowspan="9">経営支援課
(直通：095-822-9932)</td><td rowspan="19">経営支援課
(0956-23-3295)</td></tr>
<tr><td>創業支援、経営支援、条件変更に関する相談</td></tr>
<tr><td>条件変更申込の審査に関すること（返済方法変更に限る）</td></tr>
<tr><td>条件変更と同時に行う保証申込の審査に関すること</td></tr>
<tr><td>創業支援、経営支援に係る保証申込に関すること</td></tr>
<tr><td>金融機関、商工関係団体等との業務研修会（経営支援等）に関すること</td></tr>
<tr><td>金融機関が行うモニタリング報告に関すること</td></tr>
<tr><td>「がんばる長崎中小企業経営支援ネットワーク」に関すること</td></tr>
<tr><td>「サポート会議」に関すること</td></tr>
<tr><td>経営改善計画策定支援事業に関すること</td></tr>
<tr><td>再生支援に係る相談・保証申込に関すること</td><td rowspan="4">再生支援課
(直通：095-822-9175)</td></tr>
<tr><td>延滞債務の管理に関すること</td></tr>
<tr><td>事故報告の受付および事故案件の管理に関すること</td></tr>
<tr><td>事故案件に係る保証申込、条件変更に関すること</td></tr>
<tr><td>経営支援強化促進事業に関すること</td><td colspan="2" rowspan="2">本所・専門家派遣担当
(直通：095-822-9903)</td></tr>
<tr><td>専門家派遣事業に関すること</td></tr>
<tr><td>代位弁済の請求受付、審査および履行に関すること</td><td colspan="2" rowspan="2">本所・管理事務課
(直通：095-822-9909)</td></tr>
<tr><td>代位弁済に係る担保移転および預金相殺に関すること</td></tr>
<tr><td>求償権の回収および管理に関すること</td><td colspan="2">本所・再生支援課
(直通：095-822-9175)</td></tr>
</table>

本所及び佐世保支所の担当区分

お客さまの住所・本店所在地により区分しています。

（本　　所）　長崎市、島原市、諫早市、大村市、対馬市、壱岐市、五島市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町

（佐世保支所）　佐世保市、平戸市、松浦市、西海市
東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町

当協会からのファクシミリ送信について

1、信用保証書と変更保証書の当日発行分について、その内容を申込金融機関店舗に随時、ファクシミリ送信しています。

2、企画情報課所管の簡易な通知文書について
簡易な通知文書（公印省略文書）については、ファクシミリ送信によりご通知するようにしておりますので、通常の文書同様に保管していただきますようよろしくお願いします。

当協会のホームページについて

当協会では各種相談窓口の設置、保証制度の創設・改正等の新しい情報についてホームページを随時更新し、掲載していますのでご活用ください。

また、当協会のホームページから独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営する「経営自己診断システム」（利用料無料、登録不要）もご利用いただけます。

NAGASAKI GUARANTEE
長崎県信用保証協会
〒850-8547 長崎市桜町4番1号（長崎商工会館ビル6Ｆ・7Ｆ）
https://cgc-nagasaki.or.jp
長崎県信用保証協会 検索

令和５年度保証協会活用ハンドブック　令和５年７月発行